

# 令和7年度 市税の概要



加東  
伝の助

加東市マスコット  
でん の すけ



兵庫県加東市

---

## 加東市民憲章

---

わたしたちは、美しい自然・豊かな文化・あたたかな人々を誇る  
加東の市民として、この憲章を定めます。

- 一、人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。
- 一、学ぶ心を大切にし、文化あふれるまちにしましょう。
- 一、喜びをもって働き、健やかなまちにしましょう。
- 一、だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。

(平成23年3月20日制定)

---

# 目 次

## 第 1 章 加東市の概要

1	市のプロフィール	01
2	世帯数及び人口の年度別推移	02
3	税務機構その他	03
4	令和7年度一般会計歳入・歳出当初予算額	04
5	令和6年度一般会計歳入・歳出決算額	05
6	市税収入済額及び構成比の年度別推移	06
7	住民一人当たりの市税額	08
8	市税1万円のつかいみち	08

## 第 2 章 わたしたちの市税

1	市税の種類	09
2	市民税	10
3	固定資産税・都市計画税	17
4	軽自動車税(環境性能割)・(種別割)	25
5	国民健康保険税	30
6	市たばこ税・鉱産税・入湯税	33
7	市税の納付について	37
8	納期限までに納付しなかった場合について	39
9	滞納処分について	40
10	市税の証明などと手数料について	42

## 第 3 章 税務統計

1	市民税	
(1)	個人市民税納税義務者数の年度別推移	44
(2)	個人市民税額の年度別推移	45
(3)	納税義務者一人当たりの個人市民税額の年度別推移	45
(4)	退職所得の分離課税に係る所得割額など	46
(5)	個人市民税所得者区分別所得割額などの内訳	47
(6)	個人市民税課税標準額段階別納税義務者数の年度別推移	49
(7)	個人市民税課税標準額段階別所得割額の年度別推移	50
(8)	令和7年度個人市民税課税標準額段階別構成比	51
(9)	加東市へのふるさと納税額と寄附金税額控除額の内訳	53
(10)	住宅借入金等特別税額控除の年度別推移	53

(11) 法人市民税納税義務者数の年度別推移	-----	54
(12) 法人市民税調定額の年度別推移	-----	55
(13) 法人市民税月別調定額の年度別推移	-----	55
(14) ゴルフ場に関する法人市民税調定額の年度別推移	-----	57
<b>2 固定資産税・都市計画税</b>		
(1) 固定資産税納税義務者数の年度別推移	-----	58
(2) 固定資産税調定額の年度別推移	-----	58
(3) 土地について	-----	59
(4) 令和7年度 土地に関する概要調書	-----	61
(5) 家屋について	-----	63
(6) 令和7年度 家屋に関する概要調書	-----	65
(7) 償却資産について	-----	67
(8) 都市計画税について	-----	68
(9) 国有資産等所在市町村交付金の年度別推移	-----	69
<b>3 諸税</b>		
(1) 軽自動車税(環境性能割)	-----	70
(2) 軽自動車税(種別割)	-----	71
(3) 国民健康保険税	-----	73
(4) 市たばこ税	-----	77
(5) 鉱産税	-----	77
<b>4 徴収</b>		
(1) 税目別収納状況(現年度課税分)	-----	78
(2) 税目別収納状況(滞納繰越分)	-----	80
(3) 督促手数料の年度別収入済額	-----	82
(4) 延滞金の年度別収入済額	-----	83
(5) 収納方法別の年度別収入済額	-----	84
(6) 不納欠損	-----	85
(7) 執行停止	-----	86
(8) 滞納者数・滞納金額の年度別推移	-----	87
(9) 滞納処分(差押え、換価)状況	-----	88
(10) 公売状況	-----	90

# 第1章 加東市の概要



# 1 市のプロフィール

## ■ 位置と面積

兵庫県中央部やや南よりに位置する加東市は、瀬戸内型気候の特色を備えており、四季を通じて、比較的温暖な気候に恵まれています。

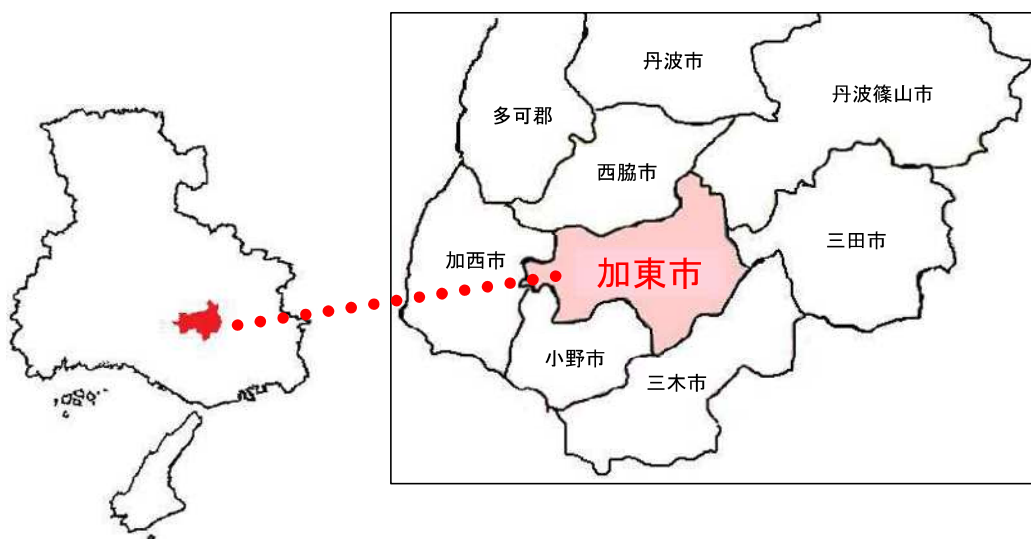
東は丹波篠山市、三田市、南は小野市、三木市、西は加西市、北は西脇市と接しており、総面積は157.55km<sup>2</sup>です。

## ■ 地形・地勢

北部から北東部にかけて、中国山地の支脈がのび、これに連なって御嶽山や三草山、五峰山などがあります。

加古川の支流である東条川や出水川、千鳥川、吉馬川、油谷川などが流れています。

多数のため池が築造されており、農業用水として活用されるとともに、自然環境との接点として幾多の生物に生息の場を与えています。



加東市章は、加東市の頭文字「K」を合併数を配して図案化したもので、豊かな自然と共生する人々の伸びやかな、活力に満ちたふれあいの田園都市を表しています。

## ■ 市マスコット:加東伝の助(かとうでんのすけ)



「加東伝の助」は、加東市に釣り針を伝えた「小寺彦兵衛」さんの想いを受け継いで誕生しました。

「伝の助」は、

昔の伝統文化を今に伝えます。

今の良いものを未来に伝えます。

いろんな情報を伝えます。

夢と元気を伝えます。

加東市の良いところを全国に伝えるために頑張っています。

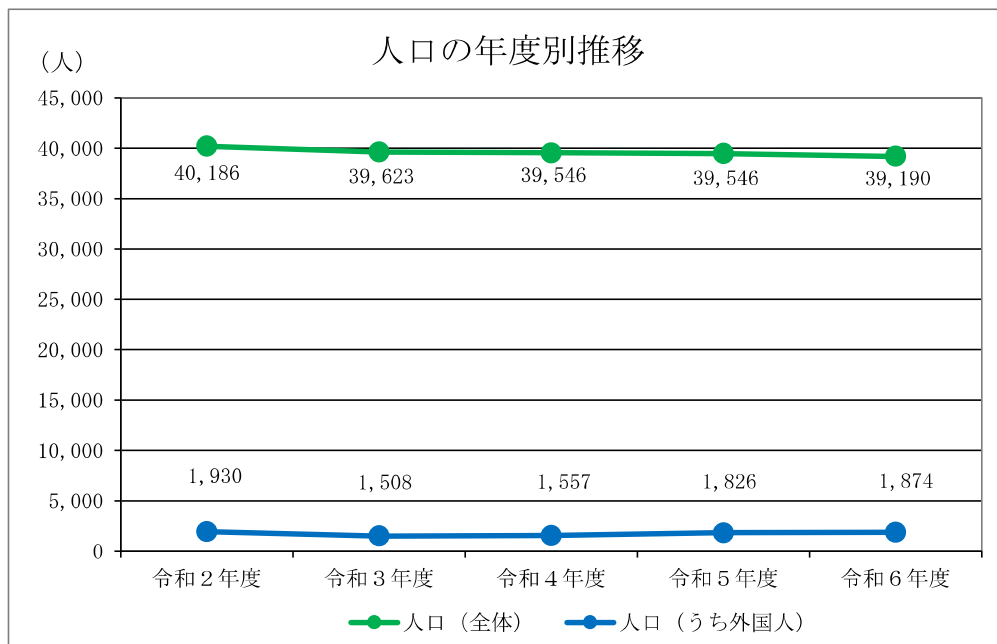
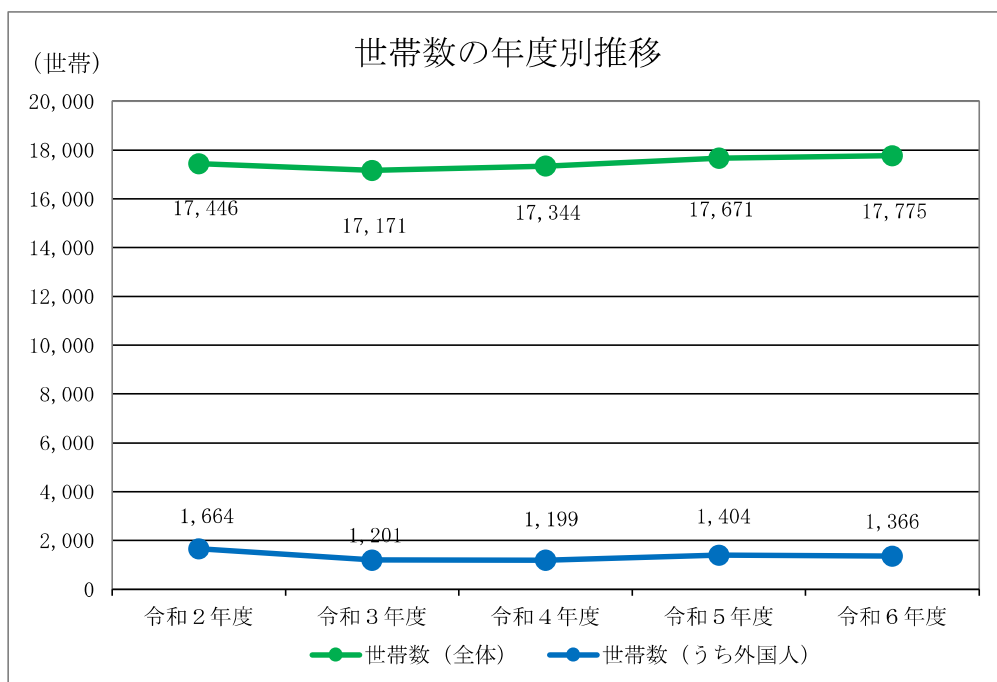
## 2 世帯数及び人口の年度別推移

各年度3月末日現在（単位：世帯、人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数		17,446 (1,664)	17,171 (1,201)	17,344 (1,199)	17,671 (1,404)	17,775 (1,366)
人 口	男	19,774 (960)	19,527 (755)	19,532 (781)	19,536 (949)	19,461 (1,016)
	女	20,412 (970)	20,096 (753)	20,014 (776)	19,926 (877)	19,729 (858)
	合計	40,186 (1,930)	39,623 (1,508)	39,546 (1,557)	39,462 (1,826)	39,190 (1,874)

資料：加東市人口統計（地区別人口世帯数統計表）

※ （）内は外国人数を表しています。



### 3 税務機構その他

#### (1) 税務課事務分掌

令和7年4月1日現在

部名	課名	係名	分掌事務
総務 財政部	税務課	住民税係 資産税係 徴収係	(1) 市民税(個人県民税を含む。)の調査、賦課及び減免に関する事 (2) 個人県民税の報告及び徴収事務委託金に関する事 (3) 法人市民税の調査、賦課及び減免に関する事 (4) 軽自動車税の調査、賦課及び減免に関する事 (5) 軽自動車の標識の交付に関する事 (6) 自動車臨時運行許可に関する事 (7) 市たばこ税の調査及び賦課に関する事 (8) 鉦産税の調査及び賦課に関する事 (9) 入湯税の調査及び賦課に関する事 (10) 国民健康保険税の調査及び賦課に関する事 (11) 税の証明の発行に関する事 (12) 固定資産税及び都市計画税の賦課及び減免に関する事 (13) 固定資産の調査及び評価に関する事 (14) 固定資産の価格等の決定及び修正に関する事 (15) 土地家屋の台帳及び名寄帳並びに償却資産台帳の整理に関する事 (16) 国有資産等所在市町村交付金に関する事 (17) 市税及び国民健康保険税の収納に関する事 (18) 市税及び国民健康保険税の納付督促、納税相談並びに納税指導に関する事 (19) 市税及び国民健康保険税の徴収並びに滞納処分に関する事 (20) 市税及び国民健康保険税の滞納処分の執行停止並びに不納欠損に関する事 (21) 税収見込み及び税収決算に関する事

#### (2) 税務課職員の内訳

職員数 21人

令和7年4月1日現在 (単位:人)

		課長	副課長	係長	主査	主事	係合計	会計年度任用職員	TEL
税務課	住民税係	1	1	1	3	1	5	5	43-0396
	資産税係			1	1	2	4		43-0395
	徴収係			1	1	3	5		43-0398

#### 4 令和7年度一般会計歳入・歳出当初予算額

(単位：千円、%)

歳 入			歳 出		
款	予算額	構成比	款	予算額	構成比
1 市 税	6,869,336	27.5	1 議会費	171,832	0.7
2 地方譲与税	169,000	0.7	2 総務費	2,991,316	12.0
3 利子割交付金	6,000	0.0	3 民生費	8,357,458	33.5
4 配当割交付金	43,000	0.2	4 衛生費	1,924,077	7.7
5 株式等譲渡所得割交付金	50,000	0.2	5 労働費	38,994	0.2
6 法人事業税交付金	120,000	0.5	6 農林水産業費	951,368	3.8
7 地方消費税交付金	1,070,000	4.3	7 商工費	426,292	1.7
8 ゴルフ場利用税交付金	290,000	1.2	8 土木費	1,809,324	7.2
9 環境性能割交付金	43,000	0.2	9 消防費	1,001,893	4.0
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	15,000	0.1	10 教育費	4,879,106	19.5
11 地方特例交付金	58,000	0.2	11 災害復旧費	19,200	0.1
12 地方交付税	4,700,000	18.8	12 公債費	2,359,140	9.4
13 交通安全対策特別交付金	4,000	0.0	14 予備費	50,000	0.2
14 分担金及び負担金	63,241	0.3	\		
15 使用料及び手数料	223,488	0.9			
16 国庫支出金	3,666,197	14.7			
17 県支出金	1,884,811	7.5			
18 財産収入	118,404	0.5			
19 寄附金	703,800	2.8			
20 繰入金	2,009,316	8.0			
21 繰越金	100,000	0.4			
22 諸収入	465,907	1.9			
23 市 債	2,307,500	9.2			
歳入合計	24,980,000	100.0	歳出合計	24,980,000	100.0

資料：令和7年度加東市予算書

※ 構成比については小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

## 5 令和6年度一般会計歳入・歳出決算額

(単位：千円、%)

歳 入			歳 出		
款	収入済額	構成比	款	支出済額	構成比
1 市 税	6,778,603	26.0	1 議会費	163,949	0.6
2 地方譲与税	178,567	0.7	2 総務費	3,101,179	12.1
3 利子割交付金	3,720	0.0	3 民生費	8,336,647	32.6
4 配当割交付金	66,319	0.3	4 衛生費	1,876,742	7.3
5 株式等譲渡所得割交付金	87,418	0.3	5 労働費	38,599	0.2
6 法人事業税交付金	126,126	0.5	6 農林水産業費	727,234	2.8
7 地方消費税交付金	1,071,694	4.1	7 商工費	499,025	2.0
8 ゴルフ場利用税交付金	300,940	1.2	8 土木費	1,775,940	6.9
9 環境性能割交付金	40,021	0.2	9 消防費	1,018,354	4.0
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	15,578	0.1	10 教育費	5,661,355	22.1
11 地方特例交付金	239,687	0.9	11 災害復旧費	71,786	0.3
12 地方交付税	5,037,040	19.3	12 公債費	2,319,483	9.1
13 交通安全対策特別交付金	4,127	0.0	14 予備費	0	0.0
14 分担金及び負担金	29,139	0.1			
15 使用料及び手数料	223,280	0.9			
16 国庫支出金	4,089,231	15.7			
17 県支出金	1,793,577	6.9			
18 財産収入	80,351	0.3			
19 寄附金	659,210	2.5			
20 繰入金	1,441,352	5.5			
21 繰越金	449,834	1.7			
22 諸収入	506,627	1.9			
23 市 債	2,881,800	11.0			
24 自動車取得税交付金	0	0.0			
歳入合計	26,104,241	100.0	歳出合計	25,590,293	100.0

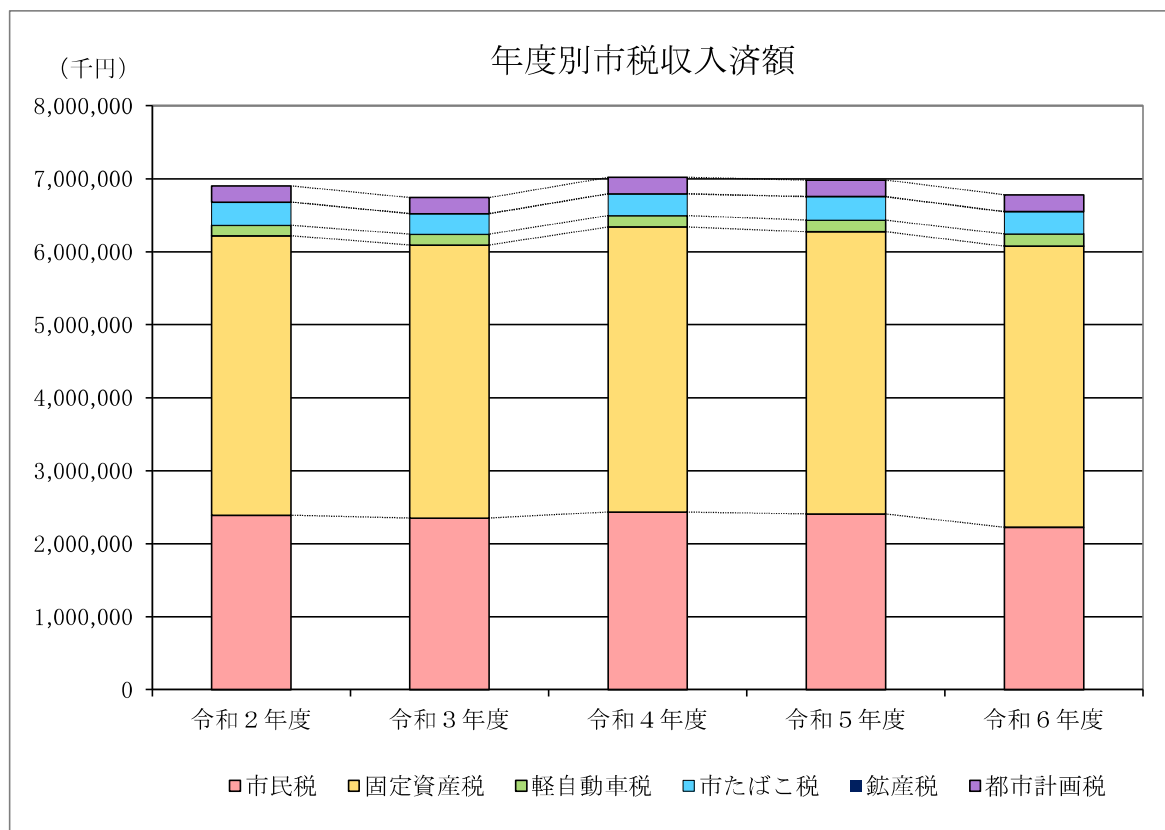
資料：令和6年度加東市歳入歳出決算書

※ 決算額については千円未満、構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

## 6 市税収入済額及び構成比の年度別推移

	令和2年度			令和3年度		
	収入済額	前年比	構成比	収入済額	前年比	構成比
1 市民税	2,389,408	—	34.8	2,349,155	98.3	33.4
(1) 個人	1,915,911	—	27.9	1,870,944	97.7	26.6
(2) 法人	473,497	—	6.9	478,211	101.0	6.8
2 固定資産税	3,828,992	—	55.8	3,744,655	97.8	53.2
(1) 固定資産税	3,823,839	—	55.7	3,739,594	97.8	53.1
(2) 固有資産等所在市町村交付金	5,153	—	0.1	5,061	98.2	0.1
3 軽自動車税	143,052	—	2.1	146,475	102.4	2.1
(1) 軽自動車税(環境性能割)	6,003	—	0.1	5,469	—	0.1
(2) 軽自動車税(種別割)	137,049	—	2.0	141,006	102.9	2.0
4 市たばこ税	279,644	—	4.1	297,668	106.4	4.2
5 鉱産税	2,151	—	0.0	2,366	110.0	0.0
6 都市計画税	221,128	—	3.2	218,476	98.8	3.1
合計	6,864,375	—	100.0	6,758,795	98.5	96.0

※ 決算額については千円未満、構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

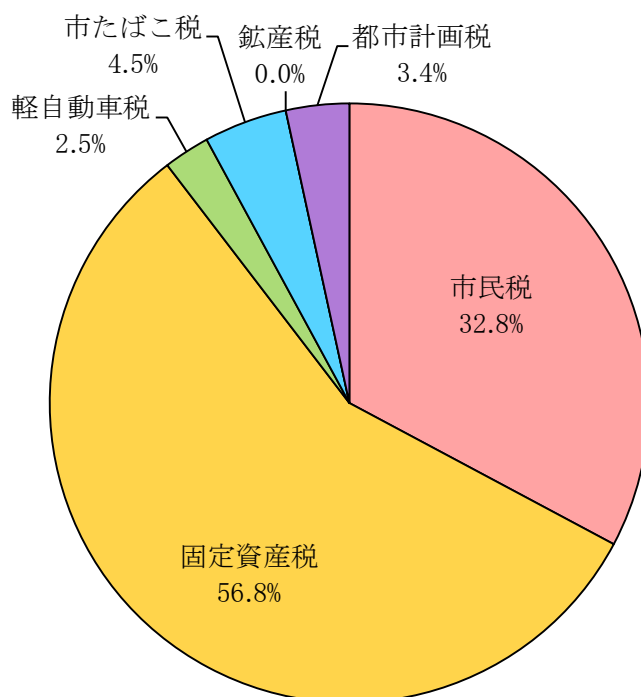


(単位：千円、%)

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
収入済額	前年比	構成比	収入済額	前年比	構成比	収入済額	前年比	構成比
2,434,278	103.6	34.9	2,406,102	98.8	35.5	2,225,205	92.5	32.8
1,927,925	103.0	27.6	1,927,003	100.0	28.4	1,815,900	94.2	26.8
506,353	105.9	7.3	479,099	94.6	7.1	409,305	85.4	6.0
3,904,527	104.3	56.0	3,868,184	99.1	57.1	3,850,242	99.5	56.8
3,899,501	104.3	55.9	3,863,221	99.1	57.0	3,845,263	99.5	56.7
5,026	99.3	0.1	4,963	98.7	0.1	4,980	100.3	0.1
156,357	106.7	2.2	159,185	101.8	2.3	169,233	106.3	2.5
9,724	—	0.1	7,548	77.6	0.1	12,846	170.2	0.2
146,634	104.0	2.1	151,636	103.4	2.2	156,387	103.1	2.3
319,696	107.4	4.6	316,526	99.0	4.7	302,814	95.7	4.5
2,259	95.5	0.0	1,785	79.0	0.0	1,682	94.2	0.0
223,588	102.3	3.2	226,243	101.2	3.3	229,428	101.4	3.4
7,040,706	104.2	100.9	6,978,025	99.1	102.9	6,778,603	97.1	100.0

資料：加東市歳入歳出決算書

### 令和6年度市税収入済額に占める各税目の割合



## 7 住民一人当たりの市税額

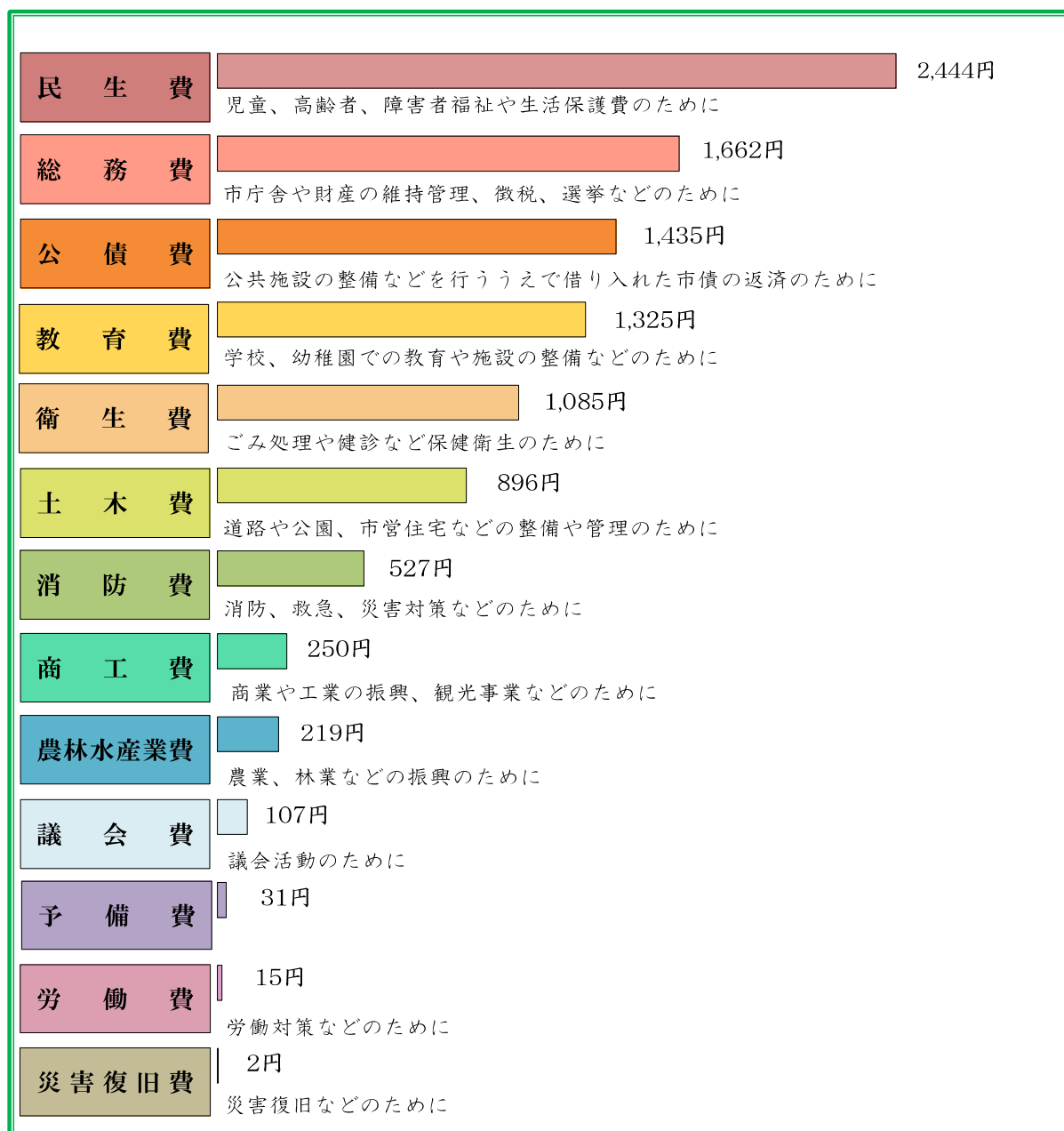
みなさんに納めていただいた市税額を住民一人当たりには換算すると下記のとおりです。

令和7年4月1日現在（単位：円、人）

年 度	市税額	人 口	市税額／人口
令和7年度（当初予算）	6,869,336,000	39,190	175,283

## 8 市税1万円のつかいみち

みなさんに納めていただいた市税1万円のつかいみちは下記のとおりです。



※ 令和7年度当初予算に対する一般財源の割合であん分計算しています。

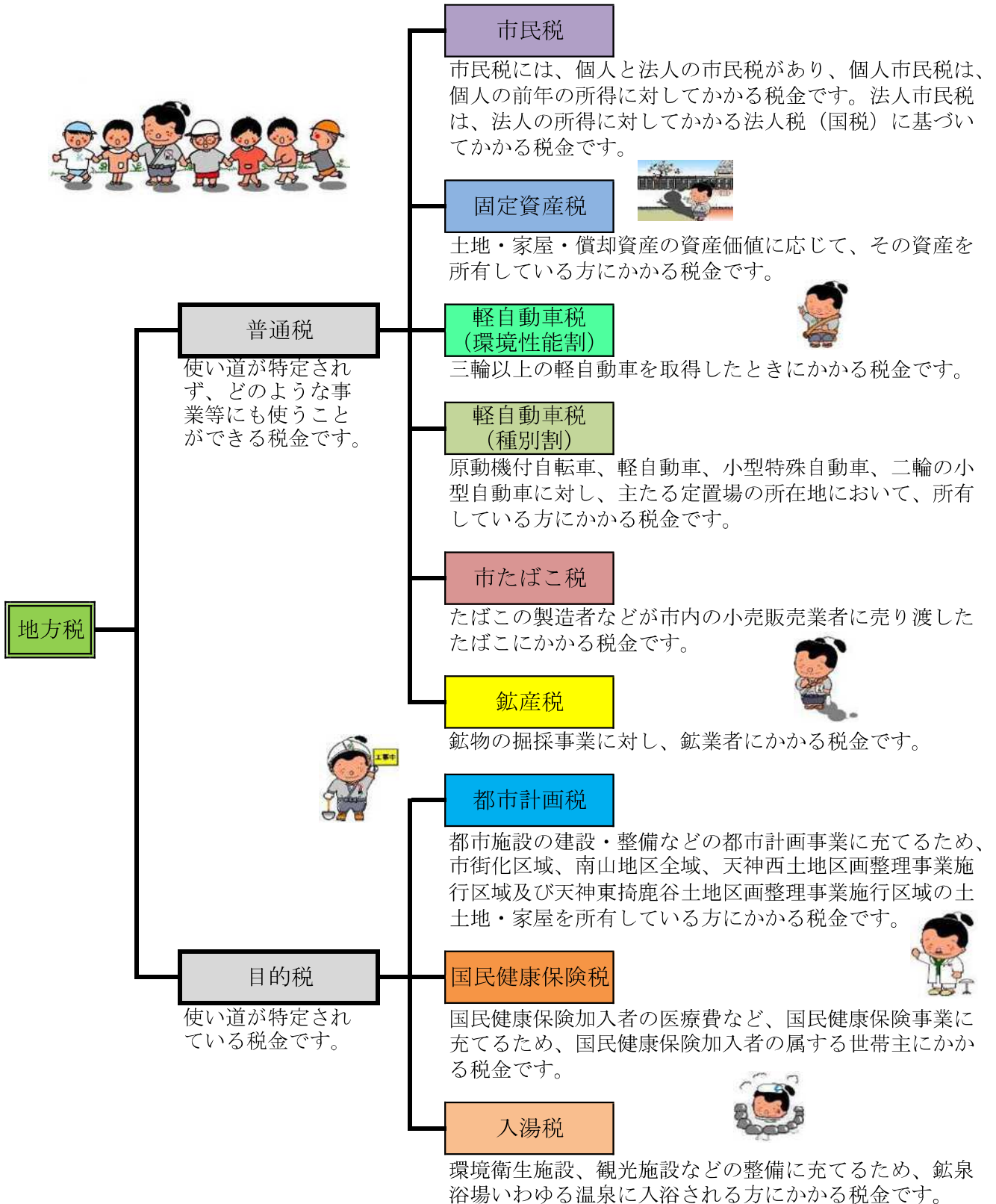
## 第2章 わたしたちの市税



# 1 市税の種類

## ●市税の役割

みなさんに納めていただいた税金は、福祉や都市基盤の整備、教育、防災など様々な公共サービスを提供するために用いています。地域社会に必要な費用を、住民のみなさんで負担するというかたちですが、税金はサービスを受けた割合に応じて負担していただくのではなく、その方に所得があるかないか、また所得の額や資産に応じて納めていただくことになっています。



## 2 市民税

### 【個人市民税・県民税・森林環境税】

#### ●個人市民税・県民税・森林環境税とはどんな税金？

いわゆる住民税であり、市の税金である「個人市民税」と県の税金である「個人県民税」、国の税金である「森林環境税」から成り立っています。

個人市民税・県民税は、所得の額にかかわらず、一定の額がかかる均等割と、前年の所得に応じてかかる所得割があり、森林環境税は1,000円課税されます。

また、個人県民税は、納税義務者が個人市民税とともに市へ納めていただき、市から兵庫県へ払い込んでいます。森林環境税は県を通じて国へ払い込み、国が「森林環境譲与税」として県と市に配分します。

#### ●誰に税金がかかるの？

その年の1月1日現在、次の表にあてはまる方です。

納税義務者	均等割	所得割	森林環境税
市内に住所のある方	○	○	○
市内に事務所、事業所または家屋敷がある方で市内に住所がない方	○		

#### ●個人市民税・県民税・森林環境税がかからないのはどんな方？

##### ◎均等割・所得割・森林環境税がかからない方（非課税）

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ・障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ・前年の合計所得金額が次の算定で求めた額以下の方  
 $28\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} \text{ ※1} + 1) + 16\text{万}8\text{千円} \text{ ※2} + 10\text{万円}$

##### ◎所得割がかからない方

- ・前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の方  
 $35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} \text{ ※1} + 1) + 32\text{万円} \text{ ※3} + 10\text{万円}$

※1 扶養親族の数は、16歳未満の年少者を含みます。

※2 16万8千円は同一生計配偶者または扶養親族のある方に対してのみ加算されます。

※3 32万円は同一生計配偶者または扶養親族のある方に対してのみ加算されます。

## ●税額はどのように決まるの？

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{森林環境税}}$$

### ◎均等割額

年4,800円（個人市民税3,000円 個人県民税1,800円）

個人県民税のうち800円は県民緑税です。緑の保全や再生を支えるために平成18年度から導入されています。

### ◎所得割額の計算

$$\text{所得割額} = \text{課税所得金額（①所得金額 - ②所得控除額）} \times \text{③税率} - \text{④税額控除額}$$

①所得金額 一般に収入金額から必要経費を差し引いて計算します。

- ・利子所得
- ・配当所得
- ・不動産所得
- ・事業所得
- ・給与所得
- ・退職所得
- ・山林所得
- ・譲渡所得
- ・一時所得
- ・雑所得

②所得控除 配偶者や扶養親族がいるか、病気や災害などで臨時的な出費があったかなど個人的な事情に応じて所得金額から差し引きます。

- ・雑損控除
- ・医療費控除
- ・社会保険料控除
- ・生命保険料控除
- ・小規模企業共済等掛金控除
- ・地震保険料控除
- ・寡婦控除
- ・ひとり親控除
- ・障害者控除
- ・勤労学生控除
- ・配偶者控除
- ・配偶者特別控除
- ・扶養控除
- ・基礎控除

③税率 一律10%（個人市民税 6% 個人県民税 4%）

④税額控除 計算した税額から一定額を差し引きます。

- ・調整控除
- ・配当控除
- ・外国税額控除
- ・住宅借入金等特別税額控除
- ・寄附金税額控除
- ・配当割額控除
- ・株式等譲渡所得割控除

### ◎森林環境税

年1,000円

## ●個人市民税・県民税の減免制度とはどんなもの？

個人市民税・県民税には、次のような減免制度があります。

### ◎対象者

①年の途中から生活保護法の規定による生活扶助を受けられた方

②所得皆無者及び激減者

退職、失業、休職などにより3か月以上無給の状態（事業の休業、廃業の状態にある場合を含む）が続いており、申請日時点においても無給の状態にある方で、次の条件をすべて満たす方

- ・申請日において、納期未到来分の個人市民税・県民税があること
- ・前年の合計所得が400万円以下であること
- ・申請者、申請者の配偶者及び健康保険の扶養義務者の前年の合計所得金額の合計額が600万円以下であること
- ・本年の普通所得金額（非課税収入を含む）の見込額及び本年に受給した退職手当などの収入金額の合計額が前年の普通所得金額（非課税収入を含まない）の2分の1以下
- ・前年の退職手当などの収入金額が250万円以下であること
- ・申請者の申請日現在における預貯金の合計額が一定額以下であること

③学生または生徒

その年の1月1日現在、勤労学生控除の対象である学生または生徒（所得75万円以下かつ給与所得以外の所得が10万円以下）で、他の親族の健康保険の被扶養者となっていない方

### ◎減免額

上記の対象者のうち、

①または③の場合 ⇒ 個人市民税・県民税の均等割額、所得割額を全額免除します。

②の場合 ⇒ 下表のとおり減免します。

事由 前年合計 所得金額	非自発的事由による離職、 疾病・負傷による休職		その他の事由	
	前年普通所得額の 1/4を超え 1/2以下	前年普通所得額の 1/4以下	前年普通所得額の 1/4を超え 1/2以下	前年普通所得額の 1/4以下
150万円以下	所得割額の 80%	所得割額の 100%	所得割額の 70%	所得割額の 90%
250万円以下	所得割額の 60%	所得割額の 80%	所得割額の 50%	所得割額の 70%
400万円以下	所得割額の 30%	所得割額の 50%	所得割額の 20%	所得割額の 40%

※ 減免決定日の後に納期が到来する個人市民税・県民税が減免の対象となります。

## ●森林環境税の免除制度はどんなもの？

次の対象者は、申請書の提出があった日以後に納期限が到来する額に相当する森林環境税が免除となる制度があります。

### ◎対象者

- ①災害により死亡した方、障害者となった方、一定の基準を超える損害を受けた方
- ②生活保護法の規定による生活扶助を受けられた方
- ③失業または廃業により所得金額の見込額が前年の所得金額の2分の1以下となる方
- ④休業または休職により所得金額の見込額が前年の所得金額の2分の1以下となる方
- ⑤医療費の合計額が、前年の合計所得金額の2分の1を超えている方
- ⑥盗難等による損害金額が、前年の合計所得金額の2分の1を超えている方

## ●個人市民税・県民税・森林環境税はどのように納めるの？

特別徴収、普通徴収により納めていただきます。

特別徴収	<p><b>給与からの特別徴収</b></p> <p>会社などにお勤めの方の場合、市の通知に基づき、お勤め先が1年分の税額を6月から翌年5月に分けて給与から天引きし、市へ納入する方法です。</p> <p><b>年金からの特別徴収</b></p> <p>年金を受けている方の場合、市の通知に基づき、年金支払者が1年分の税額を6回に分けて年金から天引きし、市へ納入する方法です。</p> <p>※ 次の条件すべてに当てはまる方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①4月1日現在、公的年金などを受給されている満65歳以上の方</li><li>②公的年金などにかかる所得に対して個人市民税・県民税が課税される方</li><li>③年額18万円以上の老齢基礎年金、老齢年金、退職年金などを受給されている方</li><li>④1月1日以降引き続き市内にお住まいの方</li><li>⑤介護保険料が年金から天引きされている方</li><li>⑥公的年金にかかる個人市民税・県民税が老齢基礎年金などの給付額の年額を超えない方</li></ol>
普通徴収	自営業の方などが、市から送付する納付書または口座振替で、自ら納付する方法です。

## 【法人市民税】

### ●法人市民税とはどんな税金？

法人市民税は、市内に事務所や事業所または寮などがある法人にかかる税金で、法人の規模に応じて決まる均等割と、法人の所得（法人税の税額）に応じて決まる法人税割とがあります。

### ●誰に税金がかかるの？

納税義務者	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所がある法人	○	○
市内に事務所や事業所はないが、寮などがある法人	○	△
市内に事務所や事業所などがある法人課税信託の引受けを行う個人	△	○

### ●税額はどのように決まるの？

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{法人税割額}}$$

#### ◎均等割額

資本金などの額と算定期間（事業年度）末日現在の従業者の数によって決まります。決算が赤字であっても、事務所などがあれば均等割はかかります。事業年度の途中で事務所などを新設または廃止された場合は、事務所などのあった月数に応じて計算します。

資本金などの額	市内の従業者数	税額	区分
50億円を超える	50人を超える	年額 300万円	第9号
10億円を超え50億円以下	50人を超える	年額 175万円	第8号
50億円を超える	50人以下	年額 41万円	第7号
10億円を超え50億円以下			
1億円を超え10億円以下	50人を超える	年額 40万円	第6号
	50人以下	年額 16万円	第5号
1千万円を超え1億円以下	50人を超える	年額 15万円	第4号
	50人以下	年額 13万円	第3号
1千万円以下	50人を超える	年額 12万円	第2号
	50人以下	年額 5万円	第1号
① 公共法人及び公益法人（地方税法296条第1項により非課税のものを除く。）			
② 人格のない社団など			
③ 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型を除く。）			
④ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの（①～③の法人を除く。）			

◎法人税割額の計算

$$\boxed{\text{法人税割額}} = \boxed{\text{法人税額(国税)}} \times \boxed{\text{税率}}$$

2以上の市町村に事務所などがある法人は、法人税額を従業者数で均分して計算します。  
事業年度の途中で事務所などを新設または廃止された場合は、事務所などのあった月数に応じて計算します。

□税率

平成26年9月30日以前に開始した事業年度	12.3%
平成26年10月1日以後に開始した事業年度	9.7%
令和元年10月1日以後に開始した事業年度	6.0%

●法人市民税の申告はどうするの？

事業年度が終了した日の翌日から2か月以内に申告し、納税する申告納税制度となっています。

申告区分		申告納付税額 (A) + (B)		申告・納付期限
		法人税割額 (A)	均等割額 (B)	
中間申告 ※1	予定申告	前事業年度の確定法人税割額×6÷前事業年度の月数	年税額×事務所などの所在月数÷12	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算による 中間申告	事業年度開始の日以後6か月の期間を1つの事業年度とみなして計算した法人税額を基に計算した額		
確定申告		確定法人税割額－中間申告納付額	年税額－中間申告納付額	事業年度終了の日の翌日から2か月以内(原則)※2

※1 法人税(国税)において、中間申告をする必要のない法人は、法人市民税においても中間申告の必要はありません。

※2 法人税(国税)について税務署長から提出期限延長の承認を受けている場合は、法人市民税の提出期限も延長となります。

●どのような場合に届出が必要なの？

市内で法人を新たに設立または市外に本社がある法人が事務所などを開設した場合や、事務所などを移転または廃止した場合など、すでに市に届出をしている法人の内容に異動があった場合は届出が必要です。

## ●法人市民税の減免制度とはどんなもの？

法人市民税には、次のような減免制度があります。

### ◎対象となる法人

- ①収益事業を行わない公益社団法人及び公益財団法人
- ②収益事業を行わない特定非営利活動法人
- ③次の条件をすべて満たす自治会
  - ・収益事業による収入が、自治会が行う公益目的事業に全額使用されていること
  - ・法人税申告書の「所得金額または欠損金額」が「法人税額、法人税割額、均等割額」の合計額を下回っていること

### ◎減免額

上記の法人のうち、

- ①または②の法人の場合 ⇒ 均等割額を全額免除します。
- ③の場合 ⇒ 「法人税額、法人税割額、均等割額」の合計額から「所得金額または欠損金額（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）」を控除した額を均等割額から減免します。



### 3 固定資産税・都市計画税

#### 【固定資産税】

##### ●固定資産税とはどんな税金？

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（以下「固定資産」といいます。）が市町村に所在することによって受ける行政サービスと資産価値に着目して、相応の負担をしていただく税金です。

具体的には、固定資産を所有している方に、その固定資産の価格を基に算定された税額を納めていただきます。

##### ●どんなものが固定資産になるの？

土地	田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地
家屋	住宅、店舗、倉庫、事務所、工場、その他の建物
償却資産	会社や個人が、事業のために用いる機械、器具、備品など

##### ●誰に税金がかかるの？

その年の1月1日現在、市内に固定資産を所有している次の方です。

土地	登記簿または土地補充課税台帳	にそれぞれ所有者として登記または登録されている方
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳	
償却資産	償却資産課税台帳	

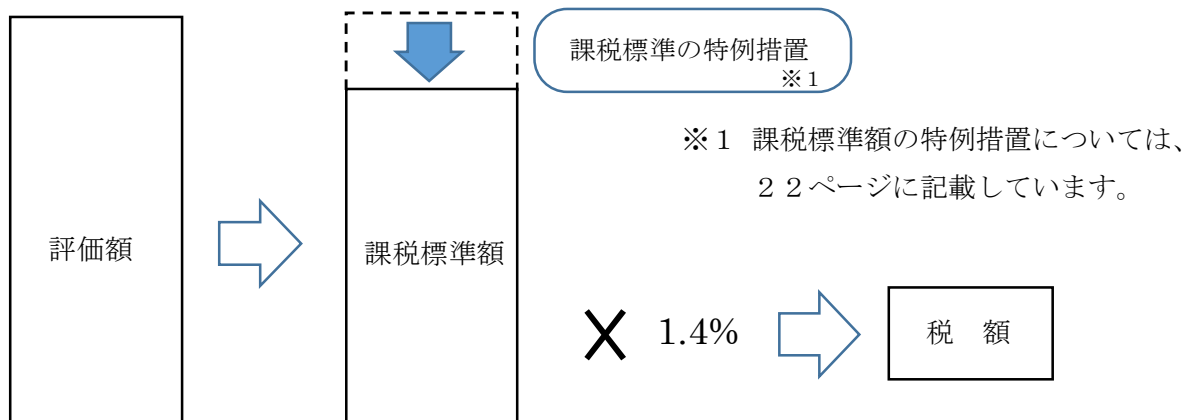
ただし、所有者として登記されている方が1月1日以前に死亡している場合には、1月1日現在でその固定資産を現に所有している方（相続人など）が納税義務者となります。

##### ●税額はどのように決まるの？

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率(1.4\%)}}$$

課税標準額は、固定資産の評価額から求めます。

#### ◎固定資産税の基本的な計算方法（イメージ）



## ●固定資産の価格（評価額）はどのように決まるの？

固定資産の価格は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて評価・決定し、固定資産課税台帳に登録します。

### 土地及び家屋

基準年度（3年ごと）に価格を決定し、原則として次の基準年度までその価格を据え置きます。

ただし、新たに固定資産税の課税対象となった土地・家屋、土地の地目の変換、家屋の増築などがあれば、新たに評価して価格を決定します。

また、宅地の評価において地価の下落が認められる場合は、地価の下落を適切に反映するために簡易な方法により評価額を下落修正（時点修正）します。

### 償却資産

償却資産の取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して価格を決定します。

## ●評価の方法を教えて！

### 土地

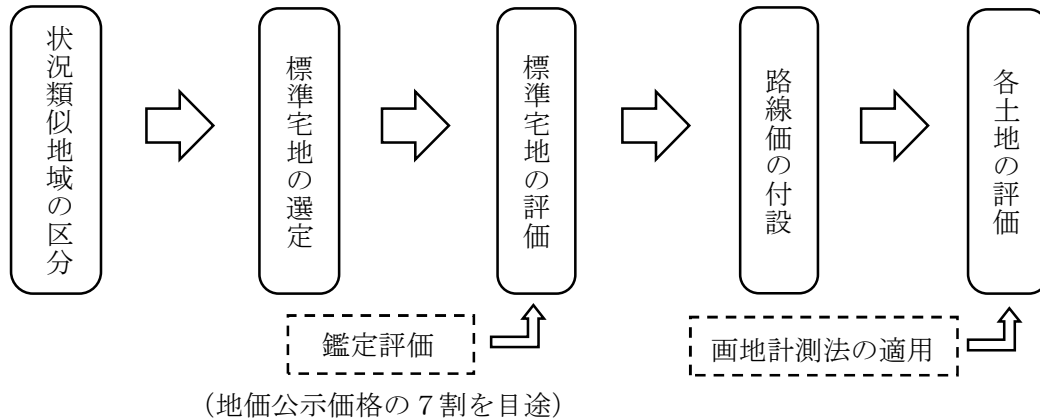
土地は利用形態によって価格形成要因が異なるため、現況の利用分類（地目）により評価します。現況地目は、土地の現況及び利用目的に重点を置き、状況が同一な範囲を一団の土地（画地）として認定します。

#### □固定資産評価基準における地目

田	農耕地で用水を利用して耕作する土地
畑	農耕地で用水を利用しないで耕作する土地
宅地	建物の敷地及びその維持もしくは効用を果たすために必要な土地
鉱泉地	鉱泉の湧出口及びその維持に必要な土地
池沼	かんがい用水でない水の貯溜池
山林	耕作の方法によらないで竹木が生育する土地
牧場	家畜を放牧する土地
原野	耕作の方法によらないで雑草、かん木類が生育する土地
雑種地	上記のいずれにも該当しない土地

□宅地の評価のしくみ（宅地比準の土地を含む）

（例）市街地の宅地の評価のながれ



基準年度ごとに評価額の見直しを行い、時点修正して価格を決定します。

令和6年度が基準年度にあたるので、令和7年度の宅地の価格（評価額）は、令和5年1月1日の地価公示価格などを7割で評価した価格に、令和5年1月1日から令和6年7月1日までの1年半の地価下落を反映した時点修正後の価格になります。

□その他の地目の評価のしくみ

売買実例や付近の土地の評価額に基づく方法などにより評価します。

ただし、市街化区域農地や転用許可を受けた農地、宅地に比準する雑種地などについては、宅地の評価方法に準じて評価します。

（参考）

◎公的評価のちがい

土地の価格は、公的価格として次の4つがあります。

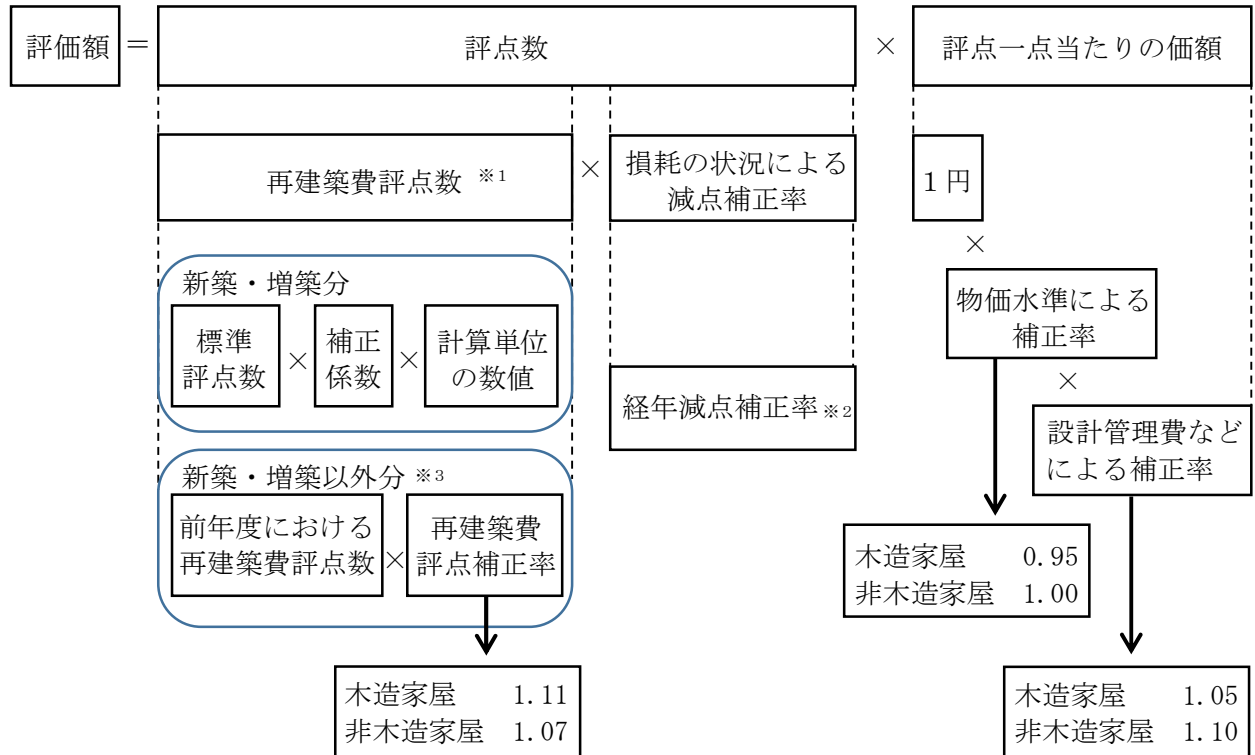
区分	地価公示	都道府県地価調査	相続税評価	固定資産税評価
評価機関	国土交通省 土地鑑定委員会	都道府県知事	国税局長	市町村長
目的	適正な地価の形成	土地取引の規制	相続税・贈与税の課税	固定資産税の課税
地目	宅地、宅地見込地 (山林など)	宅地、宅地見込地 (山林など)	宅地、田、畑、山林、その他	宅地、田、畑、山林、その他
法令	地価公示法 第2条第1項	国土利用計画法施行令 第9条第1項	相続税法 第22条	地方税法 第341条第5号
価格時点	毎年1月1日	毎年7月1日	毎年1月1日	基準年度の前年の 1月1日※1
価格水準			地価公示価格水準 の8割程度を目途	地価公示価格等の 7割を目途

※1 基準年度とは、3年に1度の評価替実施年度のことであり、直近は令和6年度です。

## 家屋

家屋の価格は、屋根、外壁、内壁、天井、床、建具、設備などにつき、それぞれに使用されている材料の種類や数量を実際に調査して評価します。

### □家屋の評価のしくみ



(注) 各数値は令和6年度基準のものです。

- ※1 再建築費評点数は、評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点において新築する場合に必要な建築費をいいます。この再建築費は、業者の利潤などを含まないため、実際の建築費とは異なります。
- ※2 経年減点補正率は、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる傷み具合による価値の減少を率であらわしたものです。
- ※3 新築・増築家屋以外の家屋（在来分家屋）で基準年度に計算し直した評価額が前年度より高い場合は、前年度の評価額に据え置きます。

## 償却資産

土地、家屋以外の事業用の資産（償却資産）は、取得価額を基に経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して評価します。

償却資産をお持ちの方は、その年の1月1日現在の資産状況（種類、名称、取得年月、取得価額、耐用年数など）を記載した償却資産申告書を、1月31日までに提出しなければなりません。

### □償却資産の対象となるもの

資産の種類	資産の例
構築物	門、塀、舗装路面、鉄塔、広告塔など
機械、装置	加工・製造機械、建設機械、運搬機械、太陽光発電設備など
工具、器具、備品	医療機器、測定工具、冷暖房器具、机、いす、ロッカーなど
その他	船舶、貨車、客車、航空機など

### □償却資産の対象とならないもの

- ①土地、建物
- ②無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権など）
- ③取得価額が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの（少額償却資産）
- ④取得価額が20万円未満の資産で法人税法などの規定により3年間で一括して均等償却するもの（一括償却資産）
- ⑤自動車税又は軽自動車税の対象となるもの

### □償却資産の評価のしくみ

前年中に取得された償却資産

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{取得価額 ※1}} \times \boxed{(1 - \text{減価率 ※2} \div 2)}$$

前年より前に取得した償却資産

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{前年度の評価額}} \times \boxed{(1 - \text{減価率})}$$

※1 取得価額は、原則として法人税の取得価額と同額です。

※2 減価率は、原則として法定耐用年数（財務省令）に応じて決められた率です。計算した評価額が取得価額の5%を下回るときは、取得価額の5%を評価額とします。

## ●課税標準額とはどんなもの？

課税標準額は税額を算出するための基準となるもので、原則として固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）です。課税標準の特例に該当する場合は、評価額より減額します。

### 土地

土地は、評価額が急激に上昇した場合でも税負担はゆるやかに上昇するよう、課税標準を徐々に是正する負担調整措置がとられています。今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合（負担水準）に応じて今年度の課税標準額を算定します。

#### □住宅用地の特例

居住用の家屋の敷地（住宅用地）は、税負担を特に軽減するため、次のとおり課税標準の特例措置を適用します。

住宅用地のうち200㎡以下の部分（小規模住宅用地）	評価額×1/6
住宅用地のうち200㎡を超える部分（一般住宅用地）	評価額×1/3

住宅用地以外の宅地（非住宅用地）は、評価額の70%を上限とします。  
また市街化区域農地は、課税標準額を評価額の1/3とします。

### 家屋及び償却資産

課税標準額は、原則として評価額と同額です。

## ●免税点について

市内に同一の方が所有している固定資産の課税標準額の合計額がそれぞれ次の金額（免税点）に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
----	------

家屋	20万円
----	------

償却資産	150万円
------	-------

## ●固定資産税の減免制度とはどんなもの？

生活保護法の規定による生活扶助を受けた場合や火災、風水害などで固定資産が滅失、甚大な被害を受けた場合は、申請により減免が受けられます。

## ●新築住宅に対する特例について

新築の一般住宅やマンションなどの居住用家屋で次にあてはまるものは、新築後の税額が減額になります。

#### □減額の要件

- ・居住割合 居住部分の床面積の割合が1棟の1/2以上のもの
- ・床面積 居住部分の床面積が1戸あたり50㎡（1戸建以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下のもの

□減額となる税額

- ・居住部分（1戸あたり120㎡まで）に相当する固定資産税額の1/2の額

□軽減期間

- ①一般の住宅(2階建てまで)は、3年間
- ②一般の住宅(3階建て以上の耐火・準耐火構造)は、5年間
- ③認定長期優良住宅<sup>※1</sup>(2階建てまで)は、5年間
- ④認定長期優良住宅(3階建て以上の耐火・準耐火構造)は、7年間

※1 認定長期優良住宅とは、住宅を長期にわたり使用するための措置が構造及び設備に講じられた住宅です。



## 【都市計画税】

### ●都市計画税とはどんな税金？

都市計画税は、対象となる区域で道路や公園、下水道などを整備する都市計画事業または土地区画整理事業を計画的に行う財源に充てるための税金です。

### ●どの区域が課税になるの？

市街化区域、南山地区全域、天神西土地区画整理事業施行区域及び天神東袴鹿谷土地区画整理事業施行区域が課税対象区域です。

### ●誰に税金がかかるの？

その年の1月1日現在、課税対象区域内に土地、家屋を所有している方です。

### ●税額はどうやって決めるの？

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率(0.2\%)}}$$

### ●課税標準額はどうやって決めるの？

#### 土地

都市計画税の課税標準額は、固定資産税に準じて計算します。

#### □住宅用地の特例

住宅用地には固定資産税と同じく、課税標準の特例措置があります。

住宅用地のうち200㎡以下の部分（小規模住宅用地）	評価額×1/3
住宅用地のうち200㎡を超える部分（一般住宅用地）	評価額×2/3

#### 家屋

原則として、固定資産税の課税標準額と同額です。

なお、新築住宅に対する税額の軽減措置は、都市計画税にはありません。

### ●免税点について

固定資産税について免税点未達となる場合は、都市計画税も課税されません。

### ●減免について

固定資産税が減免となる場合は、都市計画税も減免されます。

## 4 軽自動車税（環境性能割）・（種別割）

### ●軽自動車税（環境性能割）とはどんな税金？

軽自動車税（環境性能割）とは3輪以上の自動車で取得価格が50万円を超えるもの（新車、中古車問わず）を取得した人に対してかかる税金です。

環境性能割は、軽自動車の取得価格に、下の表に示す税率を乗じた額が課税されます。

種類	排出ガス基準	燃費基準	税率	
			自家用	営業用
電気自動車	—	—	非課税	非課税
天然ガス自動車	平成30年度排出ガス基準適合又は平成21年度排出ガス基準10%低減	—	非課税	非課税
乗用車	平成30年度排出ガス基準50%低減 又は 平成17年度排出ガス基準75%低減の ガソリン車・ハイブリッド車	令和12年度燃費基準 80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
		令和12年度燃費基準 75%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
		令和12年度燃費基準 70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	2%	1%
	上記以外の軽自動車		2%	2%
貨物車 【車両総重量 2.5t以下】	平成30年度排出ガス基準50%低減 又は 平成17年度排出ガス基準75%低減の ガソリン車・ハイブリッド車	令和4年度燃費基準 105%以上達成	非課税	非課税
		令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
		令和4年度燃費基準 95%達成	2%	1%
	上記以外の軽自動車		2%	2%

### ●軽自動車税（種別割）とはどんな税金？

軽自動車税（種別割）は、軽自動車などを主として駐車する場所（主たる定置場）が市内にある原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車及び小型特殊自動車を所有している方に負担していただく税金です。

### ●誰に税金がかかるの？

その年の4月1日現在、軽自動車などを所有している方です。

4月1日に廃車された場合はその年度分の税金はかかりませんが、4月2日以降に廃車や売却などをされた場合は、その年度分の税金が課税されます（軽自動車税（種別割）には自動車税（道府県税）のような月割課税制度はありません。）。

### ●どこで手続きするの？

各車種の登録、廃車などの手続き場所は、次のとおりです。

新たに軽自動車などの所有者となった場合は、その日から15日以内に、廃車などにより所有者でなくなった場合は、30日以内に手続きが必要です。

原動機付自転車・小型特殊自動車	加東市役所総務財政部税務課（庁舎1階） ☎0795-43-0397
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会兵庫事務所 ☎050-3816-1847
二輪の軽自動車または二輪の小型自動車	神戸運輸監理部兵庫陸運部 ☎050-5540-2066

※ 神戸ナンバーの車両は、加東自家用自動車協会でも手続きできます（別途手数料が必要）。

加東自家用自動車協会

☎0795-42-0159

## ●各車両の税率は？

車種別の税率は次のとおりです。

### □原動機付自転車・二輪の軽自動車などの税率

車種		税率
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下	2,000 円
	総排気量 125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下	2,000 円
	特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど）	2,000 円
	総排気量 50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	総排気量 90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー（三輪以上で総排気量 50cc 以下）	3,700 円
軽自動車	二輪車（総排気量 125cc 超 250cc 以下）	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター・コンバインなど）	1,600 円
	特殊作業用（フォークリフトなど）	5,900 円
二輪の小型自動車（総排気量 250cc 超）		6,000 円

### □三輪または四輪以上の軽自動車の税率

税率区分 車種		初度検査年月 ※1 が H27. 3. 31 までの車両	初度検査年月が H27. 4. 1 以降の車両	初度検査年月から 13 年経過した車両 (重課税率) ※2	
三輪（総排気量 660cc 以下）		3,100 円	3,900 円	4,600 円	
四輪 (総排気量 660cc 以下)	乗 用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨 物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

※1 自動車検査証に記載されている「初度検査年月」に応じて適用されます。

※2 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は重課税率の対象外です。

### □重課税率の適用年度

初度検査年月	重課税率適用年度
平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月	令和 7 年度～
平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月	令和 8 年度～

## ●軽課税率とはどんなもの？

軽課税率は、適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車（三輪以上の軽自動車）を取得する場合、翌年度分に限り適用されます。

### □適用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間中に取得：令和7年度分のみ

令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間中に取得：令和8年度分のみ

### □軽課税率

税率区分			軽課税率	
			①75%軽減	②50%軽減
三輪(総排気量 660cc 以下)			1,000 円	2,000 円
四輪 (総排気量 660cc 以下)	乗 用	自家用	2,700 円	—
		営業用	1,800 円	3,500 円
	貨 物	自家用	1,300 円	—
		営業用	1,000 円	—

### □車種別の軽減区分

令和5年4月1日から令和8年3月31日までに取得された場合

軽減区分	乗用車	貨物車
①75%軽減	電気自動車・天然ガス自動車	
②50%軽減	令和12年度基準90%達成車	—

※①は天然ガス自動車は、平成21年天然ガス車基準値より10%以上窒素酸化物の排出を低減させた車または平成30年天然ガス車基準に適合する車に限る。

※②は営業用乗用車のガソリン車（ハイブリッド車含む）で、令和2年度基準達成車に限る。

## ●軽自動車税（種別割）の減免制度とはどんなもの？

軽自動車税（種別割）には、次のような減免制度があります。

軽自動車税（種別割） 減免の種類	条件
障害者減免	<p>身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（以下「身体障害者手帳等」）の交付を受けている方が利用する車両で、次の①と②の両方に該当する方が対象となります。</p> <p>①対象車両は次のいずれかであること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳等の交付を受けている方本人が所有する軽自動車等</li> <li>・身体障害者手帳等の交付を受けている方と生計を同じくする方が所有する軽自動車等</li> </ul> <p>②運転者は次のいずれかの方であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳等の交付を受けている方本人</li> <li>・身体障害者手帳等の交付を受けている方と生計を同じくする方</li> <li>・身体障害者手帳等の交付を受けている方を常時介護している方（身体障害者手帳等の交付を受けている方のみで構成されている世帯に限ります。）</li> </ul> <p>※対象となる車両は、普通自動車等も含めて、身体障害者等 1 人につき 1 台に限ります。</p>
構造減免	<p>車両の構造が身体障害者などの利用のためのもの（車いす移動車・身体障害者輸送車または入浴車である特殊用途自動車として登録されたもの）が対象です。</p>
公益減免	<p>次の①、②のどちらかに当てはまる車両が対象です。</p> <p>①社会福祉法人が所有する車のうち、直接その本来の事業に使用されるもので、社会福祉法人が直接専用するもの。</p> <p>② ①のほか、公益の増進に寄与するものとして市長が認めるもの。</p>

## 5 国民健康保険税

### ●国民健康保険とはどんなもの？

国民健康保険は、保険に加入している方が病気やけがをしたときに、安心して医療を受けられるように保険税を出し合って支えあうための制度です。

### ●誰に税金がかかるの？

国民健康保険加入者の属する世帯の世帯主です。

※ 世帯主本人が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯に加入者がいる場合はその世帯主に課税されます。

### ●税額はどのように決まるの？

税額	=	<b>所得割額</b> 世帯の加入者の前年中の所得に応じて計算します。	+	<b>均等割額</b> 世帯の加入者数に応じて計算します。	+	<b>平等割額</b> 一世帯に対して一定の金額がかかります。
----	---	----------------------------------------	---	----------------------------------	---	------------------------------------

国民健康保険税の総額は、その年に予測される医療費から国民健康保険加入者が病院などで支払う一部負担金と国などからの補助金を除いた金額になります。そのため、保険税の税率を毎年見直しています。

#### □令和7年度の税率

	医療給付費分 (全加入者)	後期高齢者支援金等分 (全加入者)	介護納付金分 (40歳以上65歳未満)
所得割額	加入者全員の基準 総所得金額※1×7.42%	加入者全員の基準 総所得金額×3.02%	加入者全員の基準 総所得金額×2.62%
均等割額	加入者数×32,000円	加入者数×12,800円	加入者数×13,500円
平等割額	20,500円	8,200円	6,600円
賦課限度額	66万円	26万円	17万円

※1 基準総所得金額は、前年中の総所得金額から43万円を控除した金額をいいます。

#### □年度途中の加入または脱退

年度途中で国民健康保険に加入または脱退した場合の税額は、次のように計算します。

- ・年度途中で加入した場合 … 年間の税額÷12×加入した月から3月までの月数
- ・年度途中で脱退した場合 … 年間の税額÷12×4月から脱退した月の前月までの月数

## ●国民健康保険税の軽減制度とはどんなもの？

国民健康保険税には、主に次のような軽減制度があります。

### ◎平等割額の軽減（申請不要）

国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移られたことにより、国民健康保険加入者が1人になった世帯（以下「特定世帯」といいます。）は、国民健康保険税の平等割額（介護納付金分を除く。）を最大5年間、2分の1に減額します。

また、特定世帯に該当して5年経過後8年を超えない世帯は、国民健康保険税の平等割額（介護納付金分を除く。）を最大3年間、4分の3に減額します。

### ◎低所得者に対する軽減（申請不要）

世帯主、国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者※<sub>1</sub>の前年中の所得に応じて均等割額と平等割額を次のとおり軽減します。国民健康保険に加入されていない世帯主の所得も、軽減判定の対象となります。

7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等※ <sub>2</sub> の数-1）以下の世帯
5割軽減	[43万円+加入者数(特定同一世帯所属者も含む)×30万5千円] +10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯
2割軽減	[43万円+加入者数(特定同一世帯所属者も含む)×56万円] +10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯

※1 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行後、継続して同一世帯に属する方をいいます。

※2 給与所得者等とは、世帯主（擬制世帯主を含む。）及び国保加入者全員と特定同一世帯所属者のうち、給与所得者及び公的年金に係る所得がある方をいいます。

### ◎未就学児に対する軽減（申請不要）

令和4年度から、国民健康保険に加入している未就学児の均等割額が5割軽減されます。低所得世帯の軽減が適用されている場合、当該軽減適用後の未就学児の均等割額が5割軽減されます。

### ◎産前産後期間にかかる軽減（申請が必要）

産前産後の人は、産前産後期間相当分（4か月分。多胎妊娠の場合は6か月分）の保険税（所得割額・均等割額）が免除されます。この軽減を受けるためには加東市市民協働部保険医療課への申請が必要です。

### ◎非自発的失業者に対する軽減（申請が必要）

倒産、解雇など勤務先の会社の都合により離職を余儀なくされた雇用保険の特定受給資格者または特定の理由による自己都合で離職された特定理由離職者の方について、国保税の計算並びに高額療養費等の所得区分判定において、給与所得を30/100に軽減して算定するものです（ただし、給与所得以外は100/100で算定）。この軽減を受けるためには加東市市民協働部保険医療課への申請が必要です。

□対象者

離職時に65歳未満で、雇用保険受給資格者証の離職理由の番号が11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34に該当される国民健康保険加入者の方

□軽減額

前年中の給与所得を30/100として算定

□軽減期間

離職日の翌日から翌年度末まで

◎後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減（申請が必要）

社会保険などの加入者本人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者（65歳以上75歳未満）の方が国民健康保険に加入された場合（旧被扶養者）、当分の間※1 減免が受けられます。この減免を受けるためには、加東市市民協働部保険医療課への申請が必要です。

①旧被扶養者に係る所得割額が課税されません。

②旧被扶養者に係る均等割額を1/2に減額します。※2

③旧被扶養者のみの国保世帯の場合は、平等割額を1/2に減額します。※2

※1 令和元年度分以後の減免期間について

所得割額…当分の間

均等割額・平等割額…資格取得日の属する月以後、2年を経過する月までの期間

※2 7割または5割軽減世帯に該当する場合は除きます。

●国民健康保険税はどのように納めるの？

普通徴収、特別徴収により納めていただきます。

◎普通徴収

納付書または口座振替により1年分の税額を8回に分けて納付する方法です。

◎特別徴収

年金支払者が1年分の税額を6回に分けて年金から天引きし、市へ納入する方法です。

※ 年金受給者で次の条件全てに当てはまる方が対象です。

①世帯主が国民健康保険加入者である方

②世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である方

③1年間に受け取る年金額が18万円以上である方

④介護保険料が特別徴収である方

⑤国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が年金額の1/2を超えていない方



## 6 市たばこ税・鉱産税・入湯税

### 【市たばこ税】

#### ●市たばこ税とはどんな税金？

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者（以下「卸売販売業者など」といいます。）が、市内の小売販売業者に売り渡す製造たばこに対してかかる税金です。

#### ●誰に税金がかかるの？

卸売販売業者などにかかります。

※ 市たばこ税は、国のたばこ税、県のたばこ税とあわせて販売代金に含まれていますので、実際に税金を負担するのはたばこを買った消費者です。

#### ●税額はどのように計算するの？

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{売り渡しの合計本数}} \times \boxed{\text{税率}}$$

◎税率（令和7年4月1日現在）

1, 000本につき6, 552円（旧3級品の製造たばこを含む。）

※ 平成30年10月1日から製造たばこの税率が引き上げられていますが、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、段階的に税率が変わりました。旧3級品の製造たばこについては、令和元年10月1日の税率引き上げ以降、次のとおり製造たばこと同じ税率になっています。

□税率（1,000本あたり）の推移

期 間	製造たばこ	旧3級品の製造たばこ
平成30年4月1日から	5,262円	4,000円
平成30年10月1日から	5,692円	
令和元年10月1日から		5,692円
令和2年10月1日から	6,122円	6,122円
令和3年10月1日以降	6,552円	6,552円

※ 旧3級品の製造たばことは、わかば・エコー・しんせい・ゴールデンバット・ウルマ・バイオレットの6銘柄を指します。

### 【加熱式たばこ】

加熱式たばこについては、製造たばこの本数に換算して上表の税率を適用します。

加熱式たばことは、たばこまたはたばこを含むものを燃焼せず、加熱して、たばこの成分を吸引により喫煙し得る状態に製造された製造たばこをいいます。

平成30年10月1日から加熱式たばこの換算方式が見直されました。重量及び小売定価をもとに、次のとおりの計算式で製造たばこの本数に換算します。

加熱式たばこ1箱の製造たばこの本数への換算値 = A + B + C

A = 加熱式たばこ1箱当たりの重量（巻紙、フィルター等の重量を含む） × A（※2）

B =  $\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの重量（巻紙、フィルター等の重量を除く）}}{0.4\text{g}}$  × 0.5 × B（※3）

C =  $\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの小売定価（消費税抜き）}}{\text{製造たばこ1本当りの平均小売価格（※1）}}$  × 0.5 × B（※3）

※1 「製造たばこ1本当りの平均小売価格」とは、製造たばこ1本当りの国及び地方のたばこ税ならびにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいいます。

※2・3 加熱式たばこの製造たばこの本数への換算方法の見直しについては、平成30年10月1日から令和4年10月1日までにかけて、次のとおり段階的に行うこととされています。

期 間		A（※2）の率	B（※3）の率
経過措置	平成30年10月1日から	0.8	0.2
	令和元年10月1日から	0.6	0.4
	令和2年10月1日から	0.4	0.6
	令和3年10月1日から	0.2	0.8
	令和4年10月1日以降	—	1.0

### ●いつ納めるの？

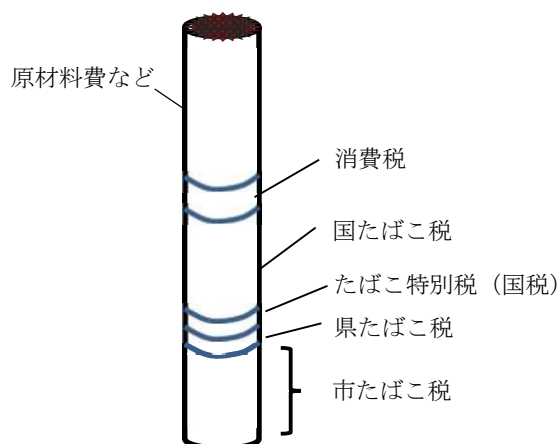
卸売販売業者などが、毎月の売り渡し分をまとめて翌月末日までに申告し、納付します。

### ●たばこにはどんな税金がかかっているの？

たばこ一箱（20本入り、580円）に含まれる税金は次のようになっています。

	内訳額	構成比
原材料費・利益など	222.40円	38.3%
消費税	52.72円	9.1%
国たばこ税	136.04円	23.5%
たばこ特別税（国税）	16.40円	2.8%
県たばこ税	21.40円	3.7%
市たばこ税	131.04円	22.6%
合 計	580円	100.0%

（令和7年7月1日現在）



## 【鉱産税】

### ● 鉱産税とはどんな税金？

鉱産税は、鉱物を掘採する事業に対して、その鉱物の価格を課税標準額としてかかる税金です。

### ● 誰に税金がかかるの？

鉱物の掘採事業を行う事業者にかかります。

### ● 税額はどうやって計算するの？

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{鉱物の価格}} \times \boxed{\text{税率 (1\%)}}$$

1か月に掘採した鉱物の価格が200万円以下の場合、その期間に係る税率は0.7%になります。

### ● いつ納めるの？

事業者が当月分を翌月末日までに申告し、納付します。

## 【入湯税】

### ● 入湯税とはどんな税金？

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設などの整備や観光の振興のために、温泉などの鉱泉浴場における入湯行為に対してかかる税金です。

### ● 誰に税金がかかるの？

鉱泉浴場を利用する入湯客にかかります。

### ● 税額はどうやって計算するの？

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{入湯者数}} \times \boxed{\text{税率 (150円/日)}}$$

※ 1泊2日は1日とみなします。

## ●入湯税の課税免除とはどんなもの？

入湯税には、次のような課税免除の要件があります。

### ◎対 象 者

- ① 12歳の年度末までの方
  - ② 学校教育上の行事（修学旅行など）で入湯する方
  - ③ 共同浴場（寮や社宅に付設された浴場）または一般公衆浴場（銭湯など）に入湯する方
  - ④ 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う施設（特別養護老人ホームや児童養護施設など）で、その事業の一環として入湯する方
  - ⑤ 1,000円（消費税及び地方消費税を除く。）以下の利用料金で入湯する方
- ※ 日帰り、宿泊を問わず利用料金で判断します。

### ◎減 免 額

上記いずれかの要件に該当する場合は、全額免除します。

## ●いつ納めるの？

市が指定する鉱泉浴場を運営されている事業者（特別徴収義務者）が、入湯客の方々から税金を徴収し、当月分を翌月末日までに申告し納付します。



## 7 市税の納付について

### ●市税はいつ納めるの？

市税の納期限は、納期月の末日（12月は25日）です。ただし、末日（12月は25日）が土曜日、日曜日、祝日にあたる場合は、翌市役所開庁日が納期限となります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税（種別割）		全										
固定資産税・都市計画税		①		②		③		④				
個人市民税・県民税・森林環境税			①		②		③		④			
国民健康保険税				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	

### ●市税はどこで納めるの？

市役所会計課（庁舎1階）の窓口のほか、次の納付場所で納付いただけます。

□納付場所等

令和7年4月1日現在

区 分	納 付 場 所	
金融機関	みなと銀行 兵庫県信用組合 日新信用金庫 ゆうちょ銀行・郵便局	みのり農業協同組合 中兵庫信用金庫 姫路信用金庫
コンビニエンスストアなど	セブン-イレブン ファミリーマート ヤマザキデイリーストアー 生活彩家 くらしハウス セイコーマート MMK設置店 ヤマザキスペシャルパートナーショップ ニューヤマザキデイリーストアー	ローソン デイリーヤマザキ ミニストップ ポプラ スリーエイト ハマナスクラブ
スマートフォン決済サービス（アプリ）	P a y B 決済サービス P a y P a y 請求書払い      a u P A Y 請求書支払い 楽天銀行コンビニ支払サービス 銀行 P a y （ゆうちょ P a y ほか） d 払い請求書払い      F a m i P a y 請求書支払い J - C o i n 請求書払い	
共通納税	地方税お支払サイト	

## ●口座振替はどのように利用するの？

個人市民税・県民税・森林環境税（個人の普通徴収分に限り）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税については口座振替を利用していただけます。便利な口座振替をご利用ください。

### □取扱金融機関

みなと銀行、みのり農業協同組合、兵庫県信用組合、中兵庫信用金庫、日新信用金庫、姫路信用金庫、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行

※ 全国の本・支店でお取り扱いできます。

### □申込から振替までの流れ

（口座振替納付依頼書を使用する場合）

- ①口座振替納付依頼書を各金融機関の窓口へご提出ください。支店は問いません。
- ②提出して約1～2か月後から口座振替が開始されます。

※ 振替日は各納期となります。

（WEB口座振替受付サービスから登録する場合）

- ①市HPの「WEB受付サイト」へアクセスしてください。
  - ②金融機関選択後、各金融機関サイトで入力
- ※右記のQRコードからご確認ください。  
※三菱UFJはWEB口座振替受付サービス非対応です。



### □口座振替ができなかった場合

振替日に残高不足や口座廃止などのため振替ができなかった場合は、至急、税務課までご連絡ください。なお、納期限までに完納されなかった場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します。



## 8 納期限までに納付しなかった場合について

### ●督促状はどんなときに送られてくるの？

納期限までに市税を完納されない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します。  
至急ご納付ください。

※令和7年度から、督促手数料100円が廃止となりました。  
令和6年度以前の市税については督促手数料の納付が必要です。

### ●延滞金とはどんなもの？

納期限までに市税が完納されない場合は、法律に基づく率で納期限の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金が加算されます。

□延滞金の率

令和7年4月1日現在

納付日	年率
納期限の翌日から1か月を経過する日まで	2.4%
上記以後	8.7%

### ◎延滞金の計算方法

□平成12年から平成25年までの延滞金は次の①②を合算した金額です。

①納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は、税額に各年の特例基準割合（前年の1月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割合率に年4%の割合を加算した割合）で算出した金額。

②納期限後1か月以上経過した場合は、1か月を経過する日の翌日から納付の日までの日数に応じた税額に年14.6%で算出した金額。

□平成26年以降の延滞金は次の③④を合算した金額です。

③納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は、税額に各年の特例基準割合（各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均の割合に、年1%を加算した割合）に年1%を加算した割合で算出した金額。

④納期限後1か月以上経過した場合は、1か月を経過する日の翌日から納付の日までの日数に応じた税額に、延滞金の割合（③の特例基準割合+年7.3%）で算出した金額。

## 9 滞納処分について

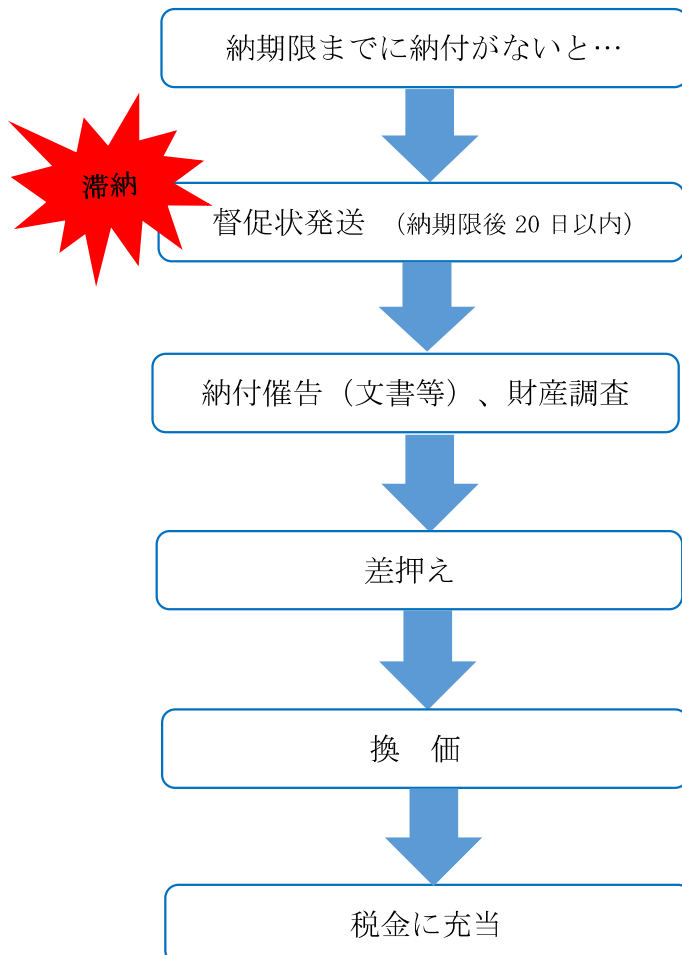
税の公平性を保つため差押えなどによる滞納処分を強化しています。

### ●滞納処分とはどういうことをするのか？

滞納処分とは、滞納になっている税金を強制的に徴収するため、その人の意思に関わりなく財産を差し押さえて換価（差し押さえた財産を強制的に金銭に換える手続き）し、滞納になっている税金に充当して完納させる一連の手続きをいいます。

法律では、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは財産を差し押さえなければならないと定められています。

#### ◎滞納処分の流れ



### ●納付催告とはどんなもの？

法律では、滞納処分するまでに催告をしなければならないと定められていませんが、督促状を送付しても納付がない場合に、文書等による催告を実施します。

### ●財産調査とはどんな調査をするの？

滞納処分するために、国税徴収法の規定に基づき、預貯金、給料、売掛金などについて調査します。また、滞納者の住居、事務所などへの強制捜索により、金銭、有価証券、美術品、貴金属などの財産を調査します。

財産調査は、滞納者への事前了承を得ずに行うことができ、個人情報保護法も適用されません。

また、徴税吏員の質問に対して答弁をしない、もしくは偽りの陳述をした者、検査を拒否・妨害・忌避した者、または偽りの帳簿類を提示した者は、罰金刑に処せられます。

### ●差押えとはどんなもの？

督促、催告を行っても納付や相談がない場合は、財産を差し押さえることになります。

差押えは、滞納者の特定の財産について、滞納者の意思に関わりなく、公売その他の方法により金銭に換価可能な状態にするために行われる滞納処分の最初の手続き（強制処分）です。

#### ◎差押えの対象となる財産

土地、建物、普通自動車、軽自動車、二輪車、船舶、飛行機、電気製品、家具、美術品、貴金属、建設機械、金銭、有価証券、預貯金、給料、年金、売掛金、生命保険、出資金、ゴルフ会員権、特許権、著作権など

#### ◎納期内納付にご協力を

納税は、納期内の自主納付が原則です。たとえ「うっかり」の納め忘れであっても滞納となり処分の対象となりますので十分にご注意ください。

#### ◎納税に困ったときは、すぐにご相談を

事情により納期限までに納付することが困難な方は、納期限が過ぎる前にご相談ください。

## 10 市税の証明など手数料について

### ●市税の証明書交付の受付方法は？

市税に関する各種証明書は、税務課及び市民課の窓口で交付します。  
証明書を請求される際に必要なものは、次のとおりです。

- ・ 窓口に来られた方の本人確認ができるもの  
(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・ 同一世帯以外の方が申請される場合は、委任状
- ・ 個人番号が確認できるもの(納税証明書交付時のみ)



### ◎証明書の種類と手数料

種 類	手数料	備 考
納税証明書	1枚につき 300 円	車検用の軽自動車税納税証明書は無料
市・県民税所得課税証明書など	1枚につき 300 円	

次の証明書などは税務課でのみ交付します。

種 類	手数料	備 考
固定資産税評価証明書・固定資産税公課証明書など	1枚につき 300 円	固定資産税評価通知書は無料
住宅用家屋証明書	1件につき 1,300円	
土地台帳・家屋台帳などの閲覧	1時間につき 300 円	最初の30分は無料
地番図などの写し	1枚につき 10 円	
臨時運行許可書 ※1	1両につき 750 円	

※1 臨時運行許可書の申請には、次のものがが必要です。

- ・ 窓口に来られた方の本人確認ができるもの
- ・ 車検証 (原本)
- ・ 自賠責保険証明書 (原本)

市・県民税所得課税証明書(本人の最新年度分のみ)については、証明書コンビニ交付サービスでも取得いただけます。

証明書コンビニ交付サービスを利用する際に必要なものなどは次のとおりです。

利用の際に必要なもの	マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)を搭載したもの)
手 数 料	1枚につき 150円
利 用 時 間	午前6時30分から午後11時まで(12月29日～1月3日及び臨時のメンテナンス期間を除く。)

□税務証明などの年度別推移

(単位：件、円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市・県民税 所得課税 証明 (うちコンビニ交付)	件数	5,565 (232)	5,630 (395)	5,033 (516)	4,216 (496)	4,099 (646)
	金額	1,657,900 (58,000)	1,669,250 (98,750)	1,484,100 (129,000)	1,240,000 (124,000)	1,138,300 (102,400)
納税証明	件数	796	1136	1,097	1,082	1,001
	金額	238,800	340,800	329,100	324,600	300,300
法人営業 証明	件数	1	3	0	0	0
	金額	300	900	0	0	0
公課証明	件数	497	536	615	564	479
	金額	149,100	160,800	184,500	169,200	143,700
評価証明	件数	780	816	869	803	730
	金額	234,000	244,800	260,700	240,900	219,000
評価通知	件数	914	968	841	802	945
	金額	—	—	—	—	—
台帳閲覧	件数	12	11	4	7	1
	金額	3,600	3,300	1,200	2,100	300
住宅用 家屋証明	件数	145	204	193	151	135
	金額	188,500	265,200	250,900	196,300	175,500
軽自動車税 納税証明	件数	3,789	3,601	3,064	866	693
	金額	—	—	—	—	—
軽自動車税の 減免を受けて いない証明	件数	85	93	81	94	84
	金額	25,500	27,900	24,300	28,200	25,200
臨時運行 許可	件数	391	350	299	413	335
	金額	293,250	262,500	224,250	309,750	251,250
その他証明	件数	193	290	267	197	324
	金額	57,900	87,000	80,100	59,100	97,200
合計	件数	13,168	13,638	12,363	9,195	8,826
	金額	2,848,850	3,062,450	2,839,150	2,570,150	2,350,750



## 第3章 稅務統計



# 1 市民税



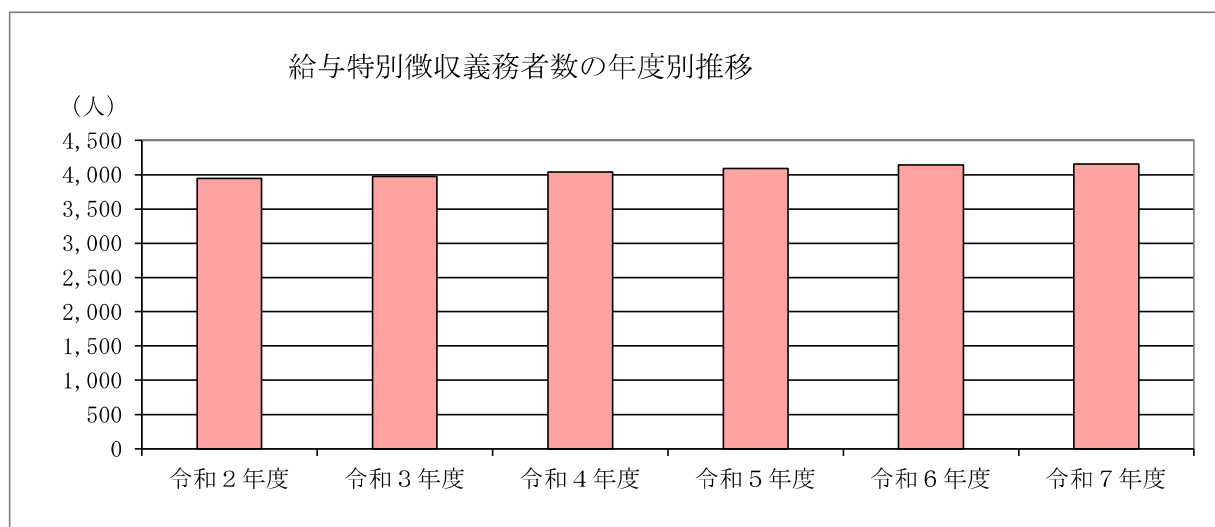
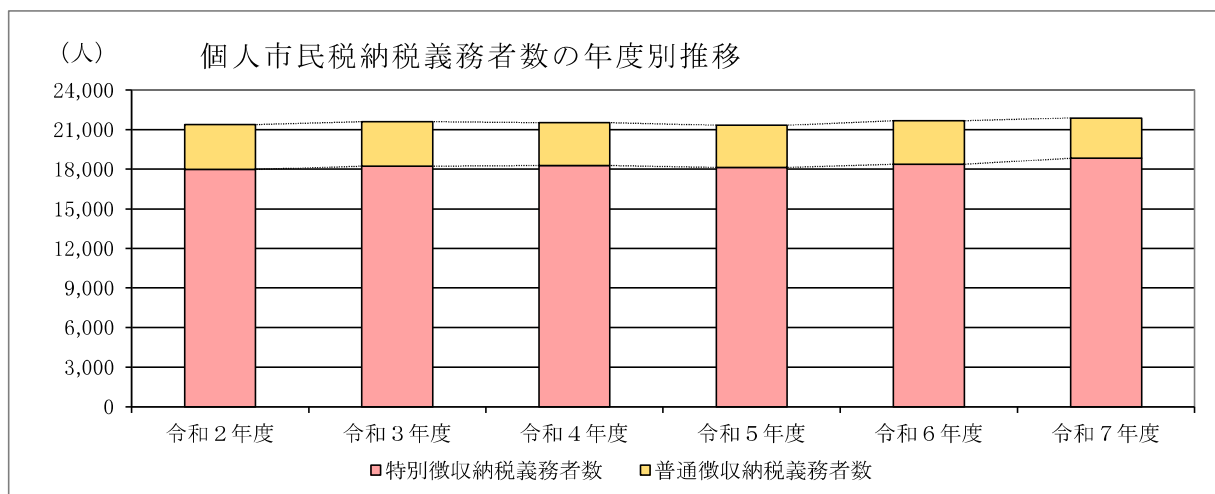
## (1) 個人市民税納税義務者数の年度別推移

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
総計	均等割のみ	2,806	2,910	2,742	2,670	4,099	2,674	
	所得・均等割	18,596	18,696	18,805	18,672	17,574	19,217	
	計	21,402	21,606	21,547	21,342	21,673	21,891	
特別徴収	給与 特徴	均等割のみ	1,022	1,114	979	954	1,616	844
		所得・均等割	13,875	13,955	14,103	13,983	13,389	14,362
		計	14,897	15,069	15,082	14,937	15,005	15,206
	年金 特徴	均等割のみ	832	848	822	812	1,182	836
		所得・均等割	2,250	2,332	2,385	2,401	2,191	2,796
		計	3,082	3,180	3,207	3,213	3,373	3,632
特別徴収 計		17,979	18,249	18,289	18,150	18,378	18,838	
普通徴収	均等割のみ	952	948	941	904	1,301	994	
	所得・均等割	2,471	2,409	2,317	2,288	1,994	2,059	
	計	3,423	3,357	3,258	3,192	3,295	3,053	
特別徴収義務者数		3,945	3,973	4,037	4,087	4,143	4,156	

資料：市町村税課税状況等の調（第2表、第3表）

※ 特別徴収義務者とは、納税義務者が得る給与や公的年金を支払う事業者などのことをいいます。



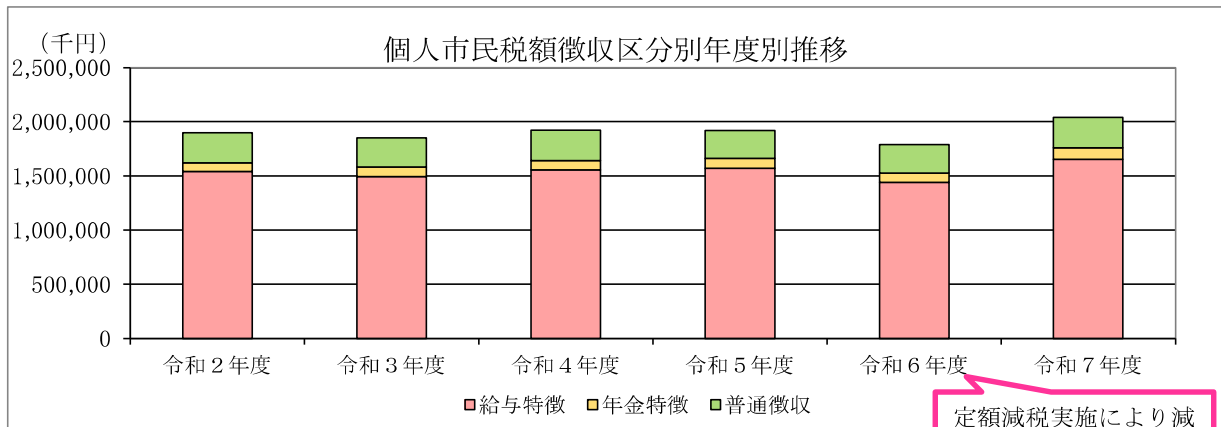
## (2) 個人市民税額の年度別推移

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総計	均等割	74,907	75,621	75,415	74,697	65,019	65,673
	所得割	1,825,339	1,776,773	1,846,778	1,845,543	1,725,002	1,974,657
	計	1,900,246	1,852,394	1,922,193	1,920,240	1,790,021	2,040,330
特別徴収	給与特徴	52,140	52,738	52,787	52,280	45,015	45,615
	所得割	1,488,262	1,442,736	1,502,981	1,519,818	1,397,325	1,608,054
	計	1,540,402	1,495,474	1,555,768	1,572,098	1,442,340	1,653,669
	年金特徴	8,144	8,417	8,459	8,435	7,584	8,025
	所得割	74,640	77,455	78,598	79,983	74,700	99,567
	計	82,784	85,872	87,057	88,418	82,284	107,592
特別徴収計		1,623,186	1,581,346	1,642,825	1,660,516	1,524,624	1,761,261
普通徴収	均等割	14,623	14,466	14,169	13,982	12,420	12,033
	所得割	262,437	256,582	265,199	245,742	252,977	267,036
	計	277,060	271,048	279,368	259,724	265,397	279,069

資料：市町村税課税状況等の調（第2表、第3表）

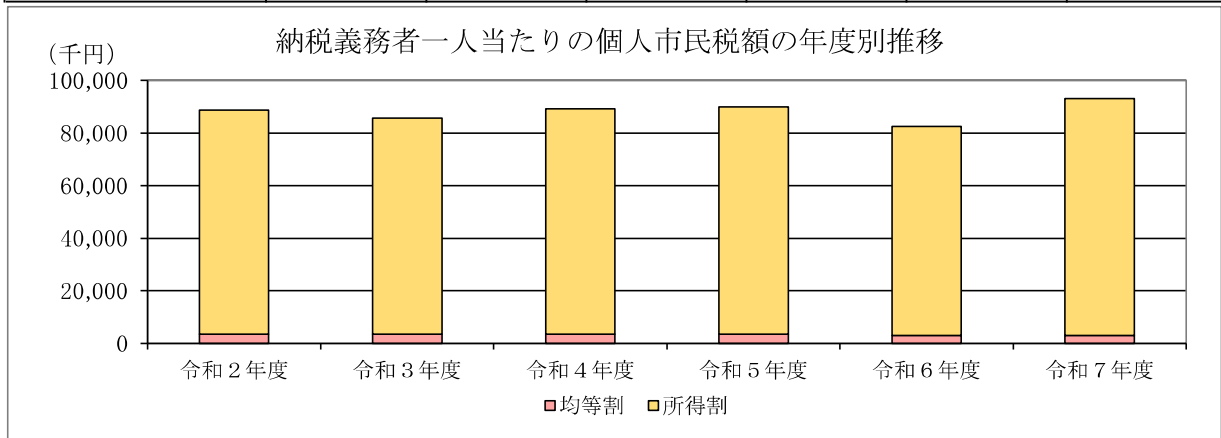
※ 平成28年度以降は、公的年金以外の所得がある方について、公的年金以外の所得から優先して所得控除を差し引く方法に変更しています。



## (3) 納税義務者一人当たりの個人市民税額の年度別推移

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
税額	均等割	3,500	3,500	3,500	3,500	3,000	3,000
	所得割	85,288	82,235	85,709	86,475	79,592	90,204
計		88,788	85,735	89,209	89,975	82,592	93,204



#### (4) 退職所得の分離課税に係る所得割額など

(単位：件、千円、%)

年 度	件 数	税 額		合 計	前年比
		市民税	県民税		
令和2年度	122	17,917	11,943	29,860	81.2
令和3年度	56	6,699	4,466	11,165	37.4
令和4年度	94	16,296	11,235	27,531	246.6
令和5年度	71	11,193	7,461	18,654	67.8
令和6年度	73	8,207	5,472	13,679	73.3

資料：市町村税課税状況等の調（第20表）

## (5) 個人市民税所得者区分別所得割額などの内訳

(単位：人、千円)

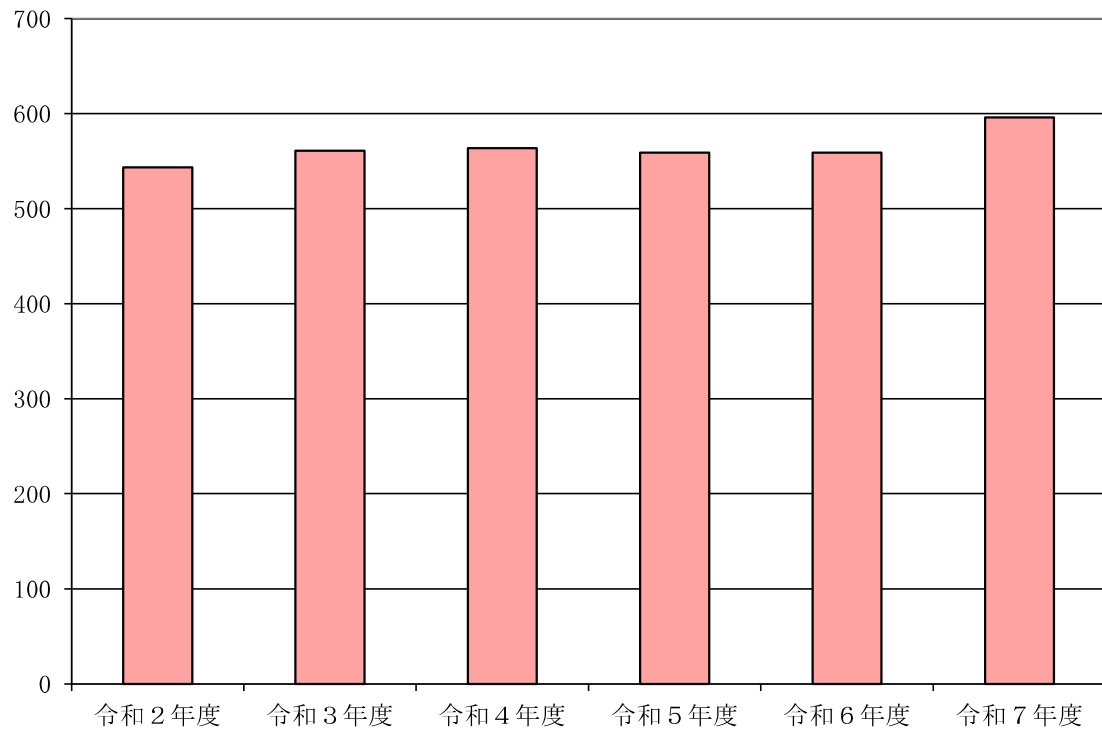
所得者区分	年 度	納税義務者数	総所得金額等	課税標準額 ※3	算出税額	所得割額
給 与	令和2年度	15,505	45,904,582	27,813,368	1,668,161	1,566,976
	令和3年度	15,536	46,777,408	27,159,482	1,628,927	1,512,796
	令和4年度	15,696	48,422,735	28,512,978	1,710,115	1,577,219
	令和5年度	15,580	49,082,024	29,155,055	1,748,644	1,601,328
	令和6年度	14,874	48,387,469	29,100,107	1,745,369	1,455,093
	令和7年度	15,876	51,285,534	30,743,097	1,843,909	1,687,130
営業等	令和2年度	583	1,893,419	1,186,728	71,180	66,678
	令和3年度	612	2,043,287	1,243,842	74,605	69,715
	令和4年度	619	2,243,503	1,446,797	86,782	82,111
	令和5年度	568	2,052,123	1,281,555	76,870	71,680
	令和6年度	501	2,155,966	1,487,095	89,203	75,257
	令和7年度	556	2,192,416	1,430,116	85,784	78,750
農 業	令和2年度	63	150,073	74,410	4,461	4,187
	令和3年度	58	140,733	70,266	4,214	4,024
	令和4年度	36	99,764	58,885	3,531	3,425
	令和5年度	58	141,313	75,569	4,532	4,360
	令和6年度	51	135,431	73,843	4,428	3,708
	令和7年度	63	159,928	84,273	5,055	4,839
その他の 総合課税分 ※1	令和2年度	2,258	4,065,151	2,040,739	122,352	114,650
	令和3年度	2,268	4,428,191	2,212,947	132,685	124,382
	令和4年度	2,253	4,411,189	2,196,206	131,679	121,911
	令和5年度	2,293	4,300,142	2,059,586	123,479	114,600
	令和6年度	1,921	3,970,381	2,114,399	126,785	103,029
	令和7年度	2,474	4,816,706	2,379,796	142,687	131,254
分離課税分 ※2	令和2年度	187	1,005,923	1,846,635	78,920	72,848
	令和3年度	222	924,507	1,739,504	71,750	65,856
	令和4年度	201	938,804	1,808,415	75,239	62,112
	令和5年度	173	777,108	1,466,758	60,173	53,575
	令和6年度	227	1,216,653	2,621,839	105,357	87,915
	令和7年度	248	1,120,003	1,958,172	82,881	72,684
合 計	令和2年度	18,696	54,314,126	32,426,041	1,912,181	1,776,773
	令和3年度	18,805	56,115,995	34,023,281	2,007,346	1,846,778
	令和4年度	18,672	56,352,710	34,038,523	2,013,698	1,845,543
	令和5年度	17,574	55,865,900	35,397,283	2,071,142	1,725,002
	令和6年度	17,574	55,865,900	35,397,283	2,071,142	1,725,002
	令和7年度	19,217	59,574,587	36,595,454	2,160,316	1,974,657

資料：市町村税課税状況等の調（第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表）

- ※1 総合課税は、所得割額を計算する場合、前年の所得金額について、原則として全ての所得を合計して計算することをいいます。
- ※2 分離課税は、土地・建物などの譲渡所得や退職所得について、他の所得と区別して税額を計算することをいいます。
- ※3 課税標準額は、収入金額から必要経費や給与所得控除額などを差し引いた所得金額から所得控除を差し引いた金額をいいます。

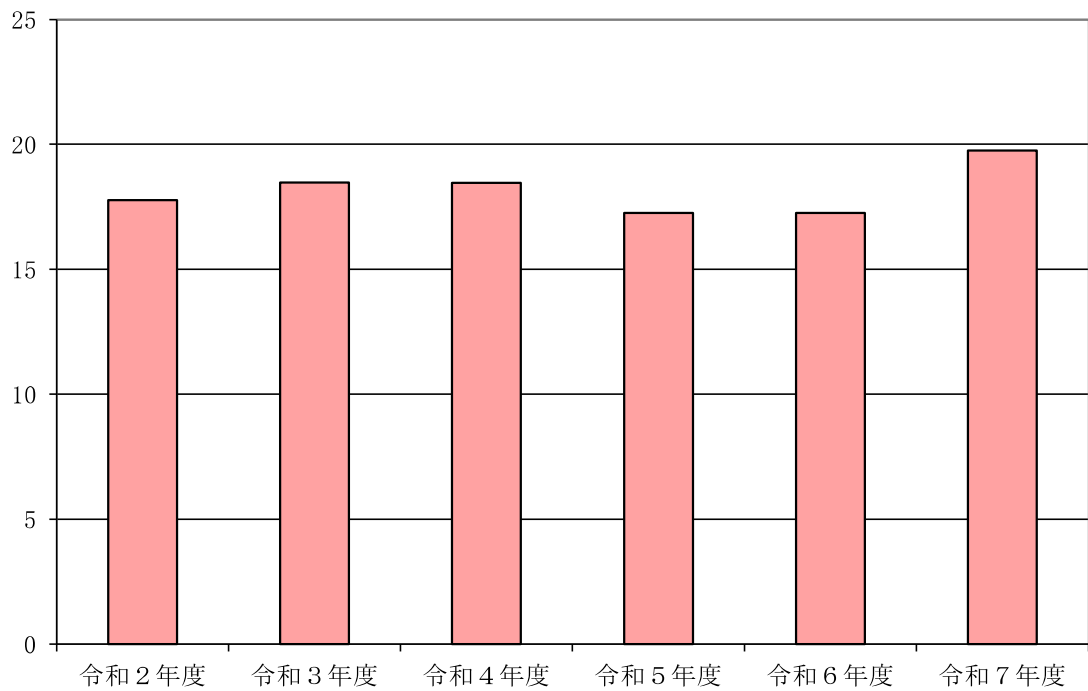
(億円)

個人市民税総所得金額等（合計）の年度別推移



(億円)

個人市民税所得割額（合計）の年度別推移

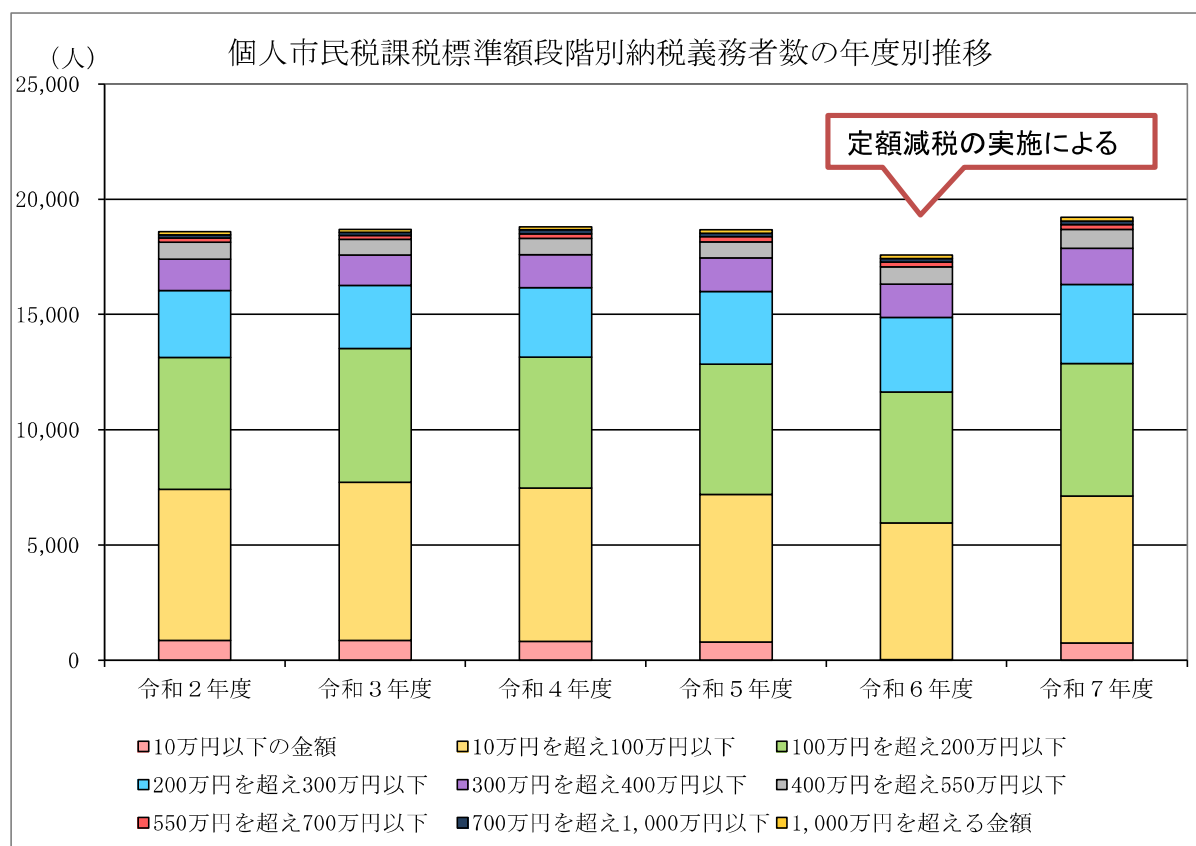


## (6) 個人市民税課税標準額段階別納税義務者数の年度別推移

(単位：人)

課税標準額の段階	納税義務者数					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
10万円以下の金額	856	858	819	792	31	760
10万円を超え100万円以下	6,571	6,868	6,661	6,401	5,928	6,365
100万円を超え200万円以下	5,698	5,798	5,663	5,648	5,670	5,757
200万円を超え300万円以下	2,912	2,736	3,020	3,162	3,246	3,426
300万円を超え400万円以下	1,355	1,315	1,424	1,442	1,444	1,560
400万円を超え550万円以下	742	683	712	709	747	809
550万円を超え700万円以下	183	176	204	228	204	218
700万円を超え1,000万円以下	145	132	161	144	155	160
1,000万円を超える金額	134	130	141	146	149	162
合 計	18,596	18,696	18,805	18,672	17,574	19,217

資料：市町村税課税状況等の調（第12表）

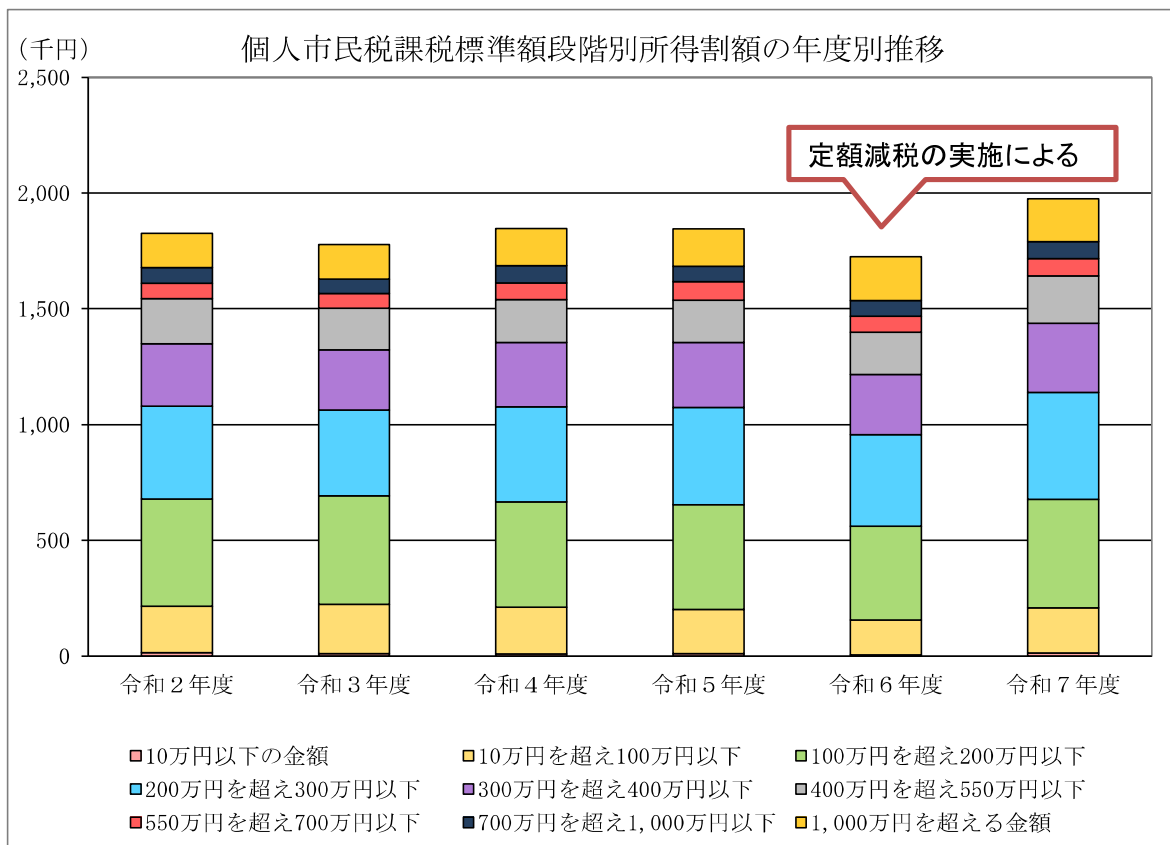


## (7) 個人市民税課税標準額段階別所得割額の年度別推移

(単位：千円)

課税標準額の段階	所得割額					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
10万円以下の金額	14,298	9,826	9,400	9,843	5,304	12,636
10万円を超え100万円以下	201,342	213,446	202,138	191,986	150,548	196,050
100万円を超え200万円以下	462,328	468,662	454,737	452,875	404,610	468,462
200万円を超え300万円以下	400,733	371,395	409,882	419,334	395,361	461,279
300万円を超え400万円以下	269,380	259,253	278,239	279,969	260,464	298,979
400万円を超え550万円以下	195,505	178,767	185,804	182,688	183,096	205,196
550万円を超え700万円以下	66,780	63,358	71,696	80,006	67,542	73,717
700万円を超え1,000万円以下	67,149	62,380	74,246	66,253	68,217	73,250
1,000万円を超える金額	147,824	149,686	160,636	162,589	189,860	185,088
合計	1,825,339	1,776,773	1,846,778	1,845,543	1,725,002	1,974,657

資料：市町村税課税状況等の調（第12表）

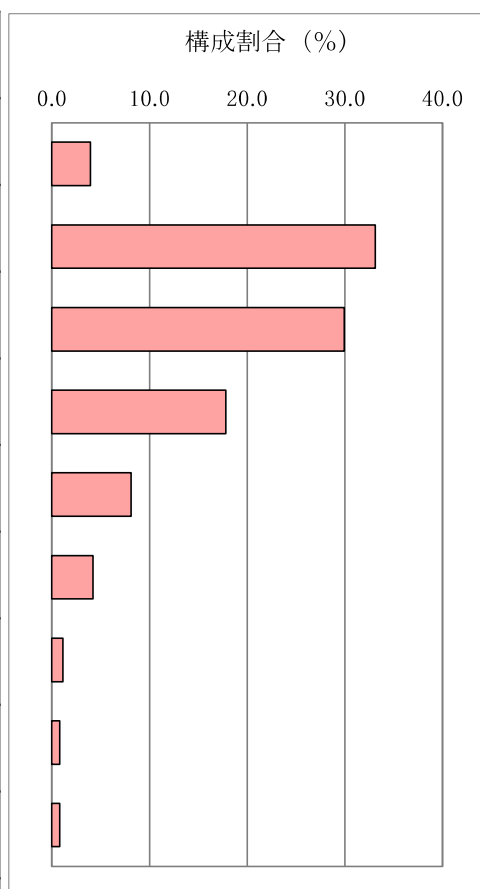


## (8) 令和7年度個人市民税課税標準額段階別構成比

納税義務者数

(単位：人、%)

課税標準額の段階	納税義務者数	構成割合
10万円以下の金額	760	4.0
10万円を超え100万円以下	6,365	33.1
100万円を超え200万円以下	5,757	30.0
200万円を超え300万円以下	3,426	17.8
300万円を超え400万円以下	1,560	8.1
400万円を超え550万円以下	809	4.2
550万円を超え700万円以下	218	1.1
700万円を超え1,000万円以下	160	0.8
1,000万円を超える金額	162	0.8
合計	19,217	100.0



資料：市町村税課税状況等の調（第12表）

例えば・・・

【会社員Aさんの場合】

家族：妻、17歳と20歳の子ども（いずれも無収入）

収入：令和6年中の給与収入 5,000,000円

社会保険料支払額 397,000円

生命保険料支払額 一般生命保険 新契約 120,000円

◎所得金額（給与収入金額－給与所得控除額）

$$5,000,000円 \div 4 \times 3.2 - 440,000円 = 3,560,000円 \dots \textcircled{1}$$

◎所得控除額

社会保険料	397,000円
生命保険料控除	28,000円
配偶者控除	330,000円
扶養控除	330,000円
特定扶養控除	450,000円
基礎控除	430,000円
合計	1,965,000円

一般生命保険は新契約で56,000円を超えるので、28,000円（限度額）

所得税と人的控除額の差額  
330,000円

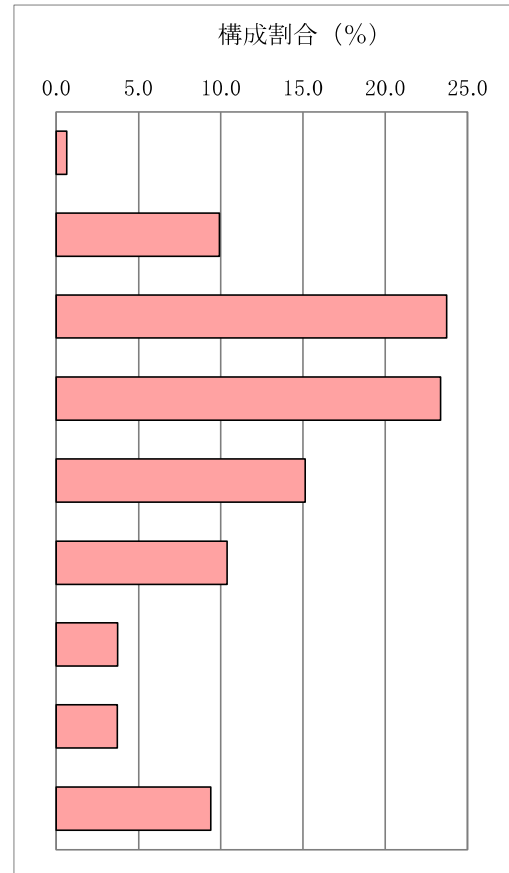
○課税標準額（合計課税所得金額）

$$3,560,000円 \textcircled{1} - 1,965,000円 \textcircled{2} = 1,595,000円$$

## 所得割額

(単位：千円、%)

課税標準額の段階	所得割額	構成割合
10万円以下の金額	12,636	0.6
10万円を超え100万円以下	196,050	9.9
100万円を超え200万円以下	468,462	23.7
200万円を超え300万円以下	461,279	23.4
300万円を超え400万円以下	298,979	15.1
400万円を超え550万円以下	205,196	10.4
550万円を超え700万円以下	73,717	3.7
700万円を超え1,000万円以下	73,250	3.7
1,000万円を超える金額	185,088	9.4
合計	1,974,657	100.0



※ 構成割合については、小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

## 税額計算

	市民税	県民税
課税標準額×税率	1,595,000円×6%=95,700円	1,595,000円×4%=63,800円
調整控除額	<合計課税所得金額が200万円以下の場合> 人的控除額の差の合計額または合計所得金額の いずれか少ない金額の5%(市民税3%、県民税2%)	
	330,000円×3%=9,900円	330,000円×2%=6,600円
定額減税 (令和6年度課税のみ)	(本人+扶養人数)×10,000円(市民税6,000円・県民税4,000円)	
	6,000円×4人=24,000円	4,000円×4人=16,000円
所得割額 (③)	95,700円-9,900円-24,000円=61,800円	63,800円-6,600円-16,000円=41,200円
均等割額 (④)	3,000円	1,800円
合計 (③+④)	64,800円	43,000円
森林環境税	1,000円	
個人市民税・県民税・森林環境税 合計	108,800円	

## (9) 加東市へのふるさと納税額と寄附金税額控除の内訳

(単位：千円、人)

	加東市への前年度 ふるさと納税額	寄附金税額控除 (地方公共団体への寄附金に係る分)	
		人 数	市民税控除額
令和2年度	104,756	1,037	36,013
令和3年度	802,964	1,468	48,183
令和4年度	1,071,320	2,005	63,582
令和5年度	862,854	2,464	77,050
令和6年度	517,057	2,758	92,338
令和7年度	649,649	2,948	97,979

資料：市町村税課税状況等の調（第42表）

## (10) 住宅借入金等特別税額控除の年度別推移

(単位：人、千円)

	人 数	住宅借入金等特別税額控除額
令和2年度	938	43,239
令和3年度	991	46,018
令和4年度	1,049	48,007
令和5年度	1,101	44,693
令和6年度	1,055	44,693
令和7年度	1,027	40,577

資料：市町村税課税状況等の調（第12表、第19表）

※ 住宅借入金等特別税額控除とは、金融機関などから返済期間10年以上の住宅ローンを受けて、住宅の新築、取得または増改築を行うなど一定の要件を満たした場合に、10年または13年間各年末の住宅ローン残高の1%（令和4年1月以降に要件を満たした場合は0.7%）を所得税額から控除する制度で、所得税から控除しきれなかった額は、翌年度の市・県民税から控除することができます。

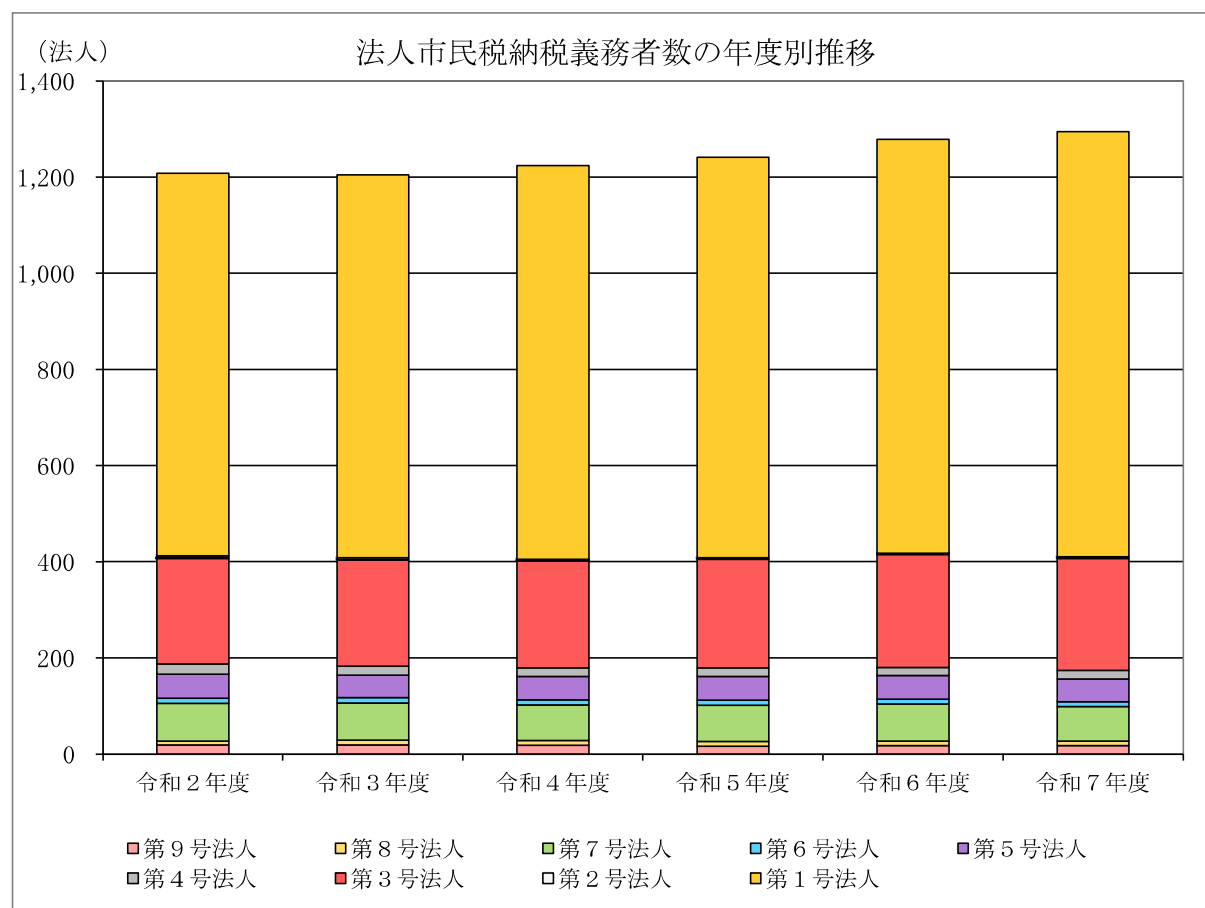
## (11) 法人市民税納税義務者数の年度別推移

令和7年7月1日現在 (単位: 法人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
均 等 割	第9号法人	19	19	18	16	17	17
	第8号法人	8	10	10	10	10	10
	第7号法人	78	77	74	75	77	72
	第6号法人	11	11	11	11	10	10
	第5号法人	50	47	48	49	49	47
	第4号法人	21	19	18	18	17	18
	第3号法人	220	221	223	226	235	233
	第2号法人	5	4	3	3	3	3
	第1号法人	796	796	819	833	860	884
均等割納税義務者数 合計		1,208	1,204	1,224	1,241	1,278	1,294
前年比 (%)		—	99.7	101.7	101.4	103.0	101.3
上記のうち 法人税割納税者数		538	546	505	536	577	567
前年比 (%)		—	101.5	92.5	106.1	107.6	98.3

資料: 市町村税課税状況等の調 (第1表)

※ 上記の法人は地方税法第312条第1項で定める法人です。(区分は14ページを参照。)



## (12) 法人市民税調定額の年度別推移

(単位：千円、%)

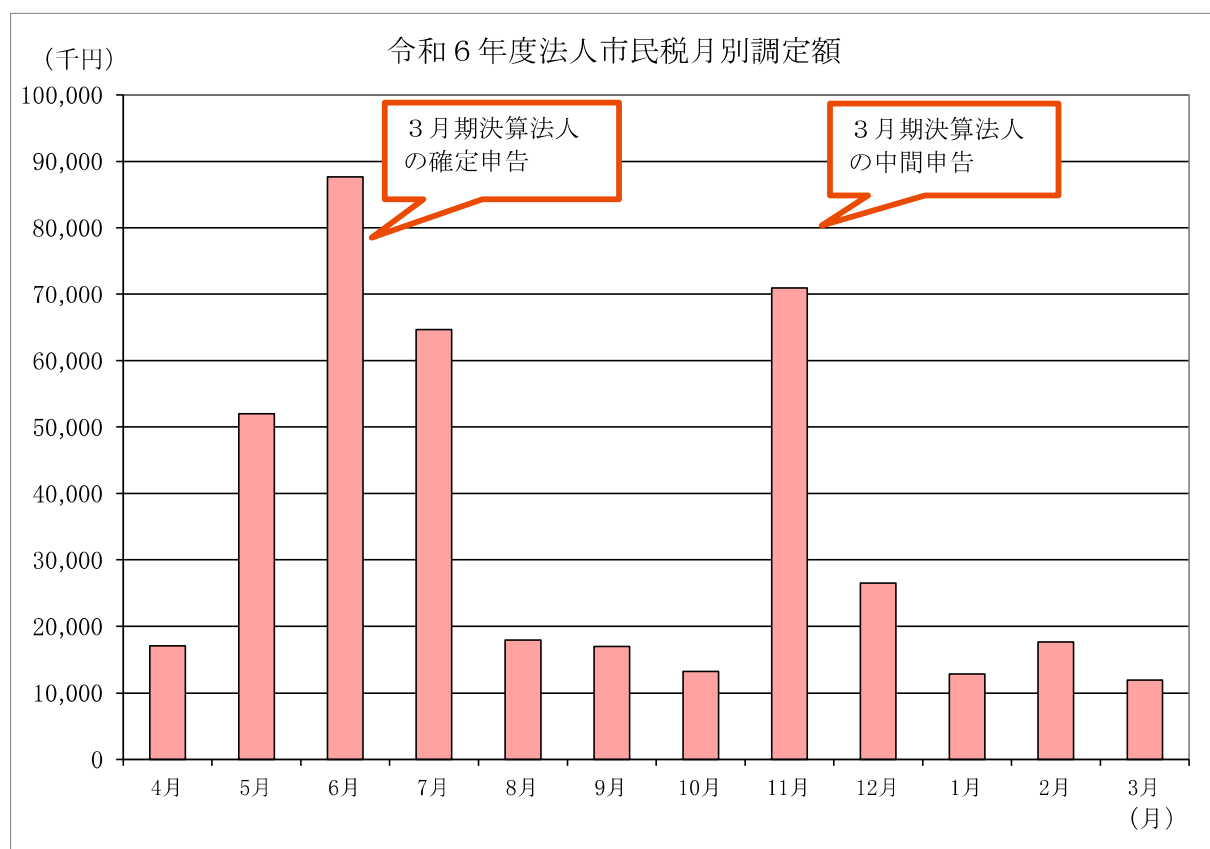
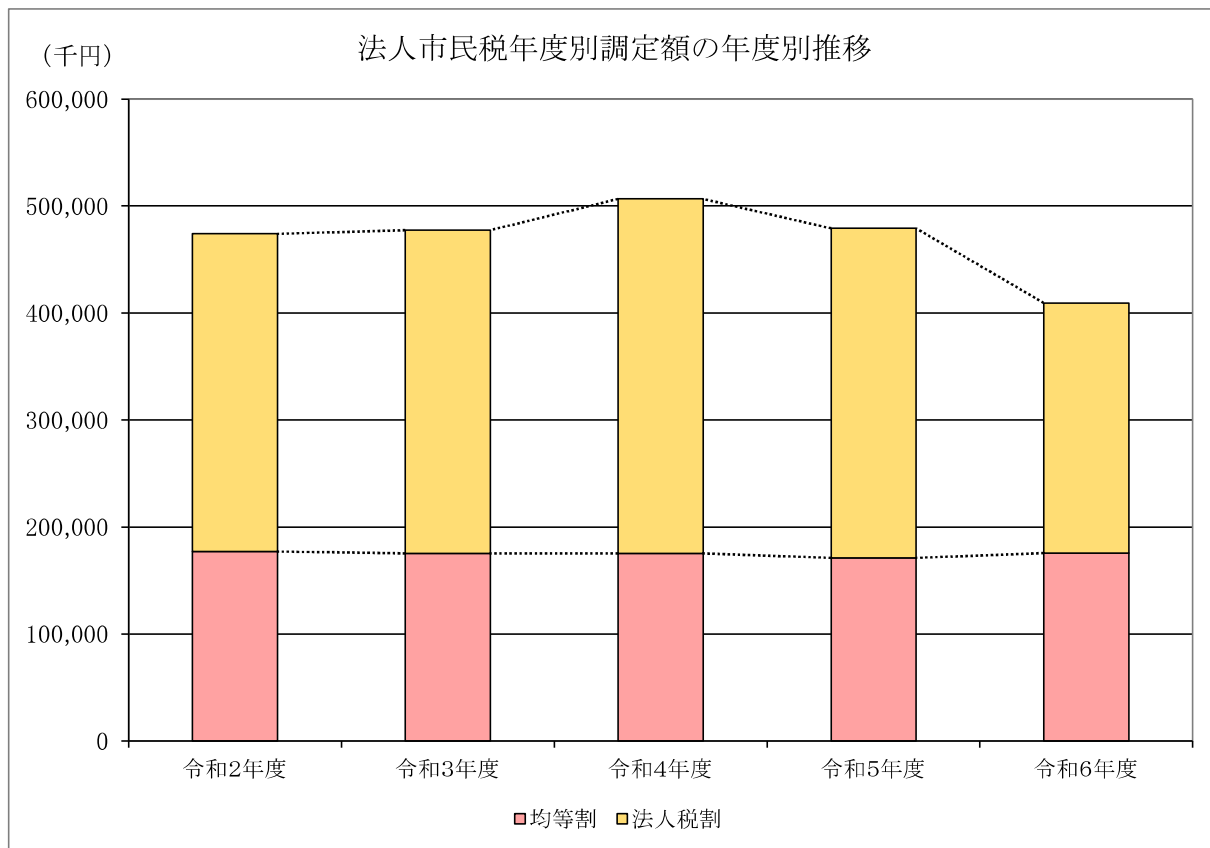
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
均等割	177,123	—	175,360	99.0	175,433	100.0	171,158	97.6	175,703	102.7
法人税割	296,830	—	302,087	101.8	331,214	109.6	308,186	93.0	233,779	75.9
計	473,953	—	477,447	100.7	506,647	106.1	479,344	94.6	409,482	85.4

## (13) 法人市民税月別調定額の年度別推移

(単位：千円、%)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
4月	27,109	5.7	26,805	5.5	31,607	6.2	11,595	2.4	17,055	4.2
5月	56,820	12.0	44,437	9.2	46,753	9.2	58,638	12.2	52,013	12.7
6月	74,570	15.7	76,200	15.7	91,862	18.1	78,087	16.3	87,703	21.4
7月	92,566	19.5	83,166	17.2	95,718	18.9	107,887	22.5	64,651	15.8
8月	22,796	4.8	19,494	4.0	23,570	4.7	19,939	4.2	17,946	4.4
9月	19,822	4.2	19,822	4.1	21,109	4.2	17,692	3.7	16,959	4.1
10月	14,208	3.0	14,523	3.0	10,669	2.1	8,491	1.8	13,261	3.2
11月	95,964	20.2	108,535	22.4	98,961	19.5	104,318	21.8	70,944	17.3
12月	14,795	3.1	18,556	3.8	26,399	5.2	22,373	4.7	26,501	6.5
1月	20,028	4.2	19,007	3.9	11,010	2.2	12,089	2.5	12,841	3.1
2月	19,905	4.2	23,812	4.9	25,911	5.1	17,214	3.6	17,686	4.3
3月	15,370	3.2	30,412	6.3	23,078	4.6	21,023	4.4	11,922	2.9
計	473,953	100.0	484,769	100.0	506,647	100.0	479,346	100.0	409,482	100.0

※金額については千円未満、構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

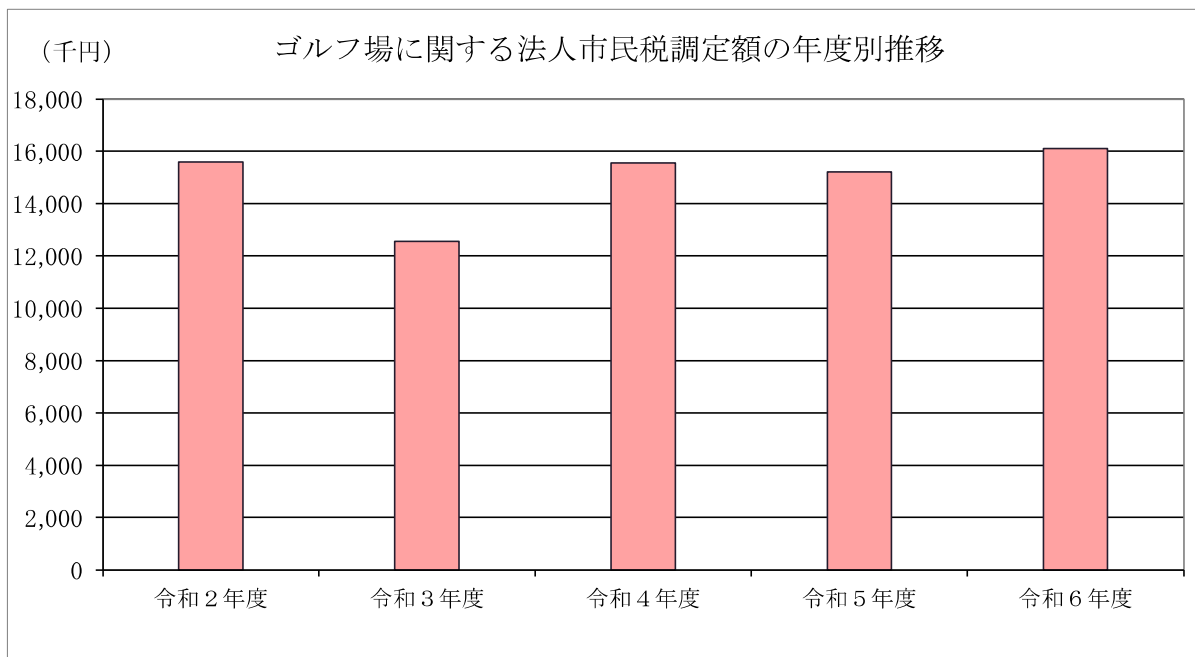


※ 3月期決算の法人が多いため、5月～7月確定申告と11月中間申告が増加することにより5月～7月及び11月全体の調定額が増加します。

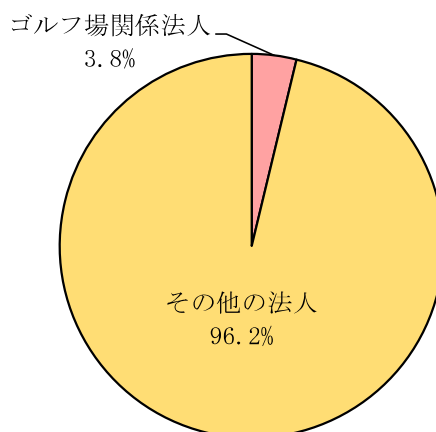
### (14) ゴルフ場に関する法人市民税調定額の年度別推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額	15,595	12,559	15,565	15,205	16,111



#### 令和6年度法人市民税調定額におけるゴルフ場関係法人の割合



## 2 固定資産税 都市計画税



## (1) 固定資産税納税義務者数の年度別推移

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
土地	13,316	13,407	13,479	13,542	13,637	13,697
家屋	13,762	13,770	13,930	14,049	14,094	14,083
償却資産	1,094	1,013	1,114	1,111	1,079	1,072
合計	28,172	28,190	28,523	28,702	28,810	28,852
実数	18,418	18,423	18,498	18,568	18,575	18,552

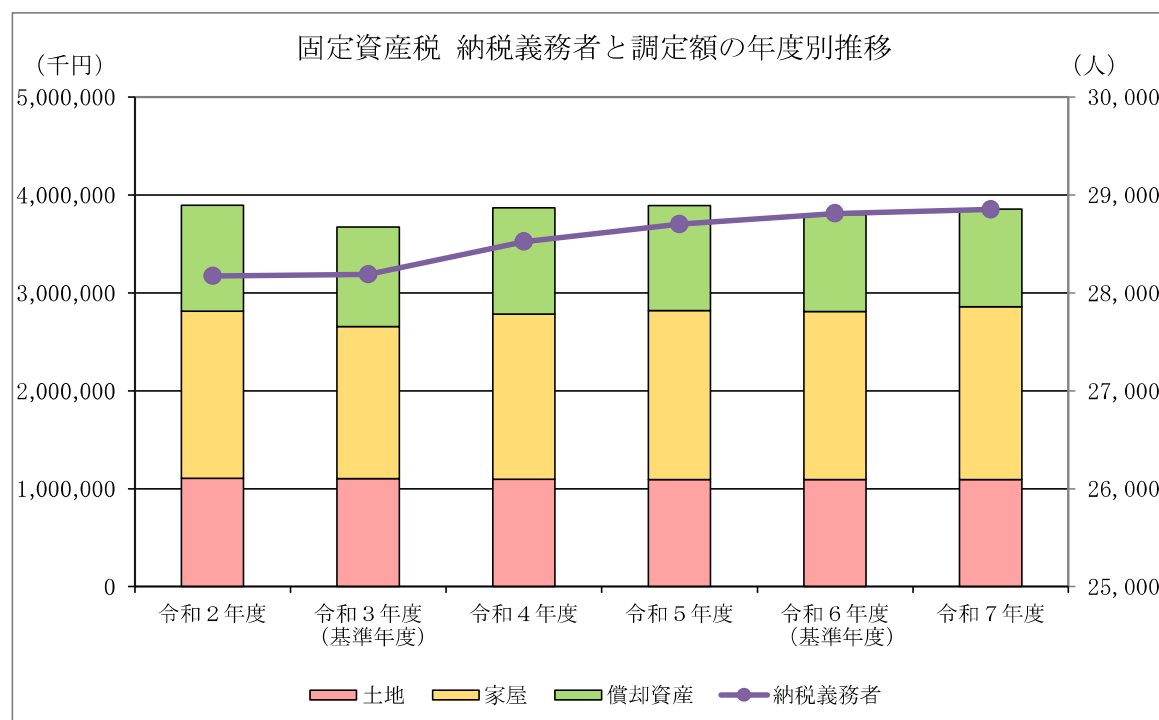
※ 当初調定による。

## (2) 固定資産税調定額の年度別推移

(単位:千円、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
土地	1,109,185	1,104,298	1,098,767	1,096,340	1,095,861	1,096,223
家屋	1,703,954	1,551,641	1,684,271	1,726,071	1,712,153	1,763,142
償却資産	1,079,322	1,015,386	1,087,144	1,068,982	993,152	998,412
合計	3,892,461	3,671,325	3,870,182	3,891,393	3,801,166	3,857,777
前年比	-	94.3	105.4	100.5	97.7	101.5

※ 当初調定による。



### (3) 土地について

#### ①地目別面積の年度別推移

(単位：㎡、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
農地	29,008,715	28,949,381	28,864,240	28,806,453	28,768,936	28,719,054
宅地	10,142,910	10,205,814	10,268,682	10,320,935	10,366,256	10,403,604
鉱泉地	59	59	59	59	59	59
山林	33,572,392	33,487,405	33,514,927	33,540,521	33,550,980	33,480,329
牧場	46,924	46,924	46,924	46,924	46,924	46,924
原野	1,358,281	1,325,470	1,334,773	1,345,592	1,349,633	1,349,911
雑種地(ゴルフ場用地)	12,817,340	12,817,340	12,806,140	12,806,140	12,806,020	12,806,020
雑種地(上記以外)	5,406,963	5,487,505	5,469,178	5,454,314	5,409,853	5,421,656
合計	92,353,584	92,319,898	92,304,923	92,320,938	92,298,661	92,227,557
前年比	—	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9

※ 非課税地は含まない。

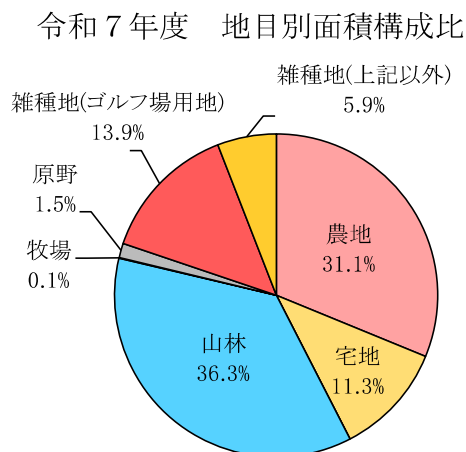
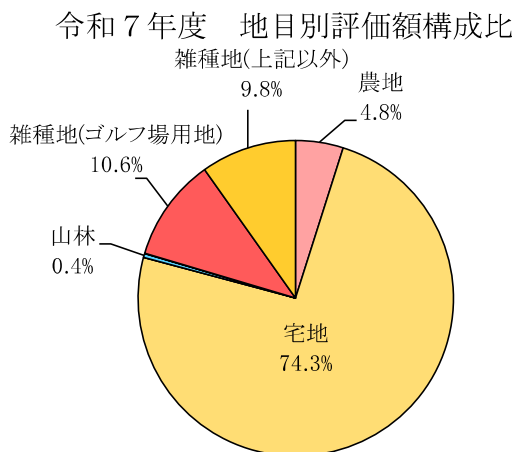
資料：固定資産概要調書（第2表）

#### ②地目別評価額の年度別推移

(単位：千円、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
農地	8,723,503	8,222,510	8,048,873	7,907,724	7,889,173	7,691,740
宅地	113,039,080	114,623,440	114,834,121	115,072,675	117,812,289	118,124,134
鉱泉地	34	33	32	31	31	30
山林	669,341	658,607	658,972	658,992	661,071	659,852
牧場	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408
原野	36,474	35,621	33,818	33,997	38,220	38,261
雑種地(ゴルフ場用地)	17,096,055	16,915,555	16,902,339	16,902,339	16,823,974	16,823,974
雑種地(上記以外)	16,868,874	16,902,338	16,308,671	16,034,168	15,898,174	15,593,192
合計	156,434,769	157,359,512	156,788,234	156,611,334	159,124,340	158,932,561
前年比	—	100.6	99.6	99.9	101.6	99.9

資料：固定資産概要調書（第2表）



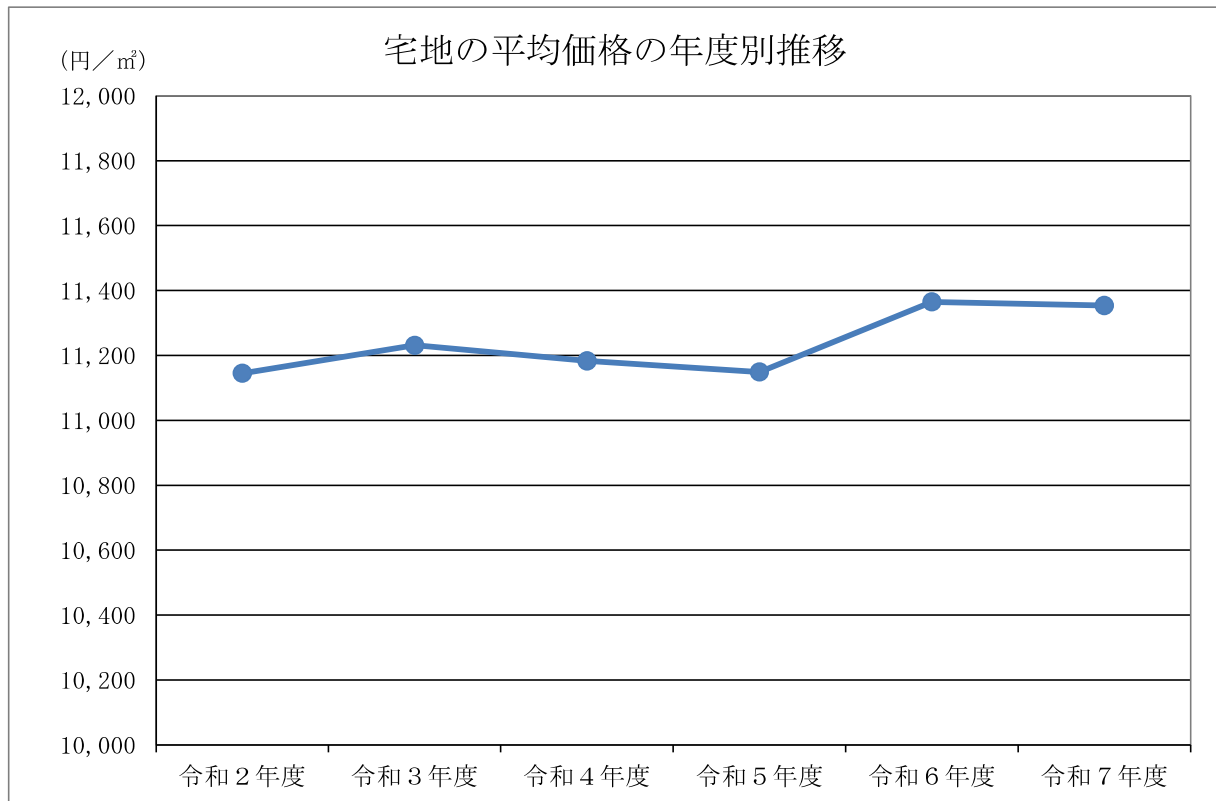
※構成比については、小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

③ 1㎡当たり地目別平均価格の年度別推移

(単位：円/㎡、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
農地	301	284	279	275	274	268
宅地	11,145	11,231	11,183	11,149	11,365	11,354
鉱泉地	576	559	542	525	525	508
山林	20	20	20	20	20	20
牧場	30	30	30	30	30	30
原野	27	27	25	25	28	28
雑種地(ゴルフ場用地)	1,334	1,320	1,320	1,320	1,314	1,314
雑種地(上記以外)	3,120	3,080	2,982	2,940	2,939	2,876
全平均	1,694	1,705	1,699	1,696	1,724	1,723
前年比	—	100.6	99.6	99.8	101.7	99.9

資料：固定資産概要調書（第2表）



#### (4) 令和7年度 土地に関する概要調書

		納税義務者数 (法定免税点以上)			地 積 ( m <sup>2</sup> )			
		総数	個人	法人	非課税地積	評価総地積	法定免税点 未 満	法定免税点 以 上
田	一般田	4,484	4,458	26	161,429	26,568,428	644,220	25,924,208
	勧告遊休田	12	12	0	0	36,463	873	35,590
	市街化区域田	306	304	2	3,184	296,820	326	296,494
	小 計	4,802	4,774	28	164,613	26,901,711	645,419	26,256,292
畑	一般畑	1,926	1,912	14	9,313	1,767,714	253,228	1,514,486
	勧告遊休畑	0	0	0	0	0	0	0
	市街化区域畑	142	140	2	5,391	49,629	1,012	48,617
	小 計	2,068	2,052	16	14,704	1,817,343	254,240	1,563,103
宅地	小規模住宅用地	10,679	10,414	265		2,887,821	202,563	2,685,258
	一般住宅用地	8,275	8,140	135		2,704,088	53,815	2,650,273
	住宅用地以外の宅地	3,312	2,758	554		4,811,695	14,460	4,797,235
	小 計	22,266	21,312	954	433,598	10,403,604	270,838	10,132,766
鉱 泉 地		0	0	0	0	59	59	0
山林	一般山林	2,257	2,080	177	2,367,528	33,428,526	3,538,242	29,890,284
	市街化区域山林	36	36	0	9,145	51,803	686	51,117
	小 計	2,293	2,116	177	2,376,673	33,480,329	3,538,928	29,941,401
牧 場		1	1	0	0	46,924	0	46,924
原 野		685	633	52	1,077,858	1,349,911	241,360	1,108,551
雑種地	ゴルフ場用地	291	235	56	0	12,806,020	18,432	12,787,588
	遊園地等用地	13	11	2	0	67,018	0	67,018
	鉄軌道用地	1	0	1	6,297	56,888	0	56,888
	その他の雑種地	2,520	2,066	454	743,342	5,297,750	1,840,454	3,457,296
	小 計	2,825	2,312	513	749,639	18,227,676	1,858,886	16,368,790
そ の 他		0	0	0	60,505,358	0	0	0
合 計		34,940	33,200	1,740	65,322,443	92,227,557	6,809,730	85,417,827

決定価格（千円）				筆数（筆）				単位当たり 価格(円)	
総額	法定免税 点未満	法定免税点 以上	課税標準額 (免税点以上)	非課税 地筆数	評価 総筆数	法定免税 点未満	法定免税 点以上	平均 価格	最高 価格
3,790,844	84,238	3,706,606	3,692,068	512	26,650	1,282	25,368	143	183
9,902	265	9,637	9,637	0	30	2	28	272	307
3,241,672	2,346	3,239,326	1,051,287	13	659	8	651	10,921	30,605
7,042,418	86,849	6,955,569	4,752,992	525	27,339	1,292	26,047	—	—
76,270	10,608	65,662	65,660	69	4,229	539	3,690	43	77
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
573,052	3,587	569,465	184,542	28	204	9	195	11,547	32,041
649,322	14,195	635,127	250,202	97	4,433	548	3,885	—	—
39,536,701	957,632	38,579,069	6,426,070		19,593	1,460	18,133	13,691	43,076
23,976,257	169,555	23,806,702	7,928,107		15,986	836	15,150	8,867	43,076
54,611,176	32,653	54,578,523	36,396,255		6,915	150	6,765	11,350	45,800
118,124,134	1,159,840	116,964,294	50,750,432	777	42,494	2,446	40,048	—	—
30	30	0	0	0	1	1	0	508	510
604,532	62,960	541,572	541,572	608	14,799	5,087	9,712	18	22
55,320	1,082	54,238	36,748	10	57	6	51	1,068	10,080
659,852	64,042	595,810	578,320	618	14,856	5,093	9,763	—	—
1,408	0	1,408	1,408	0	1	0	1	30	30
38,261	3,897	34,364	27,190	185	1,996	518	1,478	28	20,332
16,823,974	1,313	16,822,661	11,776,277	0	3,288	10	3,278	1,314	2,064
289,518	0	289,518	202,083	0	85	0	85	4,320	4,320
281,466	0	281,466	196,333	107	5	0	5	4,948	9,600
15,022,208	688,929	14,333,279	9,799,510	1,058	12,159	6,353	5,806	2,836	42,775
32,417,166	690,242	31,726,924	21,974,203	1,165	15,537	6,363	9,174	1,778	42,775
0	0	0	0	55,418	0	0	0	0	0
158,932,591	2,019,095	156,913,496	78,334,747	58,785	106,657	16,261	90,396	—	—

資料：固定資産概要調査（第2表、第3表）

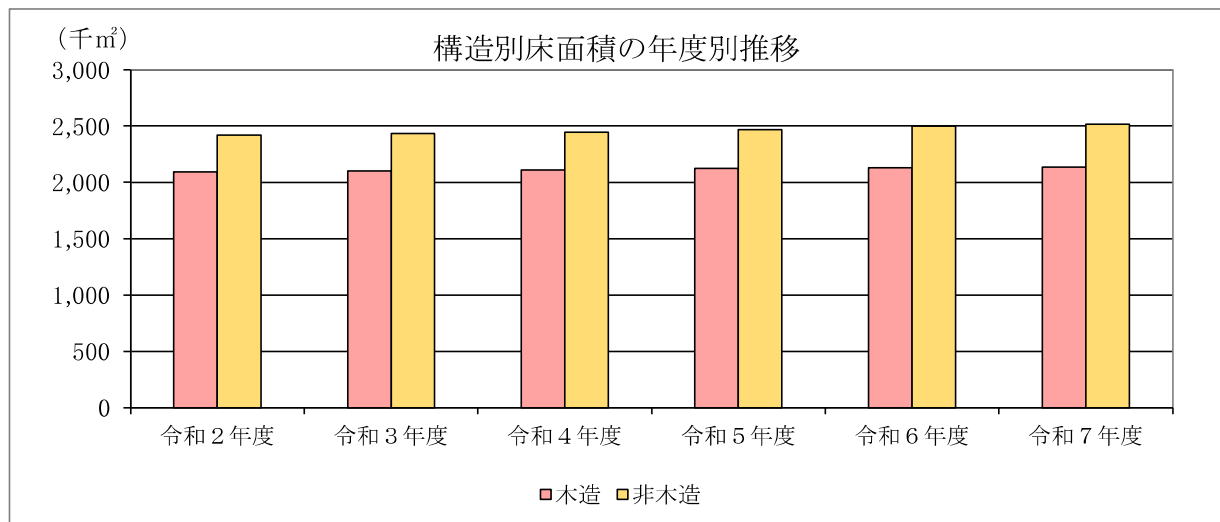
## (5) 家屋について

### ①構造別床面積の年度別推移

(単位：㎡、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
木造	2,094,121	2,101,765	2,109,909	2,123,746	2,131,012	2,137,180
非木造	2,418,865	2,432,530	2,445,281	2,466,892	2,499,429	2,516,645
合計	4,512,986	4,534,295	4,555,190	4,590,638	4,630,441	4,653,825
増減	—	21,309	20,895	35,448	39,803	23,384
前年比	—	100.5	100.5	100.8	100.9	100.5

資料：固定資産概要調書（第22表）

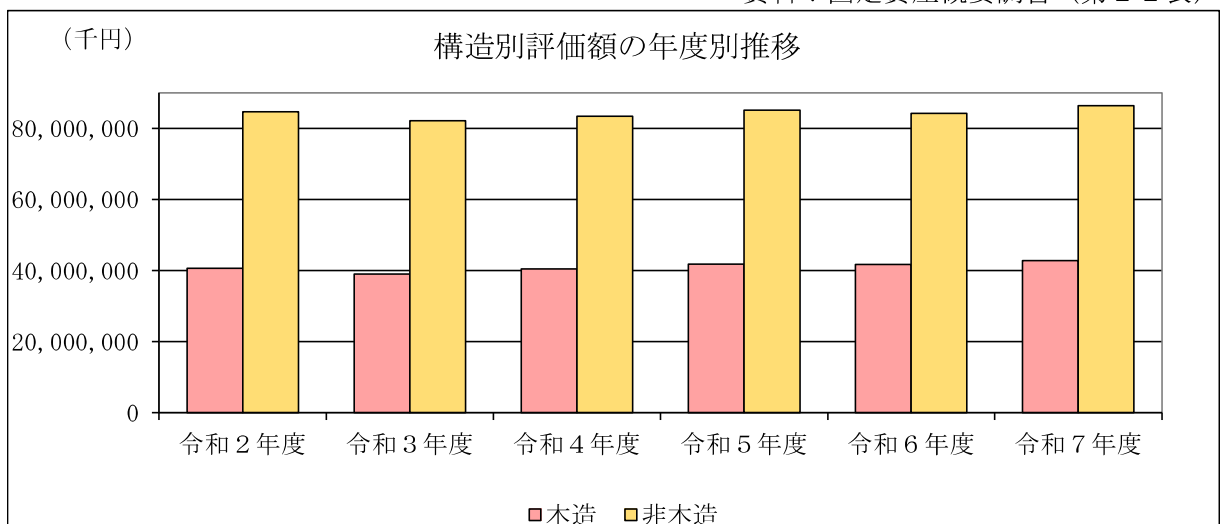


### ②構造別評価額の年度別推移

(単位：千円、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
木造	40,661,531	39,026,537	40,461,986	41,866,317	41,733,616	42,773,120
非木造	84,628,337	82,114,282	83,449,461	85,083,660	84,184,017	86,380,085
合計	125,289,868	121,140,819	123,911,447	126,949,977	125,917,633	129,153,205
増減	—	▲ 4,149,049	2,770,628	3,038,530	▲ 1,032,344	3,235,572
前年比	—	96.7	102.3	102.5	99.2	102.6

資料：固定資産概要調書（第22表）

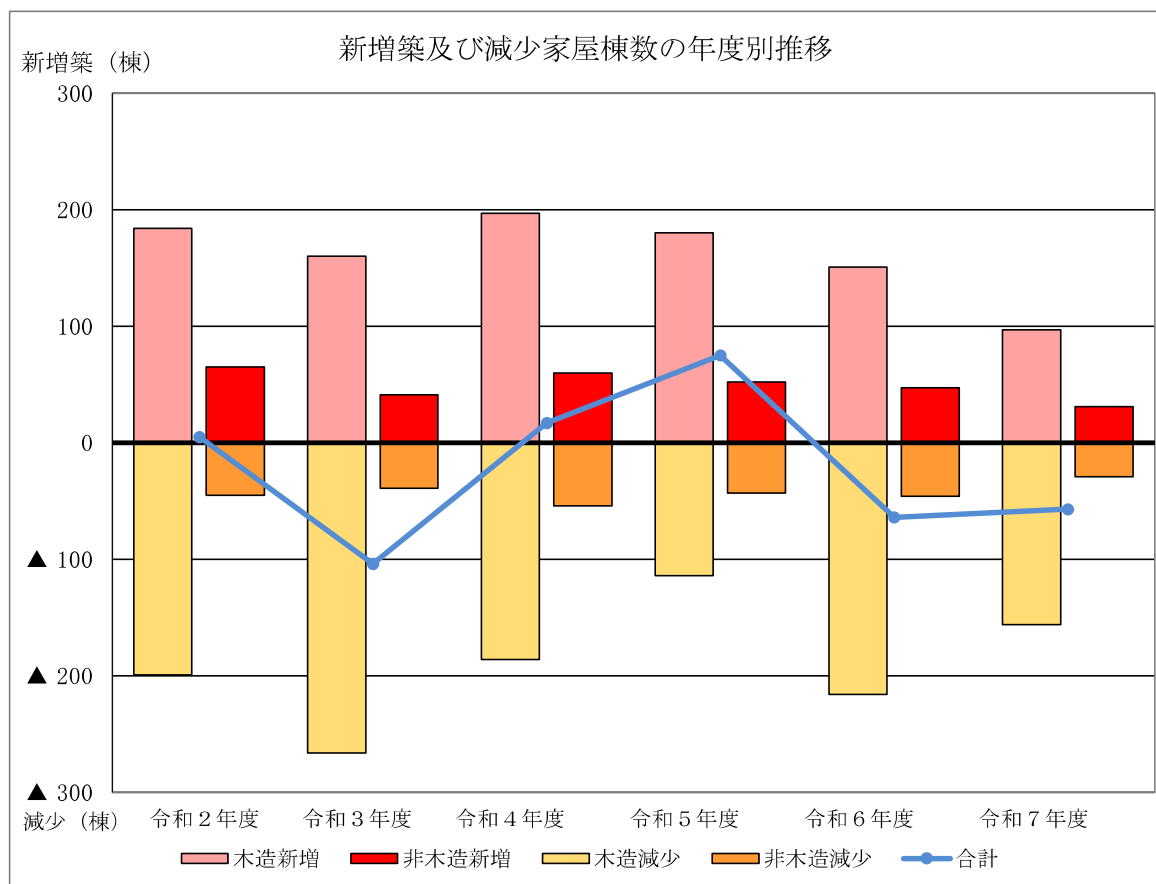


③ 新增築及び減少家屋棟数の年度別推移

(単位：棟)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
木造	新增	184	160	197	180	151	97
	減少	199	266	186	114	216	156
	差引	▲ 15	▲ 106	11	66	▲ 65	▲ 59
非木造	新增	65	41	60	52	47	31
	減少	45	39	54	43	46	29
	差引	20	2	6	9	1	2
合計	新增	249	201	257	232	198	128
	減少	244	305	240	157	262	185
	差引	5	▲ 104	17	75	▲ 64	▲ 57

資料：固定資産概要調書（第31～34表）



(6) 令和7年度 家屋に関する概要調書

		棟 数			床面積 (㎡)		
		総 数 (イ)	免税点未満 (ロ)	免税点以上 (ハ)	総 数 (ニ)	免税点未満 (ホ)	
用 途 別	木 造	専用住宅	15,356	454	14,902	1,588,826	22,181
		共同住宅・寄宿舍	254	0	254	80,347	0
		併用住宅	839	15	824	94,053	1,034
		旅館・料亭・ホテル	3	0	3	737	0
		事務所・銀行・店舗	378	12	366	28,355	372
		劇場・病院	15	0	15	1,997	0
		工場・倉庫	2,238	136	2,102	113,433	4,526
		土 蔵	0	0	0	0	0
		附属家	5,243	409	4,834	229,432	12,350
		小 計	24,326	1,026	23,300	2,137,180	40,463
用 途 別	非 木 造	事務所・百貨店・ 店舗	1,180	15	1,165	372,391	681
		住宅・アパート	3,349	32	3,317	563,079	855
		病院・ホテル	236	0	236	65,148	0
		工場・倉庫・市場	5,139	99	5,040	1,500,323	3,581
		その他	91	3	88	15,704	137
		小 計	9,995	149	9,846	2,516,645	5,254
構 造 別	木 造	24,326	1,026	23,300	2,137,180	40,463	
	鉄骨鉄筋コンクリート造	188	0	188	50,710	0	
	鉄筋コンクリート造	841	1	840	371,572	28	
	鉄骨造	4,649	32	4,617	1,672,524	1,659	
	軽量鉄骨造	3,435	85	3,350	392,666	2,710	
	れんが造・コンクリート ブロック造	876	31	845	28,863	857	
	その他	6	0	6	310	0	
	小 計	34,321	1,175	33,146	4,653,825	45,717	

免税点以上 (へ)	決定価格 (千円)			単位当たり価格 (円/㎡)		
	総額 (ト)	免税点未満 (チ)	免税点以上 (リ)	(ト) / (ニ)	(チ) / (ホ)	(リ) / (へ)
1,566,645	35,913,676	32,681	35,880,995	22,604	1,473	22,903
80,347	3,415,012	0	3,415,012	42,503	0	42,503
93,019	1,249,008	1,763	1,247,245	13,280	1,705	13,408
737	9,262	0	9,262	12,567	0	12,567
27,983	736,907	904	736,003	25,989	2,430	26,302
1,997	62,745	0	62,745	31,420	0	31,420
108,907	539,140	5,248	533,892	4,753	1,160	4,902
0	0	0	0	0	0	0
217,082	847,370	12,887	834,483	3,693	1,043	3,844
2,096,717	42,773,120	53,483	42,719,637	20,014	1,322	20,375
371,710	21,618,847	1,058	21,617,789	58,054	1,554	58,158
562,224	20,382,041	3,006	20,379,035	36,197	3,516	36,247
65,148	4,753,937	0	4,753,937	72,971	0	72,971
1,496,742	39,219,346	8,845	39,210,501	26,141	2,470	26,197
15,567	405,914	329	405,585	25,848	2,401	26,054
2,511,391	86,380,085	13,238	86,366,847	34,324	2,520	34,390
2,096,717	42,773,120	53,483	42,719,637	20,014	1,322	20,375
50,710	4,238,749	0	4,238,749	83,588	0	83,588
371,544	22,278,886	67	22,278,819	59,958	2,393	59,963
1,670,865	47,588,364	3,104	47,585,260	28,453	1,871	28,479
389,956	12,030,939	8,122	12,022,817	30,639	2,997	30,831
28,006	230,296	1,945	228,351	7,979	2,270	8,154
310	12,851	0	12,851	41,455	0	41,455
4,608,108	129,153,205	66,721	129,086,484	27,752	1,459	28,013

資料：固定資産概要調書（第24～第30表）

## (7) 償却資産について

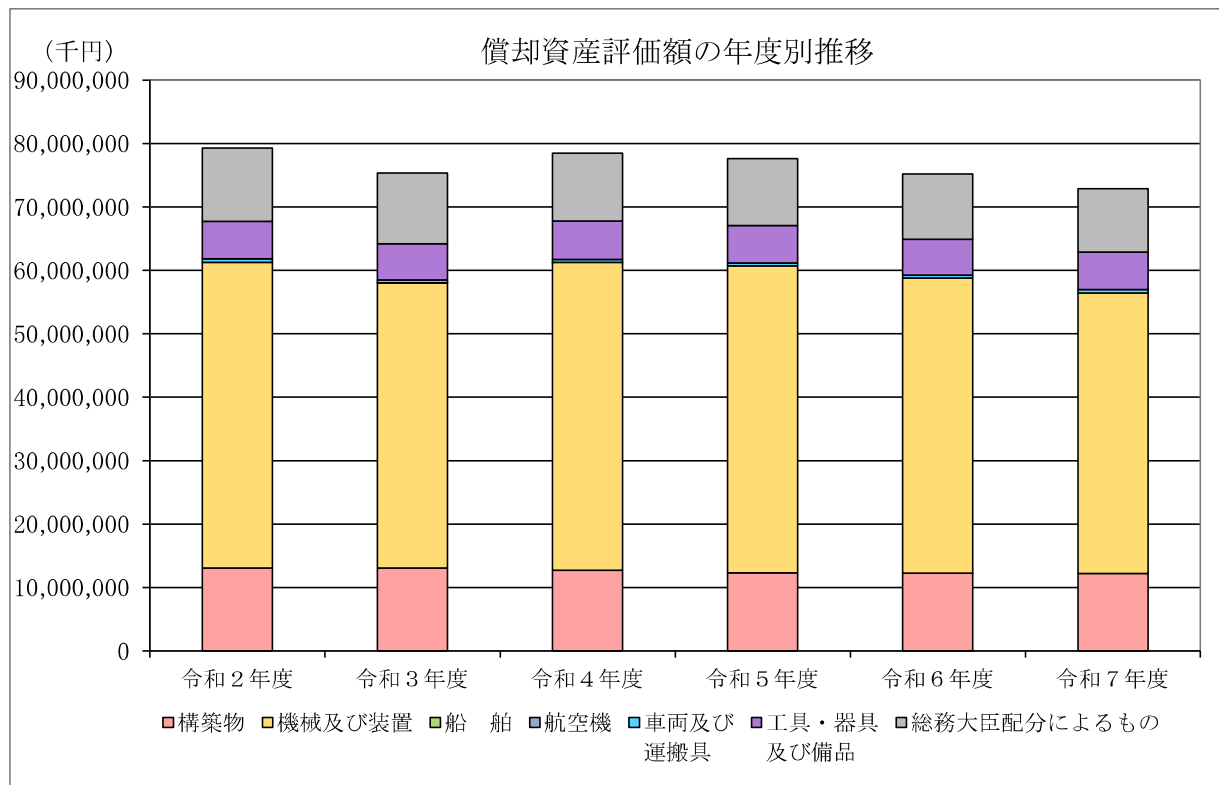
償却資産評価額の年度別推移

(単位：千円、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
構築物	13,108,200	13,113,907	12,685,543	12,303,995	12,251,052	12,238,161
機械及び装置	48,158,865	44,889,585	48,590,213	48,423,485	46,562,107	44,194,776
船 舶	82	52	33	396	20	20
航空機	0	0	0	0	52,544	1
車両及び 運搬具	568,864	516,078	470,642	455,166	422,900	526,405
工具・器具 及び備品	5,908,352	5,702,757	6,023,817	5,863,870	5,651,098	5,952,155
小 計	67,744,363	64,222,379	67,770,248	67,046,912	64,939,721	62,911,518
総務大臣配分 によるもの※1	11,541,089	11,139,940	10,723,411	10,592,691	10,309,201	9,994,668
県知事配分 によるもの ※1	0	0	0	0	0	0
小 計	11,541,089	11,139,940	10,723,411	10,592,691	10,309,201	9,994,668
合 計	79,285,452	75,362,319	78,493,659	77,639,603	75,248,922	72,906,186
前 年 比	—	95.1	104.2	98.9	96.9	96.9

資料：固定資産概要調書(第70表)

※1 鉄軌道や発送電施設など2つ以上の市町村にわたる固定資産で全体を一つの固定資産として評価すべきものについては、総務大臣又は都道府県知事はその価格などを決定して関係する市町村に配分します。



## (8) 都市計画税について

### ①納税義務者数の年度別推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
土地	5,485	5,573	5,689	5,783	5,874	5,933
家屋	5,256	5,338	5,493	5,619	5,701	5,747
合計	10,741	10,911	11,182	11,402	11,575	11,680
実数	6,743	6,817	6,917	7,008	7,075	7,116

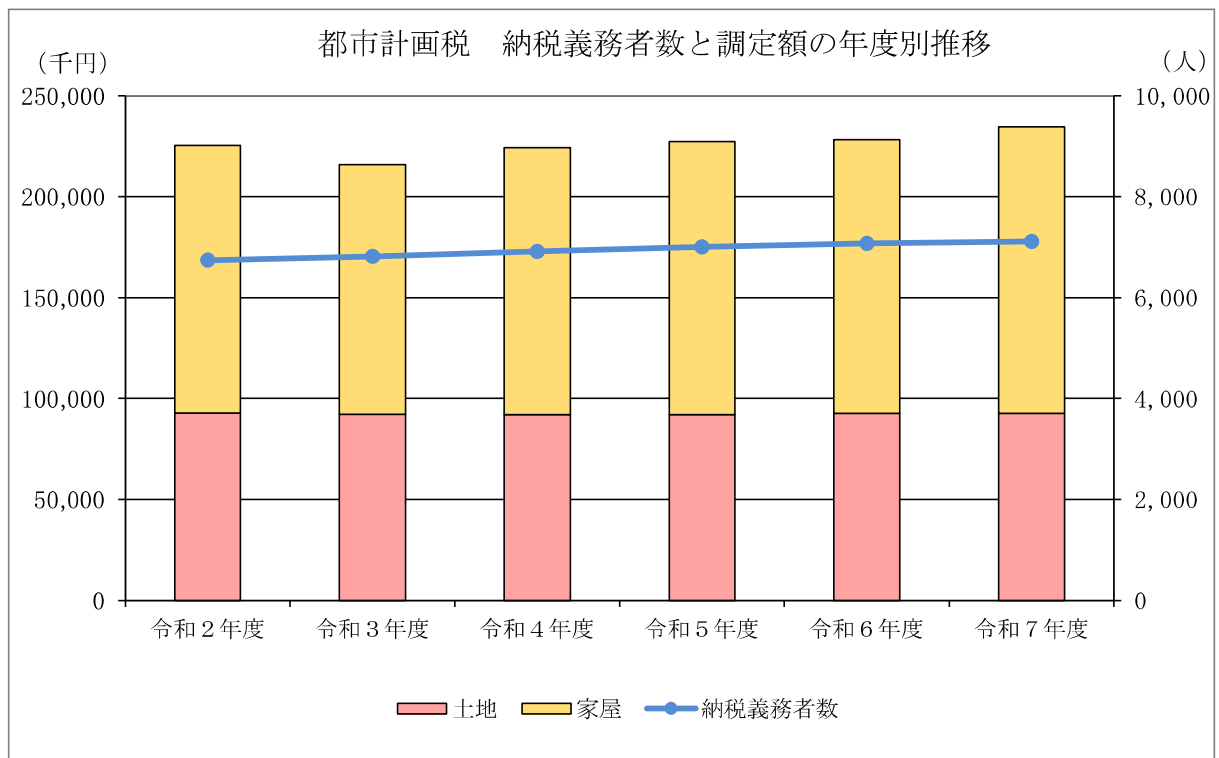
※ 当初調定による。

### ②調定額の年度別推移

(単位：千円、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
土地	92,833	92,120	92,012	91,938	92,573	92,655
家屋	132,554	123,791	132,211	135,437	135,645	141,944
合計	225,387	215,911	224,223	227,375	228,218	234,599
前年比	—	95.8	103.8	101.4	100.4	102.8

※ 当初調定による。



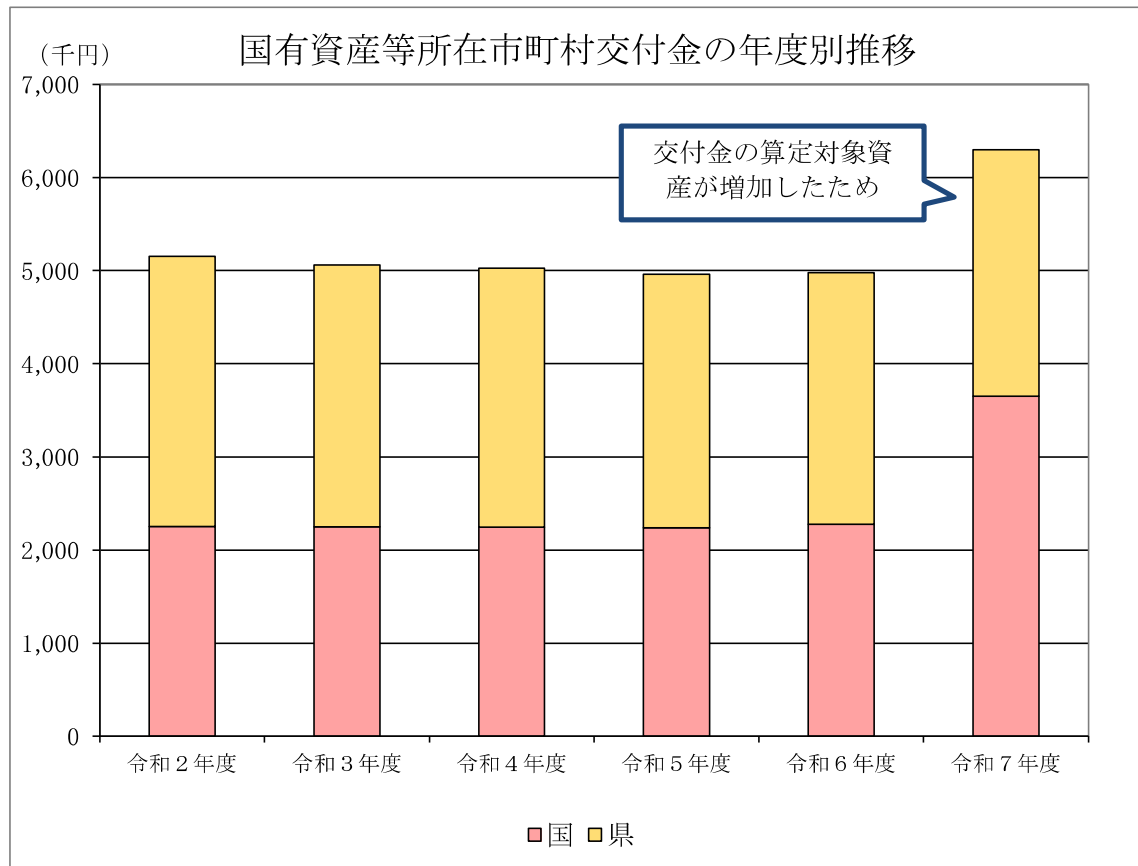
## (9) 国有資産等所在市町村交付金の年度別推移

国有資産等所在市町村交付金は、国や地方公共団体が所有する固定資産のうち、使用の実態が民間の所有のものと類似しているもの（県営住宅や官舎など）について、その固定資産が所在する市町村に対して、固定資産税の代わりに交付される交付金です。

(単位：千円、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国	2,252	2,248	2,244	2,239	2,275	3,652
県	2,901	2,813	2,782	2,723	2,704	2,647
合計	5,153	5,061	5,026	4,962	4,979	6,299
前年比	—	98.2	99.3	98.7	100.3	126.5

資料：固定資産概要調書（第89表）



## 3 諸 税

- (1) 軽自動車税（環境性能割）
- (2) 軽自動車税（種別割）
- (3) 国民健康保険税
- (4) 市たばこ税
- (5) 鉦産税

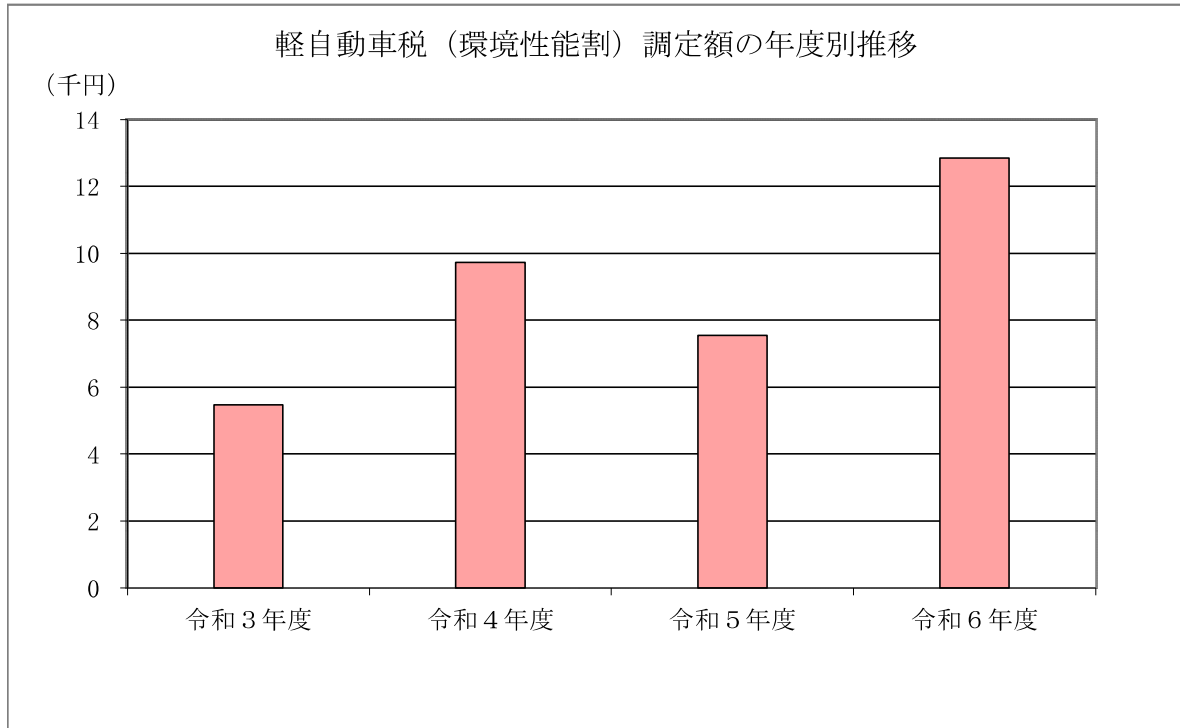


## (1) 軽自動車税（環境性能割）

①軽自動車税（環境性能割）調定額の年度別推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額	5,469	9,724	7,548	12,845



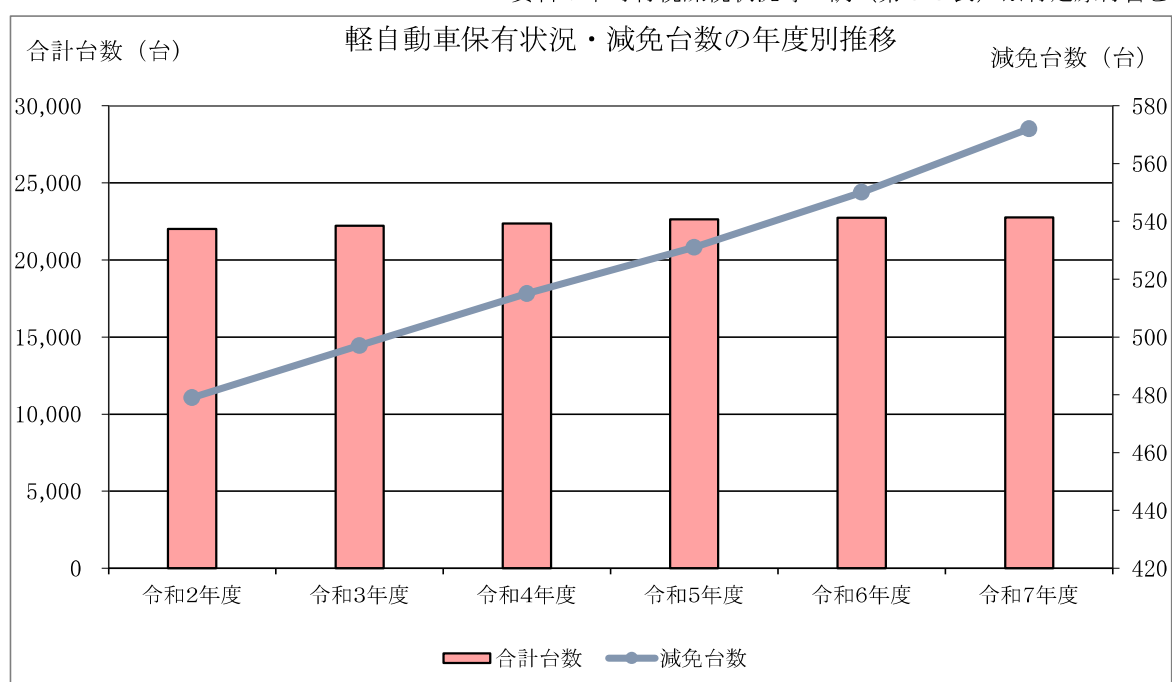
## (2) 軽自動車税(種別割)

### ①軽自動車種別保有状況の年度別推移

(単位：台)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
原動機付自転車	50cc以下	1,599	1,621	1,601	1,573	1,557	1,538
	50cc超90cc以下	141	142	145	159	151	164
	90cc超125cc以下	296	362	417	480	517	577
	ミニカー	22	21	22	25	22	27
軽自動車	二輪車	443	476	511	542	557	576
	三輪車	2	2	2	2	2	2
	四輪乗用(営業用)	2	2	2	4	2	3
	四輪乗用(自家用)	11,156	11,242	11,367	11,511	11,703	11,703
	四輪貨物用(営業用)	60	59	61	67	69	74
	四輪貨物用(自家用)	4,816	4,789	4,772	4,819	4,772	4,755
小型特殊自動車	農耕作業用	2,903	2,902	2,852	2,826	2,756	2,716
	特殊作業用	81	87	86	85	85	87
二輪の小型自動車		488	503	534	542	554	543
合計台数(A)		22,009	22,208	22,372	22,635	22,747	22,765
(A)のうち減免台数(B)		479	497	515	531	550	572
(A)のうち非課税台数(C)		118	117	117	125	130	125
総課税台数(A-B-C)		21,412	21,594	21,740	21,979	22,067	22,068

資料：市町村税課税状況等の調(第33表) ※特定原付含む

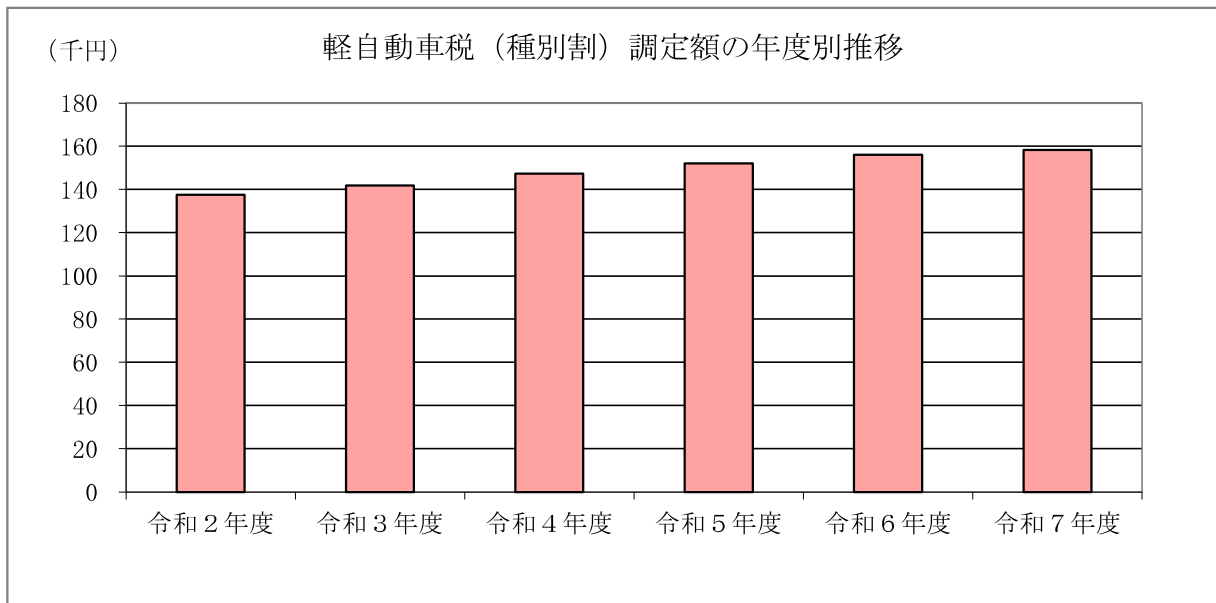


②軽自動車税（種別割）調定額の年度別推移

（単位：千円）

車種		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
原動機付自転車	50cc以下	3,174	3,218	3,178	3,112	3,080	3,050
	50cc超90cc以下	280	282	288	316	302	328
	90cc超125cc以下	694	852	984	1,135	1,222	1,366
	ミニカー	81	78	81	93	81	100
軽自動車	二輪車	1,595	1,714	1,840	1,951	2,005	2,074
	三輪車	9	9	9	9	9	9
	四輪乗用(営業用)	13	13	13	29	14	22
	四輪乗用(自家用)	99,804	103,448	108,378	112,166	116,268	118,181
	四輪貨物用(営業用)	215	215	225	250	262	284
	四輪貨物用(自家用)	23,639	23,849	24,109	24,658	24,603	24,726
小型特殊自動車	農耕作業用	4,622	4,621	4,541	4,499	4,387	4,323
	特殊作業用	454	490	484	472	472	490
二輪の小型自動車		2,922	3,012	3,198	3,240	3,312	3,246
合計		137,502	141,801	147,328	151,930	156,017	158,199

資料：市町村税課税状況等の調(第33表)※特定原付含む



### (3) 国民健康保険税

#### ①令和7年度国民健康保険特別会計歳入・歳出予算額

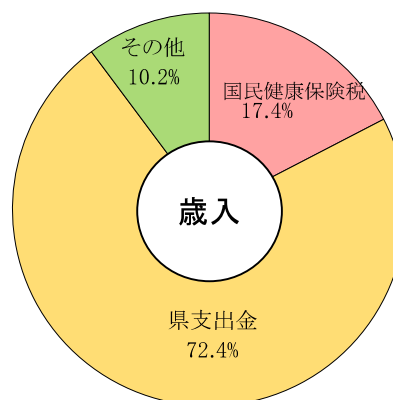
令和7年度国民健康保険特別会計予算歳入内訳

(単位：千円、%)

	予算額	構成比
国民健康保険税	681,652	17.4
一部負担金	2	0.0
使用料及び手数料	200	0.0
県支出金	2,836,653	72.4
財産収入	60	0.0
繰入金	376,933	9.6
繰越金	1	0.0
諸収入	21,954	0.6
歳入合計	3,917,455	100.0

資料：令和7年度加東市予算書

国民健康保険特別会計歳入内訳



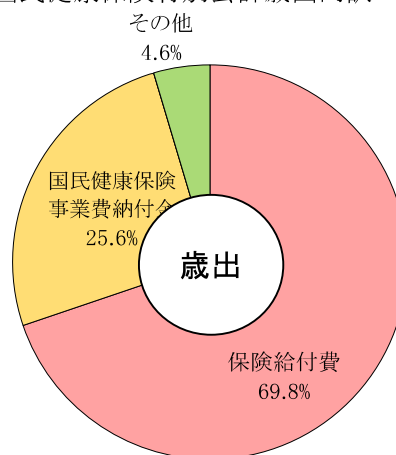
令和7年度国民健康保険特別会計予算歳出内訳

(単位：千円、%)

	予算額	構成比
総務費	125,404	3.2
保険給付費	2,734,102	69.8
国民健康保険事業費納付金	1,002,339	25.6
保健事業費	36,883	0.9
基金積立金	60	0.0
公債費	300	0.0
諸支出金	17,367	0.4
予備費	1,000	0.0
歳出合計	3,917,455	100.0

資料：令和7年度加東市予算書

国民健康保険特別会計歳出内訳



※ 構成比については、小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

②国民健康保険加入者数の年度別推移

各年度6月末日現在（単位：世帯、人、％）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
世帯数	総世帯数	17,259	17,361	17,277	17,531	17,762	17,772
	加入世帯数	4,739	4,768	4,661	4,537	4,407	4,285
	加入率	27.5	27.5	27.0	25.9	24.8	24.1
人口	総人口	40,304	40,004	39,708	39,672	39,469	39,092
	加入者数	7,639	7,561	7,276	6,944	6,625	6,307
	加入率	19.0	18.9	18.3	17.5	16.8	16.1
	介護保険第2号被保険者数	2,322	2,250	2,205	2,168	2,101	2,006

資料：国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）  
加東市人口統計（地区別人口世帯数統計表）

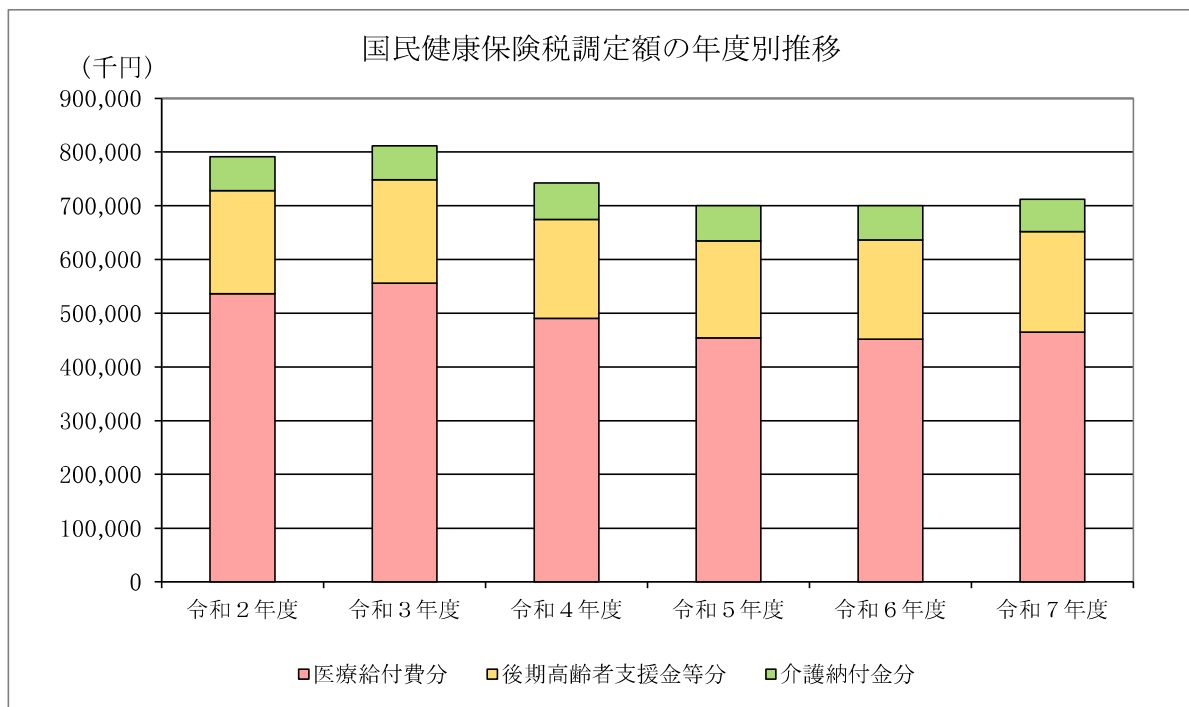
③国民健康保険税調定額の年度別推移

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療給付費分	536,320	555,811	490,042	454,303	451,563	464,705
後期高齢者支援金等分	191,914	192,262	184,551	180,139	184,998	187,247
介護納付金分	62,809	63,482	67,914	65,450	63,102	59,920
合計	791,042	811,556	742,507	699,893	699,663	711,872

※ 当初調定による。

※ 千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。



④国民健康保険加入者一人当たりの国民健康保険税額

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療給付費分 一人当たり税額	70,208	73,510	67,351	65,424	68,160	73,681
後期高齢者支援金等分 一人当たり税額	25,123	25,428	25,364	25,942	27,924	29,689
介護納付金分 一人当たり税額	27,050	28,215	30,801	30,190	30,035	29,871
一世帯当たり税額	166,922	170,209	159,302	154,263	158,762	166,131

※ 各年度の当初調定額と6月末日現在の国民健康保険加入者数等から算出しています。

⑤算定額

(単位：千円)

	区 分	算定額		
		所得割	均等割	平等割
令和2年度	医療給付費分	341,765	227,059	95,871
	後期高齢者支援金等分	126,615	80,870	33,577
	介護納付金分	41,671	26,380	11,883
令和3年度	医療給付費分	362,792	246,048	99,242
	後期高齢者支援金等分	128,733	85,348	34,284
	介護納付金分	43,907	28,892	12,403
令和4年度	医療給付費分	333,905	216,090	82,779
	後期高齢者支援金等分	130,722	81,585	31,205
	介護納付金分	47,283	30,173	12,616
令和5年度	医療給付費分	283,017	209,822	80,944
	後期高齢者支援金等分	115,258	83,084	31,874
	介護納付金分	42,263	30,139	12,496
令和6年度	医療給付費分	289,395	206,607	86,410
	後期高齢者支援金等分	121,152	84,675	34,997
	介護納付金分	43,151	29,760	12,831

資料：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

※ 算定額は、基準総所得金額の総合計や総加入者数、総世帯数に税率をかけた金額です。

⑥税率

	区 分	所得割額 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	限度額 (円)
令和2年度	医療給付費分	7.18	29,200	A、B以外の世帯 21,700	630,000
				A. 特定世帯 10,850	
				B. 特定継続世帯 16,275	
	後期高齢者 支援金等分	2.66	10,400	A、B以外の世帯 7,600	190,000
				A. 特定世帯 3,800	
				B. 特定継続世帯 5,700	
介護納付金分	2.26	11,400	6,100	170,000	
令和3年度	医療給付費分	7.75	32,000	A、B以外の世帯 22,000	630,000
				A. 特定世帯 11,000	
				B. 特定継続世帯 16,500	
	後期高齢者 支援金等分	2.75	11,100	A、B以外の世帯 7,600	190,000
				A. 特定世帯 3,800	
				B. 特定継続世帯 5,700	
介護納付金分	2.48	12,600	6,400	170,000	
令和4年度	医療給付費分	6.82	29,400	A、B以外の世帯 19,100	650,000
				A. 特定世帯 9,550	
				B. 特定継続世帯 14,325	
	後期高齢者 支援金等分	2.67	11,100	A、B以外の世帯 7,200	200,000
				A. 特定世帯 3,600	
				B. 特定継続世帯 5,400	
介護納付金分	2.63	13,500	6,700	170,000	
令和5年度	医療給付費分	6.90	29,800	A、B以外の世帯 19,300	650,000
				A. 特定世帯 9,650	
				B. 特定継続世帯 14,475	
	後期高齢者 支援金等分	2.81	11,800	A、B以外の世帯 7,600	220,000
				A. 特定世帯 3,800	
				B. 特定継続世帯 5,700	
介護納付金分	2.64	13,800	6,700	170,000	
令和6年度	医療給付費分	7.19	30,500	A、B以外の世帯 20,000	650,000
				A. 特定世帯 10,000	
				B. 特定継続世帯 15,000	
	後期高齢者 支援金等分	3.01	12,500	A、B以外の世帯 8,100	240,000
				A. 特定世帯 4,050	
				B. 特定継続世帯 6,075	
介護納付金分	2.71	13,900	7,000	170,000	
令和7年度	医療給付費分	7.42	32,000	A、B以外の世帯 20,500	660,000
				A. 特定世帯 10,250	
				B. 特定継続世帯 15,375	
	後期高齢者 支援金等分	3.02	12,800	A、B以外の世帯 8,200	260,000
				A. 特定世帯 4,100	
				B. 特定継続世帯 6,150	
介護納付金分	2.62	13,500	6,600	170,000	

※ 「特定世帯」とは、国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移られたことにより、国民健康保険加入者が一人になった世帯をいいます。

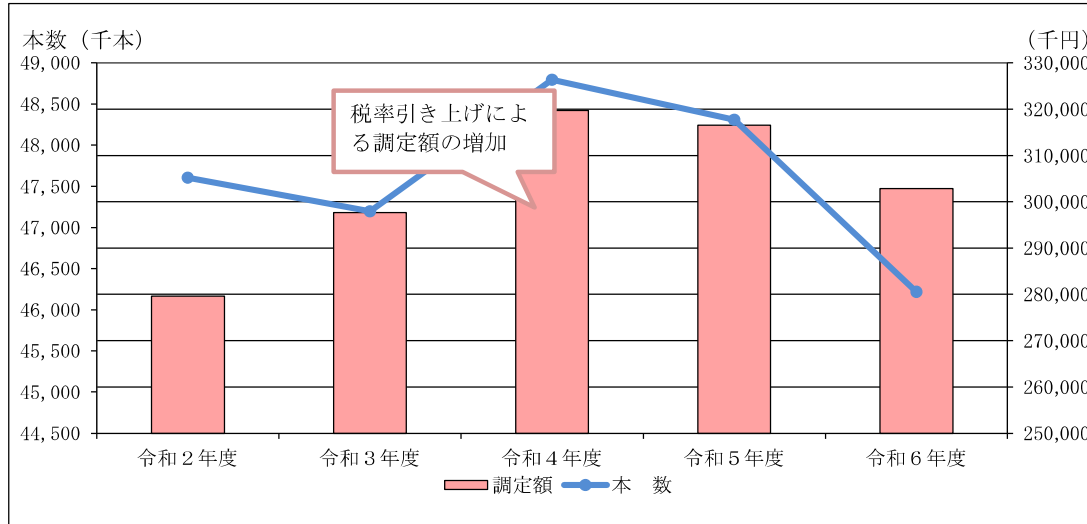
「特定継続世帯」とは、特定世帯に該当して5年経過後8年を超えない世帯をいいます。

## (4) 市たばこ税

調定額、本数の年度別推移

(単位：千円、千本)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額	279,644	297,668	319,696	316,526	302,814
本数	47,606	47,195	48,794	48,309	46,217



市たばこ税率の変遷

平成28年 4月1日改正 (旧3級品のみに) たばこ1,000本当たり2,925円  
 平成29年 4月1日改正 (旧3級品のみに) たばこ1,000本当たり3,355円  
 平成30年 4月1日改正 (旧3級品のみに) たばこ1,000本当たり4,000円  
 平成30年10月1日改正 たばこ1,000本当たり5,692円 (旧3級品は4,000円)  
 令和元年10月1日改正 たばこ1,000本当たり5,692円 (旧3級品)  
 令和2年10月1日改正 たばこ1,000本当たり6,122円  
 令和3年10月1日改正 たばこ1,000本当たり6,552円

※ 平成30年10月1日から製造たばこの税率が引き上げられていますが、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、段階的に税率が変わりました。旧3級品の製造たばこについては、令和元年10月1日の税率引き上げ以降、次のとおり製造たばこと同じ税率になっています。

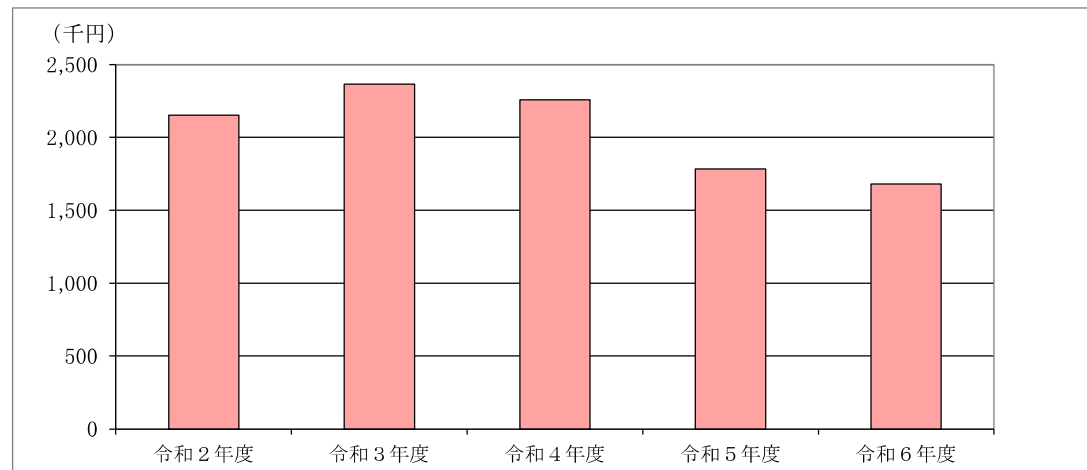
※ 旧3級品の製造たばことは、わかば・エコー・しんせい・ゴールデンバット・ウルマ・バイオレットの6銘柄を指します。

## (5) 鉱産税

調定額の年度別推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額	2,151	2,366	2,259	1,785	1,682



## 4 徵收

(1) 税目別収納状況(令和6年度現年度課税分)

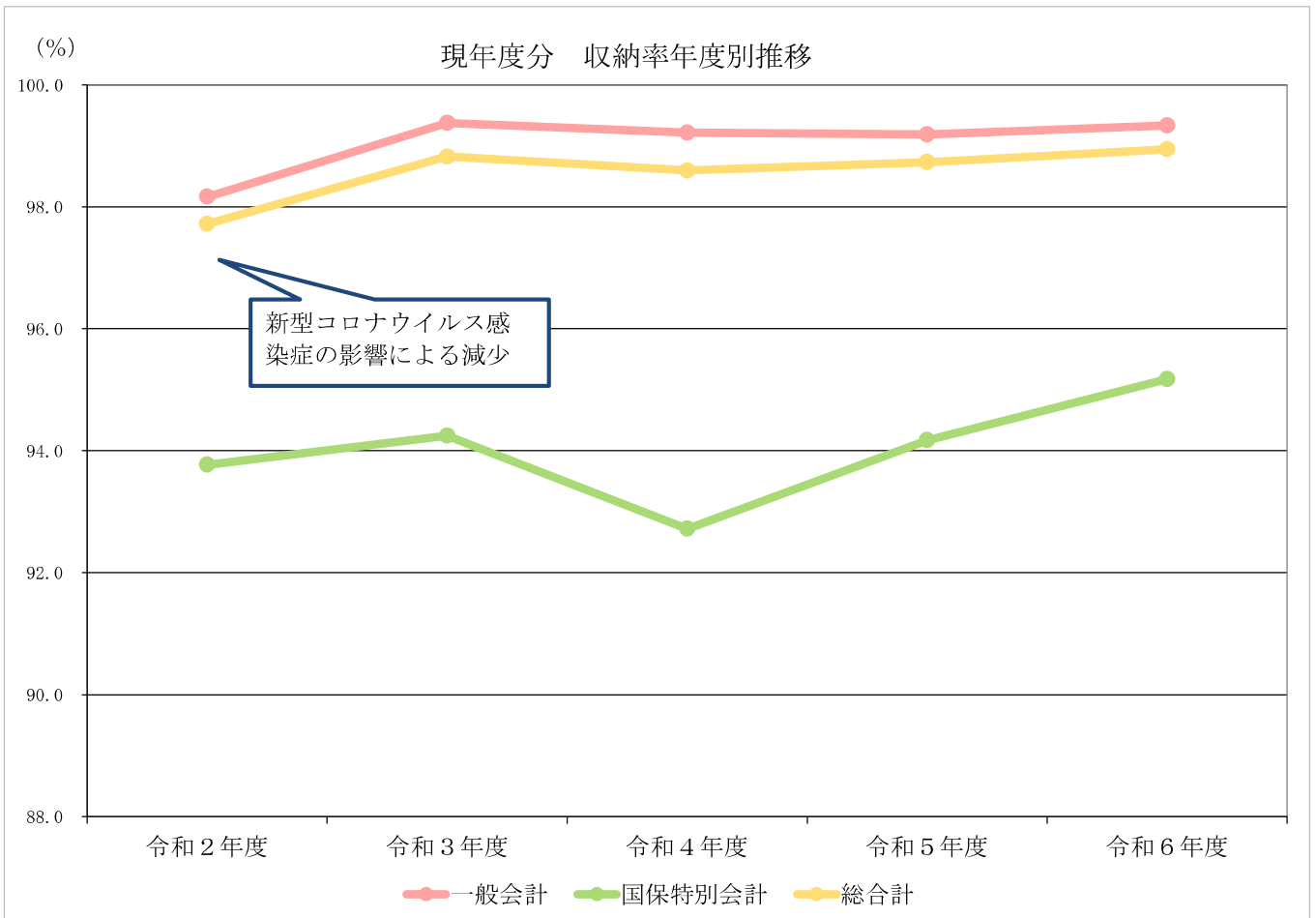
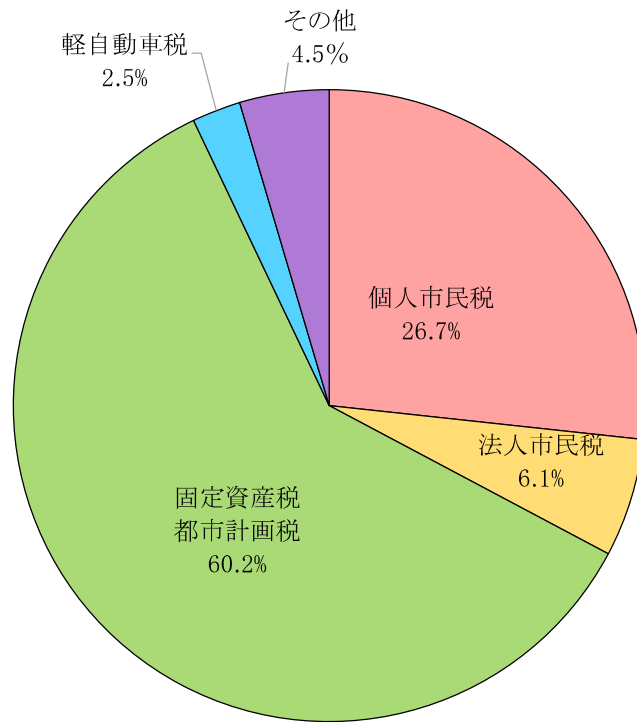
(単位:千円、%)

会計区分	税目	区分	調定額	収入済額	収納率
一 般 会 計	個人市民税	令和2年度	1,926,205	1,900,469	98.7
		令和3年度	1,871,483	1,852,172	99.0
		令和4年度	1,942,241	1,912,310	98.5
		令和5年度	1,932,421	1,908,771	98.8
		令和6年度	1,808,240	1,794,124	99.2
	法人市民税	令和2年度	473,952	472,684	99.7
		令和3年度	477,447	477,045	99.9
		令和4年度	506,647	505,955	99.9
		令和5年度	479,344	478,494	99.8
		令和6年度	409,481	408,653	99.8
	固定資産税 都市計画税	令和2年度	4,125,904	4,027,124	97.6
		令和3年度	3,883,647	3,863,802	99.5
		令和4年度	4,129,756	4,107,418	99.5
		令和5年度	4,102,368	4,072,254	99.3
		令和6年度	4,070,258	4,041,722	99.3
	固有資産等所在 市町村交付金	令和2年度	5,153	5,153	100.0
		令和3年度	5,061	5,061	100.0
		令和4年度	5,026	5,026	100.0
		令和5年度	4,963	4,963	100.0
		令和6年度	4,979	4,979	100.0
	軽自動車税	令和2年度	143,469	141,614	98.7
		令和3年度	147,234	145,076	98.5
		令和4年度	157,070	154,736	98.5
		令和5年度	159,446	157,276	98.6
		令和6年度	168,862	167,253	99.0
市たばこ税	令和2年度	279,644	279,644	100.0	
	令和3年度	297,668	297,668	100.0	
	令和4年度	319,696	319,696	100.0	
	令和5年度	316,526	316,526	100.0	
	令和6年度	302,814	302,814	100.0	
鉱産税	令和2年度	2,151	2,151	100.0	
	令和3年度	2,366	2,366	100.0	
	令和4年度	2,259	2,259	100.0	
	令和5年度	1,785	1,785	100.0	
	令和6年度	1,682	1,682	100.0	
一般会計 合計	令和2年度	6,956,478	6,828,838	98.2	
	令和3年度	6,684,906	6,643,190	99.4	
	令和4年度	7,062,696	7,007,400	99.2	
	令和5年度	6,996,852	6,940,068	99.2	
	令和6年度	6,766,316	6,721,227	99.3	
国保特別会計	国民健康保険税	令和2年度	781,312	732,630	93.8
		令和3年度	803,915	757,663	94.2
		令和4年度	748,141	693,678	92.7
		令和5年度	696,480	655,897	94.2
		令和6年度	695,447	661,894	95.2
総合計	令和2年度	7,737,790	7,561,468	97.7	
	令和3年度	7,488,821	7,400,853	98.8	
	令和4年度	7,810,838	7,701,078	98.6	
	令和5年度	7,693,331	7,595,965	98.7	
	令和6年度	7,461,763	7,383,121	98.9	

※ 金額については千円未満、収納率については小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

※ 令和元年度以降の軽自動車税については環境性能割額及び種別割額の合計を記載しています。

令和6年度 現年度 一般会計調定額内訳

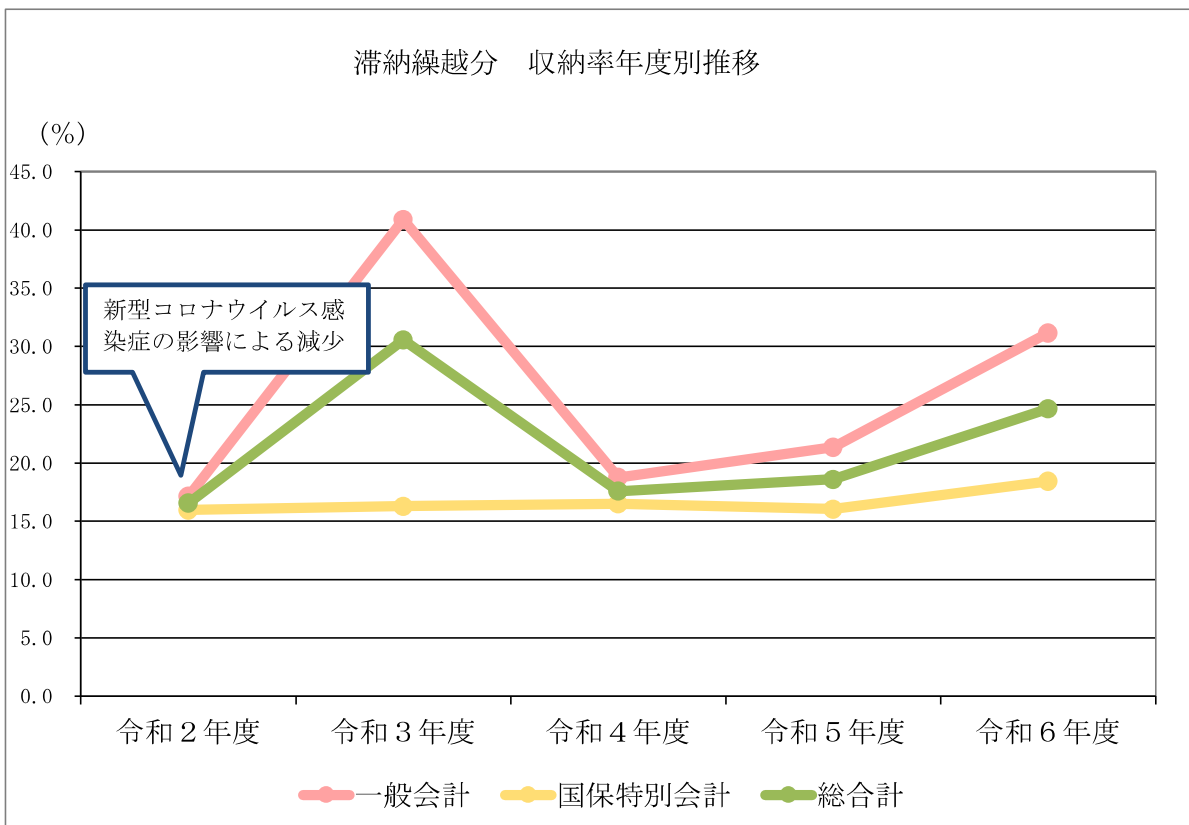
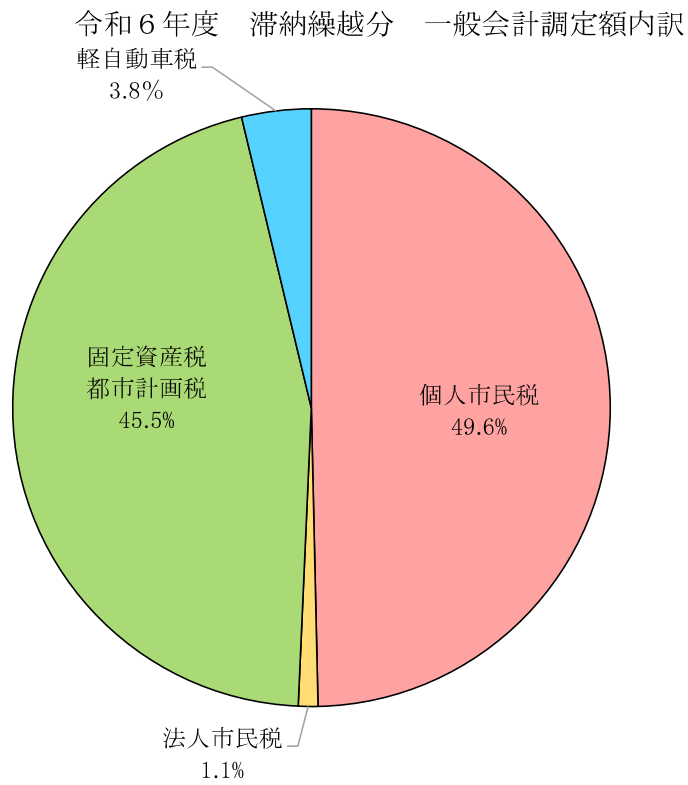


## (2) 税目別収納状況(令和6年度滞納繰越分)

(単位：千円、%)

会計区分	区分		調定額	収入済額	収納率
	税目				
一般会計	個人市民税	令和2年度	81,544	15,442	18.9
		令和3年度	87,669	18,772	21.4
		令和4年度	81,885	15,615	19.1
		令和5年度	90,171	18,232	20.2
		令和6年度	91,430	21,776	23.8
	法人市民税	令和2年度	2,886	813	28.2
		令和3年度	2,737	1,166	42.6
		令和4年度	1,694	398	12.5
		令和5年度	1,911	606	27.2
		令和6年度	1,936	652	33.7
	固定資産税 都市計画税	令和2年度	116,059	17,843	15.4
		令和3年度	185,606	94,268	50.8
		令和4年度	86,867	15,670	18.0
		令和5年度	78,580	17,210	21.9
		令和6年度	83,872	32,969	39.3
	軽自動車税	令和2年度	6,776	1,438	21.2
		令和3年度	6,688	1,399	20.9
		令和4年度	7,018	1,622	23.1
		令和5年度	7,015	1,908	27.2
		令和6年度	6,923	1,980	28.6
一般会計 合計	令和2年度	207,265	35,536	17.1	
	令和3年度	282,700	115,605	40.9	
	令和4年度	177,463	33,305	18.8	
	令和5年度	177,678	37,956	21.4	
	令和6年度	184,160	57,376	31.2	
国保特別会計	国民健康保険税	令和2年度	209,000	33,394	16.0
		令和3年度	204,695	33,350	16.3
		令和4年度	193,085	31,851	16.5
		令和5年度	193,078	31,006	16.1
		令和6年度	192,643	35,510	18.4
総合計	令和2年度	416,264	68,930	16.6	
	令和3年度	487,395	148,954	30.6	
	令和4年度	370,548	65,156	17.6	
	令和5年度	370,756	68,962	18.6	
	令和6年度	376,804	92,886	24.7	

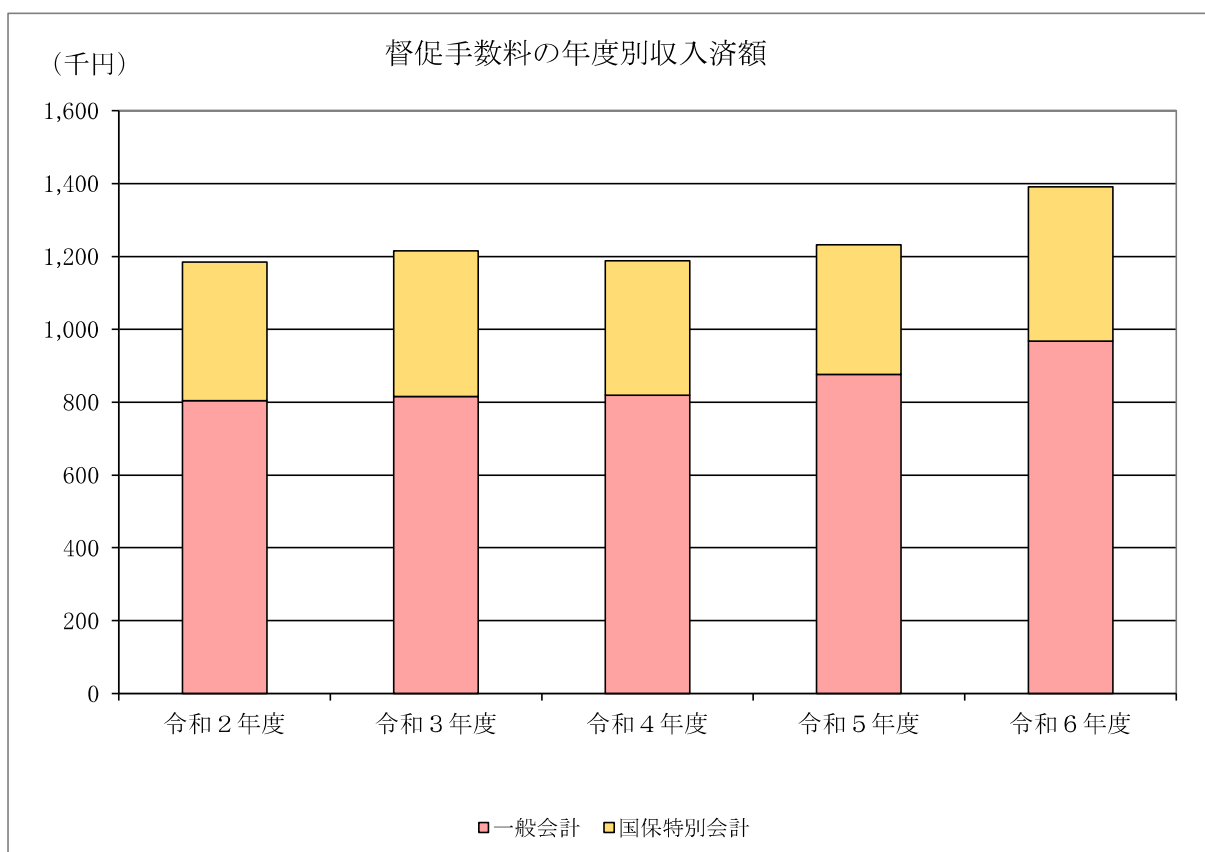
※ 金額については千円未満、収納率については小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。



### (3) 督促手数料の年度別収入済額

(単位：千円)

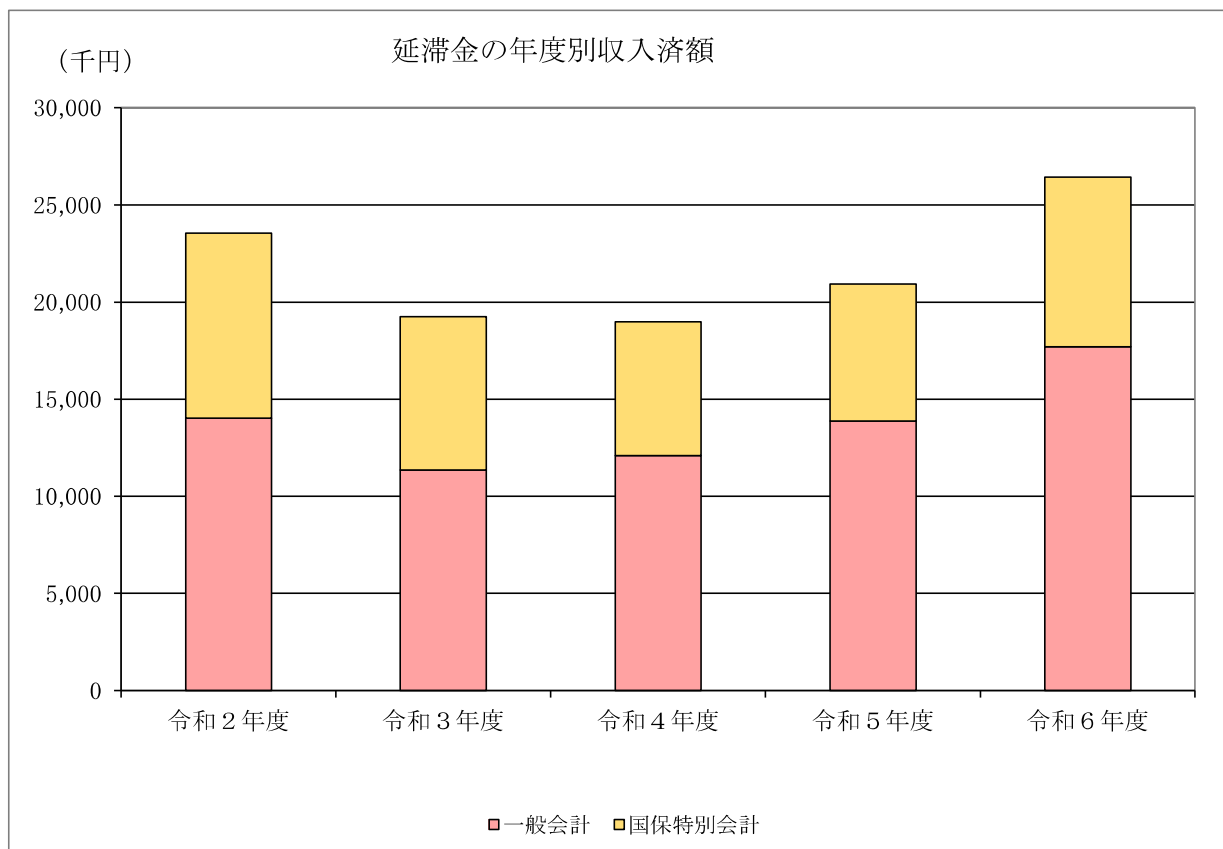
会計区分	税目	区分	収入済額
一般会計	市 税	令和2年度	804
		令和3年度	816
		令和4年度	819
		令和5年度	876
		令和6年度	968
国保特別会計	国民健康保険税	令和2年度	381
		令和3年度	399
		令和4年度	369
		令和5年度	356
		令和6年度	424
総合計		令和2年度	1,185
		令和3年度	1,215
		令和4年度	1,188
		令和5年度	1,232
		令和6年度	1,392



#### (4) 延滞金の年度別収入済額

(単位：千円)

区会 分計	税目	区分	収入済額
一般 会計	市 税	令和2年度	14,025
		令和3年度	11,358
		令和4年度	12,088
		令和5年度	13,882
		令和6年度	17,697
国保 特別 会計	国民健康保険税	令和2年度	9,528
		令和3年度	7,900
		令和4年度	6,900
		令和5年度	7,037
		令和6年度	8,726
総合計		令和2年度	23,553
		令和3年度	19,258
		令和4年度	18,988
		令和5年度	20,919
		令和6年度	26,423



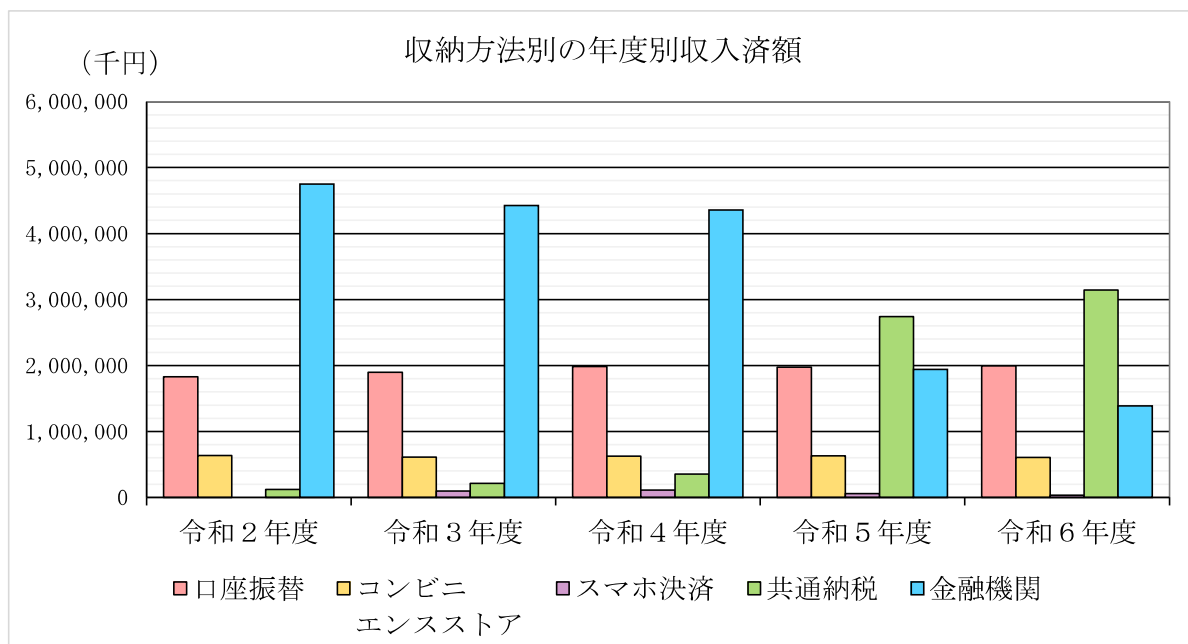
## (5) 収納方法別の年度別収入済額

(単位：千円)

区分	口座振替	コンビニ エンスストア	スマホ決済	共通納税	金融機関	
個人市・県民税	令和2年度	174,432	158,255	1,572	64,926	1,518,298
	令和3年度	166,072	153,676	23,941	114,976	1,412,279
	令和4年度	164,718	154,637	29,015	210,560	1,368,995
	令和5年度	150,251	157,775	27,017	305,386	1,286,574
	令和6年度	167,605	135,887	7,483	544,618	960,307
法人市民税	令和2年度	-	-	-	59,891	413,606
	令和3年度	-	-	-	101,672	376,539
	令和4年度	-	-	-	145,114	361,239
	令和5年度	-	-	-	181,105	297,995
	令和6年度	-	-	-	223,175	186,130
固定資産税 都市計画税	令和2年度	1,175,335	287,233	1,609	-	2,582,399
	令和3年度	1,237,126	267,178	48,020	-	2,405,746
	令和4年度	1,368,067	287,578	61,789	-	2,405,654
	令和5年度	1,396,609	285,465	13,801	2,212,337	181,252
	令和6年度	1,405,864	282,559	14,482	2,219,264	152,522
軽自動車税	令和2年度	45,031	54,275	101	-	43,746
	令和3年度	45,706	52,931	6,040	-	41,798
	令和4年度	45,644	58,496	7,107	-	45,111
	令和5年度	45,657	57,431	1,686	39,929	14,481
	令和6年度	45,238	59,847	1,973	41,467	20,708
国民健康保険税	令和2年度	437,272	132,820	1,952	-	195,932
	令和3年度	445,664	139,313	16,307	-	189,729
	令和4年度	407,275	124,729	17,685	-	175,840
	令和5年度	380,540	127,728	17,566	-	161,069
	令和6年度	376,117	129,494	9,564	116,859	65,370
総合計	令和2年度	1,832,070	632,583	5,234	124,817	4,748,747
	令和3年度	1,894,568	613,098	94,308	216,648	4,426,091
	令和4年度	1,985,703	625,440	115,596	355,674	4,356,840
	令和5年度	1,973,056	628,399	60,070	2,738,757	1,941,372
	令和6年度	1,994,823	607,787	33,502	3,145,383	1,385,037

※ 金額については千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

※ スマホ決済について令和2年9月から運用開始。



## (6) 不納欠損

(単位：件、千円)

会計区分	税	区分	執行停止 3年経過		即時消滅		執行停止中 時効		計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般 会 計	個人市・ 県民税	令和2年度	136	2,883	7	294	260	4,202	403	7,379
		令和3年度	273	7,750	13	289	183	4,018	469	12,507
		令和4年度	299	7,013	14	131	170	3,458	483	10,602
		令和5年度	164	4,536	22	414	138	3,034	324	7,984
		令和6年度	66	1,774	24	403	156	3,110	246	5,287
	法人市民税	令和2年度	4	120	0	0	6	461	10	581
		令和3年度	0	0	2	47	5	233	7	279
		令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0
		令和5年度	0	0	0	0	2	222	2	222
		令和6年度	0	0	1	46	2	174	3	220
	固定資産税 都市計画税	令和2年度	374	5,726	390	2,146	414	3,576	1,178	11,448
		令和3年度	459	4,953	265	2,038	271	19,277	995	26,269
		令和4年度	308	7,434	385	2,016	162	5,514	855	14,964
		令和5年度	129	1,214	320	2,250	206	3,107	655	6,571
	軽自動車税	令和2年度	37	219	5	54	74	238	116	511
		令和3年度	21	144	6	48	40	196	67	387
		令和4年度	84	407	7	79	21	117	112	603
		令和5年度	20	120	7	55	27	166	54	341
		令和6年度	12	92	13	113	29	209	54	415
	一般会計 合計	令和2年度	551	8,948	402	2,494	754	8,477	1,707	19,919
令和3年度		753	12,847	286	2,422	499	23,724	1,538	38,993	
令和4年度		691	14,854	406	2,225	353	9,089	1,450	26,169	
令和5年度		313	5,869	349	2,719	373	6,527	1,035	15,116	
令和6年度		162	2,358	411	2,602	347	4,896	920	9,856	
国保特別 会計	国民健康 保険税	令和2年度	310	7,271	91	1,760	560	8,070	961	17,101
		令和3年度	455	11,898	32	590	520	9,255	1,007	21,742
		令和4年度	840	13,689	36	1,394	367	5,014	1,243	20,097
		令和5年度	216	5,359	13	295	199	2,348	428	8,003
		令和6年度	181	1,951	14	286	172	2,251	367	4,488
総合計	令和2年度	861	16,219	493	4,254	1,314	16,547	2,668	37,020	
	令和3年度	1,208	24,745	318	3,012	1,019	32,979	2,545	60,735	
	令和4年度	1,531	28,544	442	3,619	720	14,102	2,693	46,265	
	令和5年度	529	11,229	362	3,015	572	8,875	1,463	23,118	
	令和6年度	343	4,309	425	2,888	519	7,147	1,287	14,344	

※ 金額については千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

## (7) 執行停止

(単位：件、千円)

会計区分	区分 税目	差押財産なし		生活困窮		所在・財産不明		計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
一般会計	個人市・ 県民税	令和2年度	6	294	84	6,351	83	2,548	173	11,518
		令和3年度	8	399	49	3,526	41	1,722	98	5,647
		令和4年度	6	131	35	2,142	63	2,094	104	4,366
		令和5年度	11	436	31	1,405	116	4,584	158	6,425
		令和6年度	12	403	32	2,264	99	3,508	143	6,175
	法人市民税	令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	878
		令和3年度	2	47	0	0	2	220	4	267
		令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0
		令和5年度	1	174	0	0	0	0	1	174
		令和6年度	1	46	0	0	0	0	1	46
	固定資産税 都市計画税	令和2年度	109	6,940	67	3,173	49	808	225	17,117
		令和3年度	85	8,319	48	1,817	20	144	153	10,280
		令和4年度	103	4,889	45	2,491	4	48	152	7,429
		令和5年度	90	2,301	22	300	29	735	141	3,335
		令和6年度	105	2,040	36	886	17	368	158	3,295
	軽自動車税	令和2年度	30	82	51	327	10	51	91	685
		令和3年度	7	60	30	206	1	13	38	278
		令和4年度	7	79	22	177	10	90	39	346
		令和5年度	5	55	22	182	19	114	46	351
		令和6年度	12	113	21	122	22	76	55	311
一般会計 合計	令和2年度	145	7,316	202	9,851	142	3,407	489	20,574	
	令和3年度	102	8,825	127	5,549	64	2,099	293	16,472	
	令和4年度	116	5,099	102	4,810	77	2,232	295	12,142	
	令和5年度	107	2,967	75	1,886	164	5,433	346	10,286	
	令和6年度	130	2,602	89	3,272	138	3,952	357	9,827	
国保特別会計	国民健康 保険税	令和2年度	16	1,760	118	12,452	24	778	158	23,425
		令和3年度	12	590	65	3,772	28	672	105	5,034
		令和4年度	7	1,394	36	1,613	34	982	77	3,988
		令和5年度	9	295	37	1,812	67	2,948	113	5,055
		令和6年度	7	286	57	4,435	33	2,418	97	7,138
総合計	令和2年度	161	9,076	320	22,303	166	4,185	647	43,999	
	令和3年度	114	9,415	192	9,321	92	2,771	398	21,506	
	令和4年度	123	6,493	138	6,422	111	3,215	372	16,130	
	令和5年度	116	3,262	112	3,697	231	8,381	459	15,340	
	令和6年度	137	2,888	146	7,707	171	6,370	454	16,965	

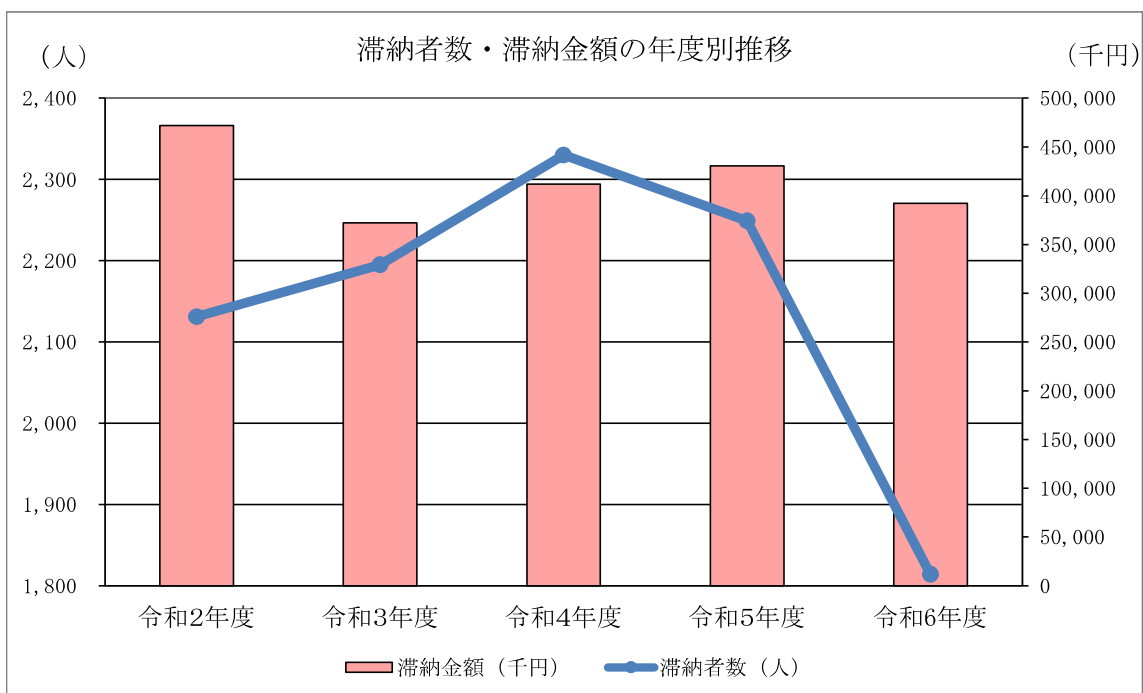
※ 金額については千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

## (8) 滞納者数・滞納金額の年度別推移

各年3月31日現在(単位:人、千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
滞納者数(人)	2,131	2,195	2,330	2,249	1,814
滞納金額(千円)	472,173	372,259	411,927	430,686	392,254

※ 滞納者数には法人を含みます。

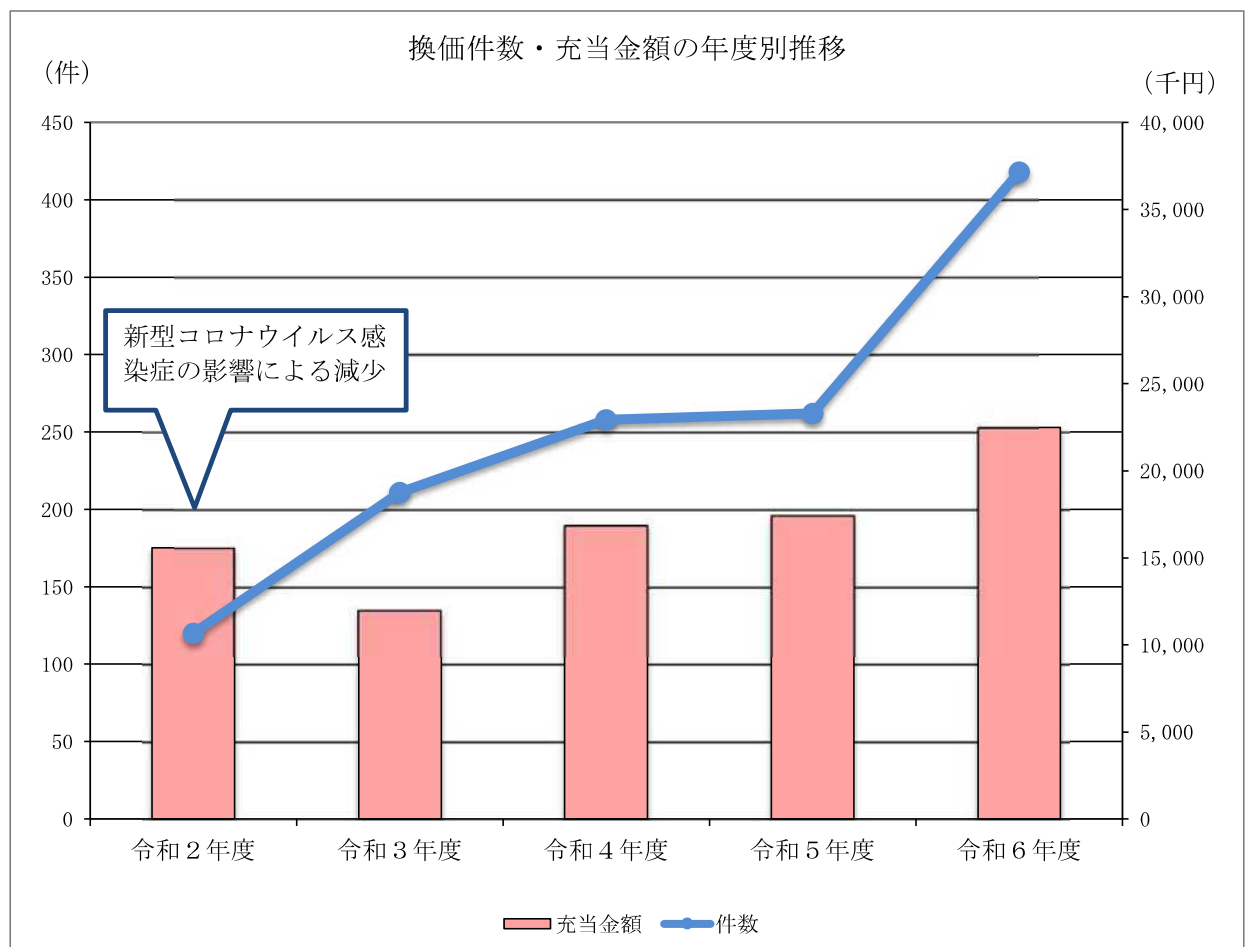
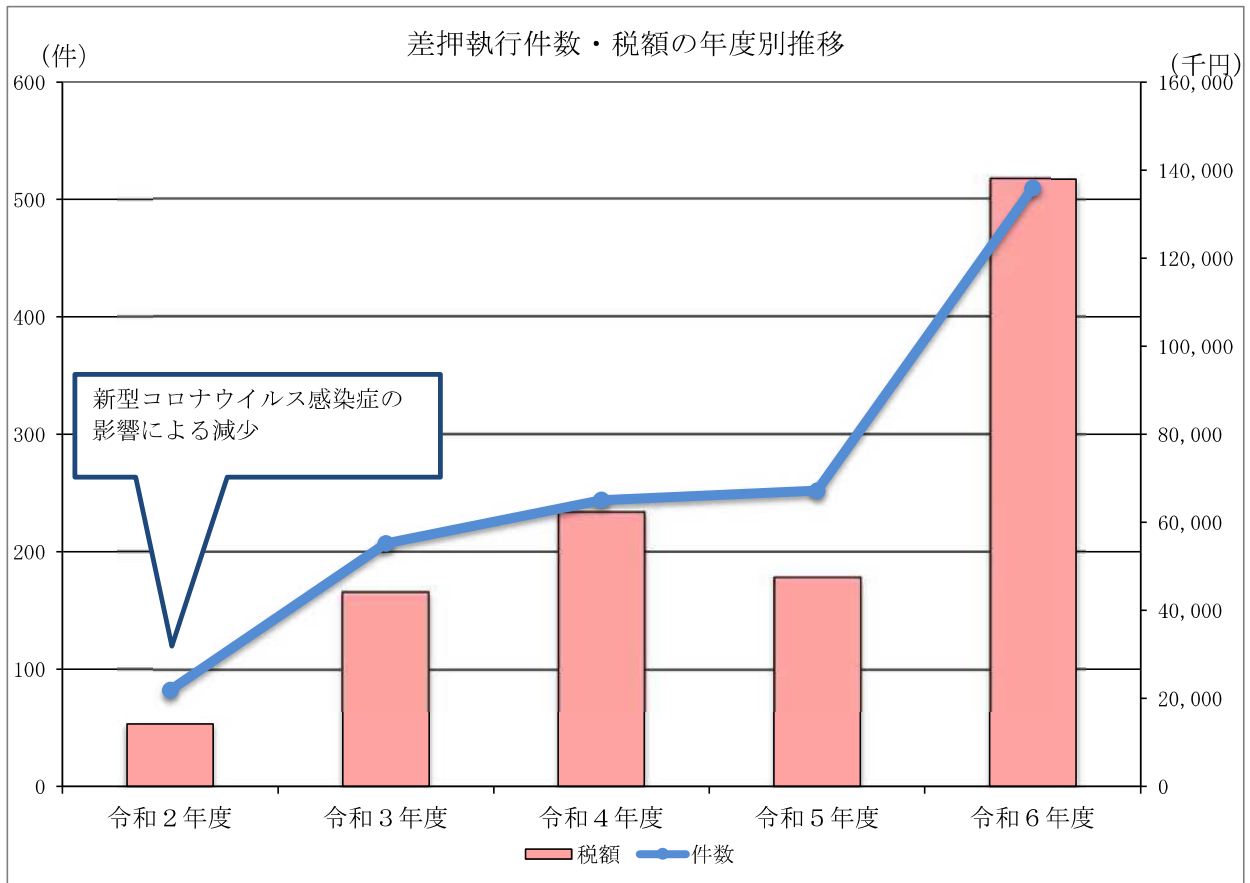


### (9) 滞納処分(差押え、換価)状況

(単位: 件、千円)

種別	区分	差押執行		換価	
		件数	税額	件数	充当金額
預貯金	令和2年度	42	3,326	39	1,747
	令和3年度	134	19,848	133	6,718
	令和4年度	164	34,565	153	6,564
	令和5年度	190	27,166	177	6,320
	令和6年度	422	82,336	334	14,796
継続債権	令和2年度	32	9,368	74	13,727
	令和3年度	51	12,254	66	4,582
	令和4年度	65	16,670	90	9,656
	令和5年度	34	8,032	66	10,033
	令和6年度	32	9,239	54	5,390
不動産	令和2年度	0	0	0	0
	令和3年度	6	6,354	0	0
	令和4年度	1	688	0	0
	令和5年度	0	0	0	0
	令和6年度	18	21,498	0	0
動産	令和2年度	1	409	2	37
	令和3年度	2	1,078	1	2
	令和4年度	1	1,197	1	34
	令和5年度	0	0	1	45
	令和6年度	3	6,852	1	150
自動車	令和2年度	1	385	0	0
	令和3年度	2	960	0	0
	令和4年度	1	97	0	0
	令和5年度	3	996	0	0
	令和6年度	1	914	0	0
国税還付金	令和2年度	2	500	2	19
	令和3年度	6	1,817	7	266
	令和4年度	7	7,517	8	484
	令和5年度	7	3,943	6	363
	令和6年度	18	6,514	18	713
生命保険	令和2年度	0	0	0	0
	令和3年度	4	1,356	2	98
	令和4年度	0	0	1	8
	令和5年度	4	729	1	8
	令和6年度	5	7,883	2	359
その他	令和2年度	4	226	3	48
	令和3年度	2	593	2	336
	令和4年度	5	1,672	5	129
	令和5年度	14	6,692	11	681
	令和6年度	11	2,698	9	1,074
合計	令和2年度	82	14,214	120	15,578
	令和3年度	207	44,260	211	12,002
	令和4年度	244	62,406	258	16,875
	令和5年度	252	47,558	262	17,450
	令和6年度	510	137,934	418	22,482

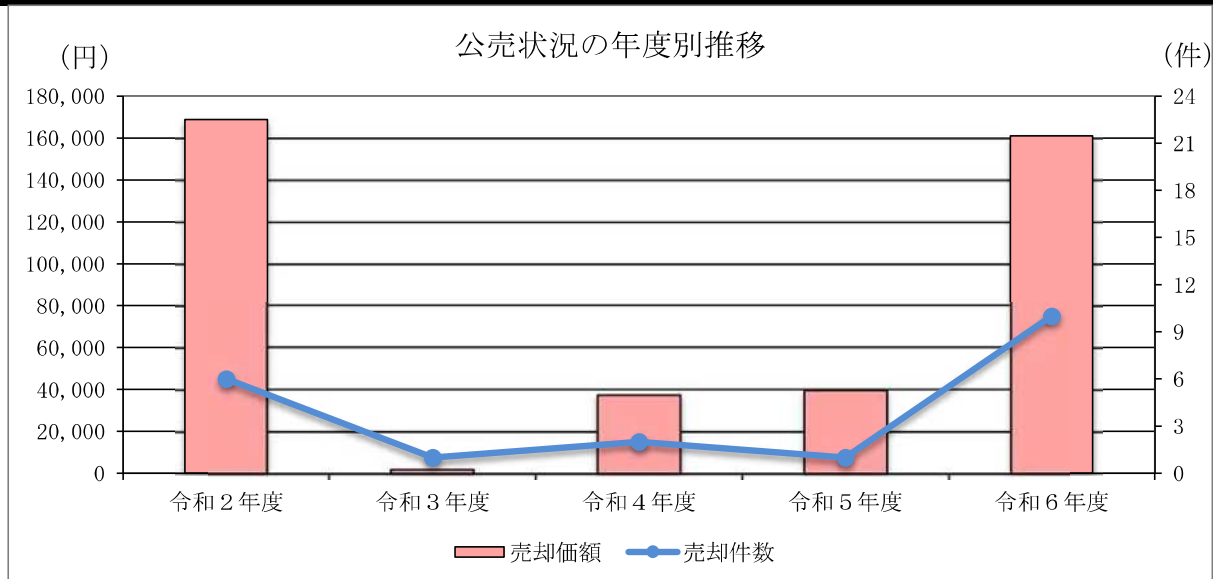
※ 決算資料から引用



## (10) 公売状況

(単位：件、円)

種別	区分	実施回数	物件数	売却件数	売却価額
不動産	令和2年度	0	0	0	0
	令和3年度	0	0	0	0
	令和4年度	0	0	0	0
	令和5年度	0	0	0	0
	令和6年度	0	0	0	0
動産	令和2年度	4	22	6	168,700
	令和3年度	2	6	1	2,000
	令和4年度	2	2	2	37,400
	令和5年度	1	1	1	39,800
	令和6年度	3	19	10	161,060
自動車	令和2年度	0	0	0	0
	令和3年度	0	0	0	0
	令和4年度	0	0	0	0
	令和5年度	0	0	0	0
	令和6年度	0	0	0	0
合計	令和2年度	4	22	6	168,700
	令和3年度	2	6	1	2,000
	令和4年度	2	2	2	37,400
	令和5年度	1	1	1	39,800
	令和6年度	3	19	10	161,060







## 令和7年度 市 税 の 概 要

発 行 者／加東市総務財政部税務課

兵庫県加東市社50番地

電 話 0795-42-3301（代表）

FAX 0795-42-5282

URL <http://www.city.kato.lg.jp/>

発行年月／令和8年2月